

# 資料編

# 資料編 目次

1	市町村合併とは	1
2	市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)の概要	2
3	市町村合併手続きの流れ	6
4	住民発議制度の概要	7
5	地方分権の動き	8
6	市町村合併に関する国の動きと答申等の内容	10
7	市町村の合併の推進についての指針	29
8	市町村合併の推進のための地方財政措置の拡充について(通知)	42
9	市町村合併の推進のための補助金	48
10	各政党等における市町村合併の位置付け	51
11	政令指定都市、中核市、特例市の比較	54
12	市と町村の比較	55
13	全国の市町村数の変遷等	56
14	全国の昭和60年度以降の合併の状況	57
15	宮崎県における市町村数の変遷等	58
16	市町村領域の変遷	59
17	宮崎県行政区画図(合併関係市町村)	66
18	全国の市町村数、平均人口、面積の比較	67
19	県内市町村の人口、面積、人口密度	68
20	県内市町村の人口推移	69
21	県内市町村の65歳以上人口推移	70
22	県内市町村の産業の現状	71
23	市町村間通勤状況	74
24	市町村間通学状況	75
25	市町村間買い物状況	76
26	市町村間通院状況	77
27	総合交通網の整備状況	78
28	九州管内所要時間表(昭和58年・平成12年)	79
29	県内市町村の財政状況	81
30	県内市町村の部門別職員数	82
31	県内市町村の広域行政の取組状況	83
32	各種圏域設定の状況	87
33	市町村別人口推計の概要について	90
34	クラスター分析の概要	95
35	シミュレーションの具体的な方法	102
36	宮崎縣市町村合併懇談会設置要綱	111
37	用語の解説	113

## 市町村合併とは

市町村の合併の特例に関する法律にいう市町村の合併は、地方自治法に規定のある市町村の配置分合のうち、少なくとも1つ以上の市町村数の減少を伴うものをいい、次の2つの形態がある。

### 新設合併

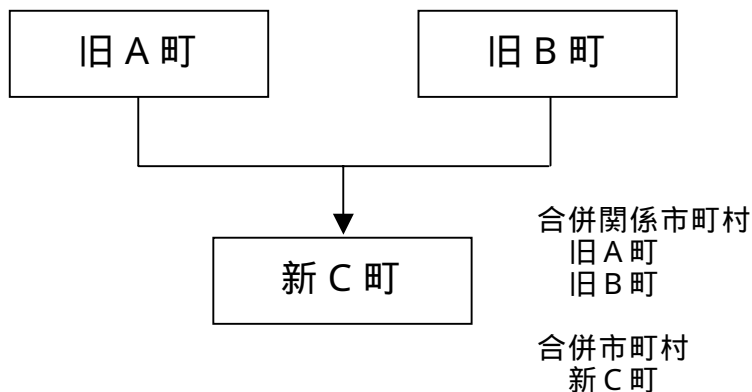
2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。

### 編入合併

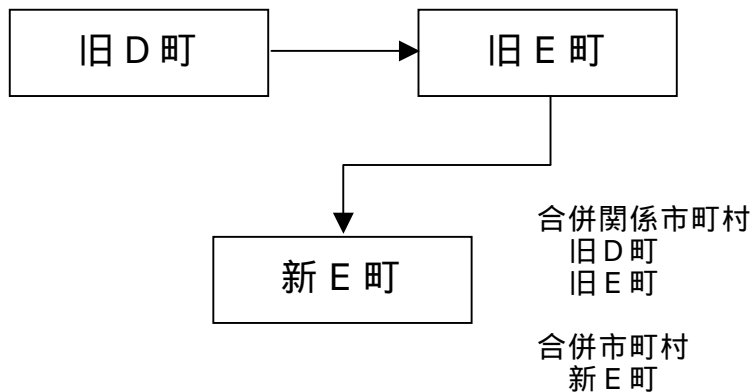
市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。

また、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村を「合併関係市町村」といい、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村を「合併市町村」という。

#### 新設合併(いわゆる対等合併)



#### 編入合併(いわゆる吸収合併)



## 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の概要

（昭和40年法律第6号）

（改正 平11.7.16法律第87号、下記の下線部分）

（最終改正 平12.12.6法律第138号、下記の二重下線部分）

### 1 **趣旨**（第1条）

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

### 2 **合併協議会**（第3条）

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長その他の職員又は学識経験を有する者の中から選任する。

### 3 **住民発議制度**（第4条・第4条の2）

有権者の50分の1以上の者の連署をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の直接請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

### 4 **市町村建設計画**（第5条）

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

合併後に市町村建設計画を変更する場合には、あらかじめ都道府県との協議をし、議会の議決を経て変更できる。

### 5 **市となるべき要件の特例**（第5条の2）

（平成16年3月31日までに合併が行われる場合に限る）

市制施行のため要件は、人口要件の3万人以上のみとする。

市の区域全部を含む区域をもって行われる新設合併にあっては、市となるべき要件を備えていない場合でも、市となることができる。

(平成16年4月1日から平成17年3月31までの間に合併が行われる場合に限る)  
市制施行のための人口要件は、4万人以上とする。

市の区域全部を含む区域をもって行われる新設合併にあつては、市となるべき要件を備えていない場合でも、市となることができる。

6 **地域審議会の設置** (第5条の4)

合併前の関係市町村の協議により、期間を定めて旧市町村の区域ごとに、新市町村長の諮問により審議又は意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことができる。

7 **議会の議員の定数・在任に関する特例** (第6条・第7条)

(1) 新設合併の場合

定数特例を活用する場合(設置選挙を実施)

合併市町村の議員定数の2倍まで定数増(最初の任期)

在任特例を活用する場合

合併前の議員が2年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

定数特例を活用する場合(増員選挙を実施)

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増： $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$

増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間

在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能

さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

8 **議員の退職年金の特例** (第7条の2)

合併がなければ地方議会議員の退職年金の受給資格を満たすこととなる者については、当該要件を満たしているとみなす。

9 **農業委員会の委員の任期等に関する特例** (第8条)

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

1 0 **職員の身分の取扱い** (第 9 条)

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

1 1 **地方税の不均一課税** (第 1 0 条)

合併の行われた日の属する年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一の課税を行うことができる。

1 2 **地方交付税の額の算定の特例** (第 1 1 条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 1 0 年度については、合併前の合算額を下らないように算定をし、その後 5 年度については増加額を段階的に縮減する。

1 3 **合併特例債の創設** (第 1 1 条の 2)

( 1 ) 市町村建設計画に基づく次の事業で特に必要と認められているものは、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く 1 0 年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

一体性の連やかな確立を図るため又は均衡ある発展のために行う公共的施設の整備事業等

建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

( 充当率 9 5 % ・ 普通交付税措置率 7 0 % )

( 2 ) 市町村建設計画を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について、特別の配慮をする。

1 4 **災害復旧事業費の国庫負担等の特例** (第 1 3 条)

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

1 5 **都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例** (第 1 4 条)

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

16 **国、都道府県等の協力等** (第16条)

(1) **国の役割**

都道府県、市町村に対する助言、情報の提供等の実施。

合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置を講じること。

合併の推進に伴う地方議会議員共済会の運営の状況を勘案し、健全な運営のための措置を講じること。

(2) **都道府県の役割**

市町村に対する助言、情報の提供等の実施。

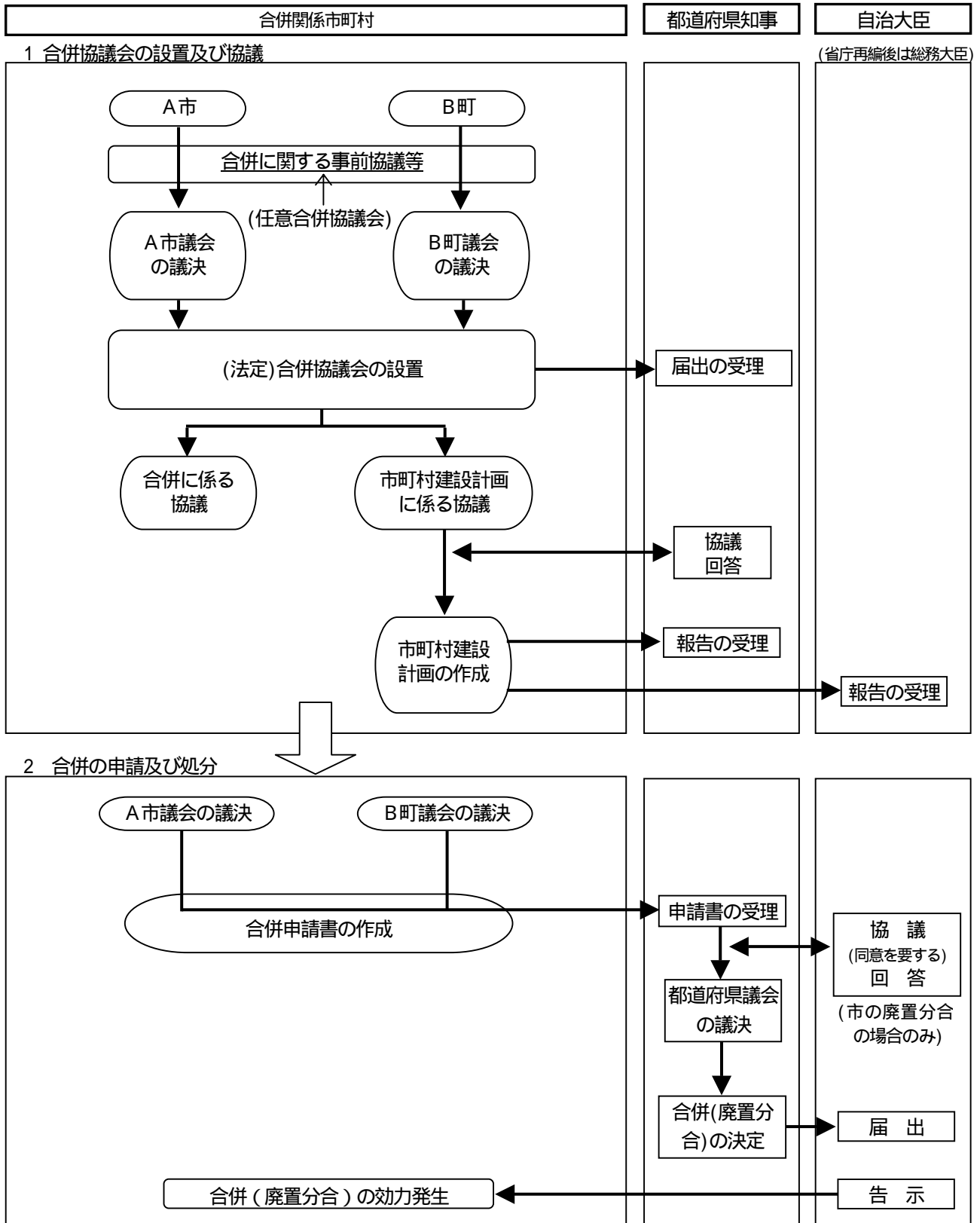
市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整。

合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画の達成のための事業の実施。

17 **都道府県知事による合併協議会設置の勧告** (第16条の2)

知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に合併協議会の設置の勧告をする場合には、関係市町村の意見を聴き、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

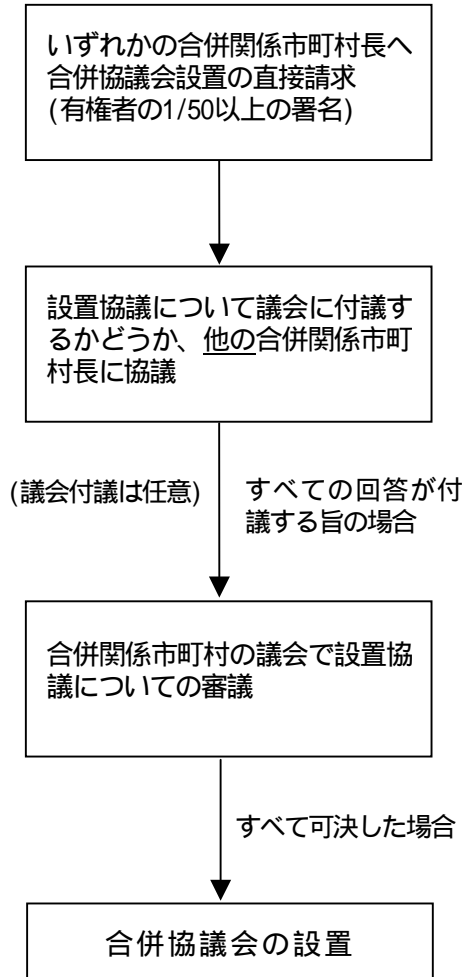
# 市町村合併手続きの流れ



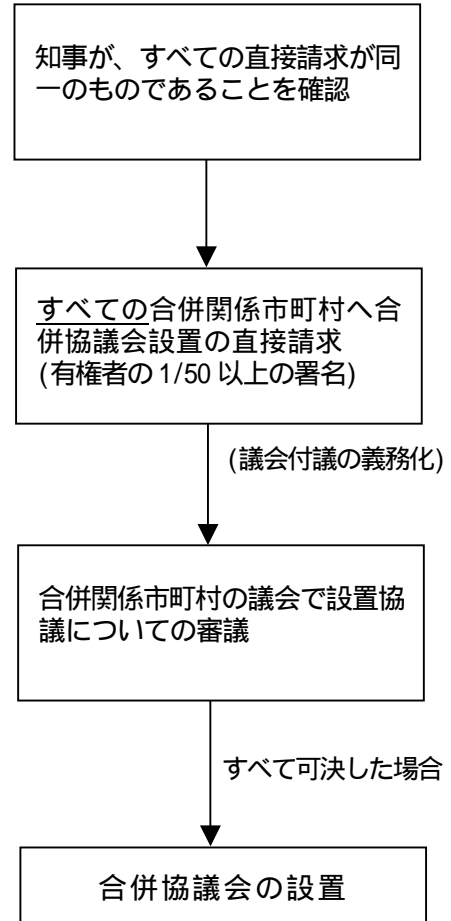


## 住民発議制度の概要

平成7年度に創設された住民発議制度



平成11年度に拡充された内容  
(すべての合併関係市町村に同一の  
直接請求がなされた場合)



# 地方分権の動き

## 1 地方分権推進の基本理念

国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、  
地方公共団体の自主性・自立性を高め、  
個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること

<参考 地方分権推進法>

(地方分権の推進に関する基本理念)

第2条 地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

## 2 今なぜ地方分権なのか

国際・国内環境の急激な変貌に伴う新たな時代の要請

変動する国際社会への対応

国内問題に対する国の負担を軽減し、国際社会への対応能力を高める必要

東京一極集中の是正

決定権限を地方に移譲し、地域社会の活力を取り戻す必要

個性豊かな地域社会の形成

国民の多様化した価値観・ニーズに応じた地域づくり、まちづくりの必要

高齢社会・少子化社会への対応

的確に対応できる仕組みづくりに向けて、住民に身近な市町村の創意工夫の必要



従来の中央集権型行政システムでは的確な対応が困難



**地方分権の推進が必要**

## これまでの地方分権の動き

平成 5 年	6 月	地方分権の推進に関する決議（衆参両院）
	10 月	第三次行革審最終答申（「規制緩和」と「地方分権」に重点）
6 年	9 月	地方分権の推進に関する意見書（地方六団体）
	11 月	地方分権の推進に関する答申（第 24 次地方制度調査会）
	12 月	地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定）
7 年	5 月	地方分権推進法成立
	7 月	地方分権推進法施行 地方分権推進委員会発足
8 年	3 月	地方分権推進委員会中間報告
	12 月	地方分権推進委員会第 1 次勧告 ・ 機関委任事務制度の廃止 ・ 国の関与の新たなルール ・ 権限委譲 等 国庫補助負担金・税財源に関する中間取りまとめ
9 年	7 月	第 2 次勧告 ・ 事務区分、国地方関係調整ルール、必置規制、都道府県と市町村の関係、行政体制の整備、補助金・税財源等
	9 月	第 3 次勧告 ・ 地方事務官、事務区分（駐留軍用地特措法）
	10 月	第 4 次勧告 ・ 係争処理手続、事務区分、国の関与、権限委譲 等
	12 月	機関委任事務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方等についての大綱
10 年	5 月	地方分権推進計画閣議決定
	11 月	第 5 次勧告 ・ 国直轄事業の縮減、統合補助金の新設
11 年	3 月	第 2 次地方分権推進計画閣議決定
	7 月	地方分権一括法成立
12 年	4 月	地方分権一括法施行
	11 月	地方分権推進委員会「市町村合併の推進についての意見」

## 市町村合併に関する国の動きと答申等の内容

平成9年6月3日 「財政構造改革の推進について」閣議決定

7月8日 地方分権推進委員会第2次勧告

12月12日 地方制度調査会専門小委員会から総会に対する中間報告

平成10年4月24日 地方制度調査会「市町村の合併に関する答申」

5月29日 地方分権推進計画の閣議決定

12月18日 「市町村の合併の特例に関する法律」の一部改正・施行  
市制要件のうち人口要件を4万人以上に緩和

平成11年3月29日 地方分権推進一括法の国会提出

7月16日 合併特例法の改正法の公布・施行

8月6日 自治省が「市町村の合併の推進についての指針」を通知

平成12年10月25日 地方制度調査会「地方分権時代の住民自治制度のあり方  
及び地方財源の充実確保に関する答申」

11月22日 自治省が「市町村合併の推進に係る今後の取組」を発表

11月27日 地方分権推進委員会が、「市町村合併の推進についての意見」  
を内閣総理大臣に提出

12月1日 行政改革大綱の閣議決定

12月6日 合併特例法の一部改正法が公布・施行  
市制要件の人口要件：4万人以上 3万人以上  
人口要件以外の要件(連たん性等)は不要

「財政構造改革の推進について」(抄)

〔平成9年6月3日  
閣議決定〕

### 12. 地方財政

(5)なお、地方自治・地方分権を推進するに当たっては、その主体となる地方公共団体の行政体制を並行して強化していく必要があり、このような観点から、市町村の合併について、集中改革期間(注：平成10年度～12年度)中に実効ある方策を講じ、積極的に支援していく必要がある。

## 第6章 地方公共団体の行政体制の整備・確立

基本的考え方(略)

行政改革等の推進(略)

### 市町村合併と広域行政の推進

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、今後ともますます増大する市町村に対する行政需要や住民の日常生活、経済活動の一層の広域化に的確に対応するためには、基礎的自治体である市町村の行財政能力の向上、効率的な地方行政体制の整備・確立が重要な課題となっている。このため、前述の「財政構造改革の推進について」における市町村合併の推進に関する指摘も踏まえつつ、今まで以上に積極的に自主的な市町村合併を推進するものとする。

また、住民の日常生活や経済活動がますます広域化する一方で、多様化・高度化する住民ニーズに対応したより高度の行政サービスの提供が求められていることから、今まで以上に積極的に広域行政の推進に取り組む必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、次の措置を講ずるものとする。

#### 1 市町村合併の推進

1. 市町村合併の推進に当たっては、大都市圏、地方中心都市とその周辺地域、過疎地域などの地域の実情に十分配慮した施策を講ずる必要がある。

この場合、市町村の規模と権限との関係が重要な位置を占めると考えられることから、国は、政令市や中核市の権限の一層の拡大、中核市となる要件の緩和、広域市町村圏の中心都市などを対象とする、中核市に準ずる市の特例の創設及びこれに委譲すべき権限等について、地方分権推進計画に間に合うよう検討を行う。また、基準人口など市となるための要件の見直しについて幅広く検討する。

2. 都道府県は、広域市町村圏、モデル定住圏、地方生活圏、医療圏、老人保健福祉圏域等を参考にして、当該都道府県内の地域の実態を反映した市町村合併のパターンの提示、先進事例の紹介等合併の推進のために必要な助言、調整等に努めるものとする。この場合、国は、必要な指針を策定する。

3. 国は、市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）に基づく地方交付税等による財政上の支援措置については、必要な見直しを行った上で、継続するとともに、さらに、交付税算定に当たって、合併の推進等に伴う財政需要の反映等について幅広く検討すべきである。

4. 国は、議員の任期・定数の特例等の措置については、必要な見直しを行った上で、継続するとともに、合併により中心地以外の合併地域がさびれる等の懸念に対処するため、例えば、合併市町村の執行機関に対する旧市町村の代表の参加など、旧市町村単位を基礎とする組織又は仕組みの導入等合併対象市町村の活性化方策を検討する。また、地方公共団体は、既存の施設等を活用した行政サービスのネットワーク化によるサービス水準の維持・向上を図るものとする。

5. 合併特例法に基づく住民発議制度については、住民の意思をより一層尊重するという観点から、国は、次の措置を講ずる。

合併関係市町村のすべてから合併協議会設置の請求があった場合、市町村長に合併協議会設置の議案の付議を義務付ける等、住民発議制度の拡充を図ること。

合併協議会の設置が議会で否決された場合にあっても、住民投票の導入等を含めて合併協議会の設置が促進されるよう制度の見直しを行うこと。

## 地方制度調査会 専門小委員会から総会に対する中間報告

### 「市町村合併等に関する審議の状況について(概要)」

平成9年12月12日

地方制度調査会専門小委員会

第3回総会(2月24日)において審議することが決定された市町村合併等について、専門小委員会において4月16日以降12月3日まで計8回審議。その間、全市町村、都道府県の首長、議長を対象とするアンケート調査を実施。

なお検討を尽くすべき問題があるが、これまでの審議の状況を取りまとめ、総会に対し中間報告。

## 第1 市町村合併についての基本的な考え方

### 1. 今日における市町村合併の必要性

地方分権の推進に伴う自立性の強化、少子・高齢化の進展等に伴う高度かつ多様な役割への対応、行政の効率化の要請等。

### 2. 市町村合併のメリット

住民の利便性の向上、行財政基盤の強化、限られた資源の有効活用等。

わかりやすく情報提供することが重要。

### 3. 市町村合併を進める上での障害、合併に消極的となる理由

地域格差等の懸念、諸格差調整の困難さ、メリットのわかりにくさ、歴史・文化への愛着、合併に伴う新たな需要の発生、一定期間後の交付税の減少等。

## 第2 市町村合併の進め方

### 1. 自主的な市町村の合併の推進の必要性

### 2. 市町村や住民の意向の尊重

市町村や住民が自らの問題として考えることが重要。市町村は、行財政の現状、将来の見通しなどについて情報提供することに努めるべき。

住民の意見がより反映されることが重要。

### 3. 合併協議会の積極的な活用

合併すること自体の是非も含め協議する場であるとの理解に立った積極的な活用を期待。

### 4. 市町村建設計画の充実

計画の充実や計画に基づく事業の一層の推進が必要。

合併により活力が失われる懸念がある地域については特に配慮すべき。

### 5. 地域の実情に応じた市町村のあり方

事務事業全般・全ての地域を通じた一律の基準は容易でないとの考え。

なお、事務事業ごとの望ましい市町村のあり方、地域の実情に応じた合併のあり方が考えられる場合には合併の検討の参考になるとの意見。

### 6. 国、都道府県の役割の重要性

特に、都道府県が自らの問題として市町村合併を考え、効果的な方策を講じることを期待。

このため合併の検討を行う契機をつくる役割が重要。

### 7. 市町村合併の推進のための行財政措置の充実

合併の障害の除去、合併市町村に対する支援、環境整備のための方策等について実効性ある施策の充実強化が必要。

### 8. 広域行政の推進等

合併が容易に進まない地域については都道府県や広域行政制度による補完・支援の充実の検討が必要。広域連合等の制度の活用とその充実が重要。

## 第3 自主的な市町村合併の推進方策

次のような方策について、今後更に検討。

### 1. 合併協議会設置の直接請求(住民発議)制度の充実

全ての関係市町村で住民発議が成立した場合、関係市町村長に合併協議会設置協議の議案を付議することの義務づけの検討。

住民投票の導入については様々な意見。



## 2. 合併前の市町村の区域を単位とする施策

住民の意向の反映、きめ細かな事務の実施等のための方策について、機能、組織・機関を含めて検討してはどうかとの考え。

## 3. 財政措置の拡充

合併算定替の延長、市町村建設計画に基づく事業に対する財政措置の拡充。

新たに、行政の一体化のために必要となる経費、合併準備経費、都道府県の取組に要する経費等に対する財政措置を検討。

## 4. 都道府県の役割の拡充

広域的な観点からの合併のパターンの作成等が効果的との考え。

必要な場合に合併協議会設置の勧告をしてはどうかとの考え方。

具体的な取組に対する都道府県の支援の検討。

市町村に合併を強制することのないよう留意すべき。

## 5. 国の役割の拡充

パターンの作成に必要な指針等の提示など情報提供を充実すべき。事務事業、地域の実態等に応じた市町村のあり方などについて幅広く検討することが重要。

国庫補助金等の配分等に当たっての配慮が必要。

## 6. その他

議員特例(定数・在任、年金受給資格)、市となるべき要件を検討してはどうかとの意見。

議員共済について検討が必要。

## 第1 市町村の合併についての基本的な考え方

- ・自主的な市町村の合併を更に一層推進することが必要。
  - ・地方分権の成果を十分に生かすこと
  - ・本格的な少子高齢社会における高度かつ多様なサービスの水準の確保
  - ・極めて厳しい財政状況の中での効率的、効果的な行政の展開
- ・市町村の合併の検討に当たっては、各地域の特性に応じた効果等が明らかにされることが重要。
- ・合併を進める上での障害や合併に消極的となる要因に対応することが必要。
- ・すべての地域を通じた市町村の適正規模を一律に論ずることは困難。市町村数を初めから定めることは不適當。
- ・市町村行政の広域的展開が必要であり、市町村の合併が効果的。合併困難地域に対する都道府県や広域行政制度による補完、代行、支援の検討が必要。
- ・市町村の合併の推進に当たっては、市町村及び住民の自主的判断が重要。国、都道府県は合併を強制することのないよう留意すべき。
- ・都道府県は、地域全体の発展や住民生活の水準の確保という観点から、市町村の合併を自らの問題として考え、積極的に支援することが重要。  
国は、市町村の合併に関する地方公共団体の取組を支援すべき。

## 第2 市町村の合併の推進のための方策

- ・住民発議制度の充実
  - ・全合併関係市町村で住民発議が成立した場合、合併前の市町村長の合併協議会の設置に関する議案を付議する措置
- ・合併前の市町村の区域を単位とする施策
  - ・有識者等から成る組織等の設置
  - ・支所・出張所の設置や行政サービスのネットワークの活用
  - ・合併前の市町村の特別職の活用 等
- ・新市町村の振興のための計画(市町村建設計画)の充実
  - ・作成に当たり、次の事項に配慮
    - ・各地域が有する自然、歴史、文化等の特性の活用
    - ・活力の低下が懸念される地域の活性化対策
    - ・計画の内容をわかりやすく提示 等
  - ・合併後に計画内容を変更できる措置
- ・財政措置の拡充
  - ・普通交付税の算定における合併算定替の拡充
  - ・新市町村の振興のための計画に基づく事業その他旧市町村の振興に係る財政措置の拡充
  - ・行政の一体化・住民の一体感の醸成等に要する経費に対する財政措置
  - ・合併前の市町村の公債費負担格差の縮減等の財政健全化に係る経費に対する財政措置
  - ・合併準備に係る経費に対する財政措置・都道府県の情報提供、助言や合併後の市町村に対する財政支援等に要する経費に対する財政措置
- ・都道府県の役割の拡充
  - ・合併の検討の際の参考や目安となる合併のパターンや各種の情報等を内容とする市町村の合併の推進についての要綱(市町村合併のすすめ)を作成・提示
  - ・必要と認めた場合に関係市町村に対し合併協議会の設置を勧告
  - ・合併後の市町村の円滑な行政運営に協力

- ・国の役割の拡充
  - ・気運の醸成の取組を更に一層工夫・充実
  - ・都道府県が合併のパターンを作成する際の参考となる指針の作成
  - ・関係省庁間の連携強化
  
- ・その他
  - ・市を含む新設合併の場合における人口等の市となるべき要件に関する特例等の検討
  - ・市町村議会の議員に関する特例措置の検討
  - ・合併に関する住民投票制度を導入するとの結論には至らず。今後、合併に関する住民投票については、住民投票制度全般の議論も踏まえ検討すべき。

## 第6 地方公共団体の行政体制の整備・確立

### 2 市町村の合併等の推進

交通・情報通信手段の発達、日常社会生活圏の拡大や地域間の連携・協力の促進等により、行政の広域化の必要性が高まってきている。これについては、広域行政機構の活用等により一定の成果があげられてきたところであるが、総合的な行政主体として、人材を確保し、かつ、地域の課題を包括的に解決する観点からは、市町村合併により、意思決定、事業実施等を一つの市町村が行うことが効果的であり、このような視点に立ちつつ、次のような措置を講じる。

#### (1) 市町村の合併の推進

自主的な市町村の合併を推進するため、次のような行財政措置を講じることとし、このため、必要な法改正を行う。

【平成11年の通常国会に所要の法律案を提出予定】

市町村が合併を検討する際の参考や目安となる合併のパターン等を内容とする市町村の合併の推進についての要綱を都道府県が作成し、周知するよう要請する。

都道府県が合併のパターンを作成する際の参考となる事項を明らかにした市町村の合併の推進についての指針を作成し、地方公共団体等に通知する。

都道府県知事が必要と認めた場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置を勧告するよう必要な措置を講じる。

合併相談コーナー、広域行政アドバイザー制度等の活用による情報提供、助言、調整等に一層積極的に取り組むとともに、必要な調査研究を行う。また、都道府県に対し、必要な取組を行うよう要請する。

【一部措置済み(平成9年1月合併相談コーナー設置、平成7年9月から広域行政アドバイザー実施、平成10年4月28日付け自治事務次官通知)】

合併関係市町村の区域を単位として、既存制度の運用を多面的に行うなど、地域の実情に応じた活性化方策が行われるよう必要な措置を講じる。

市町村建設計画の作成に当たり、地域の特性を生かすこと、合併後に活力の低下が懸念される地域の活性化方策を講じること、既存の公共施設等の活用やネットワーク化を図るとともに住民が日常の行政サービスを身近に受けられるよう努めることなどの点に配慮するよう要請し、必要な情報提供に努める。また、同計画の変更について必要な措置を講じる。

市町村建設計画に基づく都道府県事業等の重点的な実施、都道府県の各種計画における位置づけの見直し等を通じ、合併市町村の円滑な行政運営に協力するよう要請する。

合併算定替の期間の延長、市町村建設計画に基づく事業その他旧市町村の振興、合併市町村の行政の一体化及び住民の一体感の醸成、合併関係市町村の公債費負担格差の縮減等の財政健全化、合併協議会の運営等の合併の準備並びに都道府県による情報提供及び助言や合併市町村に対する財政支援等に要する経費に対する財政措置を講ずる。

合併市町村の発展に資するため、各種施策における配慮等関係省庁間の連携強化を図る。

すべての合併関係市町村において住民発議が成立した場合に、合併関係市町村の長は合併協議会設置協議の議案を議会に付議することとする措置を講じる。なお、市町村の合併の特例に関する法律上の合併協議会においては、合併自体の是非も含め、検討・協議されるものであることを明らかにする。

市町村議会の議員の在任・定数特例の制度を継続するとともに、合併の際の市町村議会の議員等に係る特例措置を検討する。

市を含む新設合併の場合における人口等の市となるべき要件に関する特例等について検討する。

昼夜間人口比率等中核市となる要件を見直すとともに、一定の人口規模等(20万以上など)を有する市を当該市からの申し出に基づき指定することにより、権限をまとめて委譲するための所要の法制上の措置を講じる。

【平成11年の通常国会に所要の法律案を提出予定】

平成12年10月25日

地方制度調査会

第1 自己決定・自己責任の原則を踏まえた地方分権時代の住民自治制度のあり方

1. 住民自治の更なる充実方策

(1) 住民投票制度

我が国の地方自治制度の根幹は代表民主制であり、住民の意思の反映手段として、住民の直接選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすことを前提としている。しかしながら、複雑化した現代社会において、多様な住民のニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるためには、代表民主制を補完する意味で、直接民主制的な手法を導入することも必要であり、このため様々な住民意思の把握手法が活用されているところである。いくつかの地方公共団体において実施されている住民投票も、こうした観点から行われているものと考えられるが、住民が投票によりその意思を直接表明するという住民投票の制度化の検討は、住民自治の充実を図るという観点から、重要な課題である。

当調査会においては、こうした問題意識のもと、住民投票を代表民主制の補完的な制度として構築できないか検討を行ったところであるが、その制度化に当たっては、住民投票の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力のあり方等、種々の検討すべき論点があり、一般的な住民投票の制度化については、その成案を得るに至らなかった。これらの論点については、今後とも、引き続き検討することが必要である。

ただ、市町村合併については、(1)まさに地方公共団体の存立そのものに関わる重要な問題であること、(2)地域に限定された課題であることから、その地域に住む住民自身の意思を問う住民投票制度の導入を図ることが適当である。その場合、自主的な市町村合併の推進という観点を踏まえ「市町村の合併の特例に関する法律」において位置付けることとし、制度化に当たっては関係団体の意見を十分聴取の上、円滑な運用が図られるものとするのが適当である。



## 第2 地方税財源の充実確保

### 1. 地方税財源の充実確保についての基本的な考え方

(5)市町村合併については、「市町村の合併の特例に関する法律」等により自主的な合併を推進するために必要な措置が講じられているが、更に積極的に取組を支援するため、税財政面において、必要な措置を検討すべきである。

市町村合併の推進に係る今後の取組（自治省市町村合併推進本部決定）

（平成12年11月22日）

地方分権が実行の段階を迎え、住民に身近な総合的な行政サービスを提供する市町村の役割は、今後ますます重要なものとなってくる。こうしたなか、住民の立場に立って、市町村の行政サービスを維持し、向上させるとともに、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、市町村合併をより一層積極的に推進することが必要である。そこで、これまでの行財政措置に加え、このたび自治省として「市町村合併の推進に係る今後の取組」を決定した。

### 1 新たな「市町村の合併の推進についての指針」の作成と都道府県における推進体制の整備

都道府県における「市町村の合併の推進についての要綱」（以下「要綱」という。）の策定状況を踏まえ、「要綱」がおおむね出揃った時期をとらえて、全庁的な推進体制、合併重点推進地域など、「要綱」策定後の都道府県における合併推進に係る具体的な取組方針について、新たな「市町村の合併の推進についての指針」を自治省において作成し、都道府県に対して通知することとする。

### 2 市町村合併についての住民投票制度の導入

第26次地方制度調査会の「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」を踏まえ、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思を反映させる仕組みとして、住民投票の制度化を図ることとし、関係団体の意見聴取等、諸般の準備を進めるものとする。制度化に当たっては、市町村合併の推進という目的に限定したものとするとともに、長や議会の権限との関係にも十分配慮することとする。

### 3 市町村合併に対する新たな特別交付税措置

合併を機に行われる新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金の格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するため、平成17年3月までに合併を行う市町村に対し、平成12年度から特別交付税による包括的な支援措置を講ずる（「合併市町村支援」）。

また、合併に伴う電算システムの統一等の「合併移行経費」を特別交付税により個別に措置する。

#### 4 合併後の地域対策の促進

住民の意見が施策に反映されにくくなるという懸念や行政サービスの水準が低下するのではないかという懸念に対処するため、次のような地域対策の促進を図る。

##### (1) 合併後の市町村における支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用

従前の住民サービスの維持向上を図る見地から、旧市町村における支所・出張所の機能の拡充や、郵便局の積極的な活用等を図ることにより、行政サービスの充実強化を図るものとする。

また、地域の意向を反映させるため、重要な事務権限の執行に当たっては、当該区域の地域審議会の審議を経ることとし、そこに地域のメンバーの参加を求めるものとする。

##### (2) 「わがまちづくり支援事業」の活用

平成13年度新規施策である「わがまちづくり支援事業」を積極的に活用し、小学校区単位程度の広がりにおいて住民の主体的な参加による地域づくりを進めることにより、住民と行政の連携を深め、合併後の円滑なまちづくりの推進に資するものとする。

##### (3) 合併に伴う市町村議会議員の選挙区の特例に関する規定の活用

旧市町村などの意向が合併後の市町村の議会において適切に反映されるよう、市町村合併特例法や公職選挙法による選挙区の特例に関する規定の活用について周知を図る。

#### 5 民間団体などとの連携による広報・啓発活動の推進

市町村合併の実現に向けた国民的合意の形成、気運の醸成を図るため、民間団体などとの密接な連携を図りつつ、広報・啓発活動を積極的に推進する。

#### 6 平成13年度予算及び税制改正

- ・ 平成13年度予算における合併促進策の強化（日本新生特別枠を活用）（要求中）
- ・ 市町村合併特例法の改正による合併市町村に係る地方税の課税の特例の拡充（不均一課税の期間延長、事業所税及び都市計画税の一定期間内の課税免除等）（税制調査会などにおいて検討し、結論を得る。）

「市町村合併の推進についての意見」 - 分権型社会の創造 - (抜すい)

平成 12 年 11 月 27 日

地方分権推進委員会

市町村合併の推進方策

合併特例法の期限である平成17年3月までに十分な成果が上がるよう、既に講じられている措置に加え、新たに次の措置を講ずることとする。なお、合併特例法の財政措置は、原則として法の期限内に合併するものについてのみ適用されるものであることを関係者は認識して取り組む必要がある。

(1) 合併支援体制の整備

市町村の合併に対する取組を総合的に支援するため、政府部内において「市町村合併支援本部」(仮称)を設置することとし、国民への啓発とともに、市町村合併の推進の観点から、国の施策に関し、関係省庁間の連携を図る。

(2) 住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入

合併協議会の設置を求める住民発議が行われた場合には、住民発議に係る議会の議案審議に際して請求代表者の意見陳述を認めることとし、合併協議会が設置される場合、合併協議会そのものへの参加も認めることとする。

また、住民発議が行われても合併協議会設置に至らない場合が多いことにかんがみ、住民の意向がより反映されるよう、住民発議による合併協議会設置の議案が議会で否決された場合に、合併協議会の設置を求める住民投票制度の導入を検討する。

なお、住民発議により合併協議会が設置された場合には、一定期間内に市町村建設計画を作成するものとする。

(3) 合併推進についての指針への追加

各都道府県が要綱を作成しつつある状況を踏まえ、国は現在の指針に、合併協議会設置に係る知事の勧告の基準を示すことや、各都道府県に知事を長とする市町村合併のための全庁的な支援体制を整備することの要請などを追加する。

(4) 財政上の措置

合併特例法の期限内に合併する市町村に対し、合併後の財政需要に対する交付税措置を一層充実する。

また、地方税の不均一課税の適用期間の延長その他合併に伴う税制への配慮を検討する。

(5)旧市町村等に関する対策

国は、住民サービスの維持向上を図り、住民の意向がより反映されるよう、地域審議会の活用、当分の間旧市町村の意向が議会において反映される措置、災害等緊急時の役場機能の維持など旧市町村等を単位とする多様な仕組みを検討する。

(6)情報公開を通じた気運の醸成

国は、都道府県知事に対し、要綱の周知を図るよう要請するとともに、市町村に対し、住民が市町村合併の是非についての的確な判断ができるよう行財政情報の公開を徹底するよう要請する。

## 行政改革大綱（抜すい）

（平成 12 年 12 月 1 日）  
閣 議 決 定

### 地方分権の推進

#### (1)市町村合併の推進

##### ア 基本的考え方

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中において、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

##### イ 合併促進のための行財政措置の拡充

更なる気運の醸成を図るとともに、地方分権推進委員会の意見（平成12年11月27日）等を踏まえ、平成13年度予算における財政支援、合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充、交付税措置等財政上の措置、旧市町村等に関する対策等、合併促進のための行財政措置の充実を図り、「市町村の合併の推進についての要綱」に基づく主体的な取組を積極的に支援することにより、国、都道府県、市町村が一体となって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう、市町村合併をより一層強力に推進する。

##### ウ 市町村合併の推進のための住民投票制度の導入

地方制度調査会の答申（平成12年10月25日）及び地方分権推進委員会の意見（平成12年11月27日）を踏まえ、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思を反映させる仕組みとして住民投票の制度化を図ることとし、市町村の合併の特例に関する法律の改正案を次期通常国会に提出すべく、関係団体の意見聴取等、諸般の準備を進めるものとする。

## 市町村の合併の推進についての指針

平成11年8月6日

自治省

### 第1 市町村合併の推進に当たっての基本的考え方

#### 1. 市町村合併を推進するための方策

市町村合併は、市町村のあり方に関わる重大な問題であることから、市町村の主体的な取組が必要である。同時に、都道府県は、市町村を包括する広域の普通地方公共団体として、市町村合併を自らの問題と捉えたうえで、積極的に働きかけ、市町村の取組を促すことが期待されるが、これらの都道府県の支援等は、第2に掲げる「市町村の合併の推進についての要綱」（以下「要綱」という。）を定めて行うことが適切である。その際、都道府県は、市町村が合併を検討する際の参考や目安となるものとして、市町村合併のパターンを作成することとすることが重要である。

市町村及び都道府県は、平成11年の「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「合併特例法」という。）の改正後も平成17年3月31日までの期限は延長されていないことに十分留意し、早急に対応することが求められる。したがって、都道府県が、平成12年中のできるだけ早い時期に要綱を策定し、全国的な取組を一定の期間内に推進することによって、合併の気運の醸成が図られることが望まれる。

#### 2. 市町村合併と地域社会との関係

市町村合併には、総合的な地域づくり・まちづくり、住民サービスの維持・向上、行財政の運営の効率化と基盤の強化など、多くの効果が期待されるが、他面で市町村と地域社会との関係について、市町村合併をすれば『住民の顔が見えるぬくもりのある行政』が展開されにくくなるのではないかという懸念も聞かれるところである。しかしながら、合併により市町村の規模が拡大する場合においても、行政が地域に密着した問題を住民の参加や住民との共働の下に解決していくための仕組みを作りあげていくこと等により、住民の帰属意識に基づく地域社会を形成・維持することができるものである。また、市町村の規模の拡大により、行政との距離が遠くなるとの懸念についても、支所、出張所の設置、地域審議会の活用、公共施設等のネットワークの活用など、地域社会の振興に配慮した様々な施策を展開していくことにより克服することができるものである。なお、合併特例法において、市町村議会議員の選挙区を暫定的に設定することができることとされているほか、公職選挙法においても、特に必要が

あるときは、条例で選挙区を設けることができることとされていることにも留意を要する。

今後の市町村合併においては、合併後の市町村の一体性のみならず、市町村内の各地域のまとまりも重視しながら、社会経済情勢の変化を踏まえた地域社会の振興のための施策を展開し、個性豊かな地域社会の創造を目指すことが重要である。

### 3. 市町村合併と広域行政との関係

市町村行政の広域化の要請に対処して、一部事務組合や広域連合などのような市町村の枠組の変更を伴わない広域行政に関する諸制度を活用した特定の分野における事務の共同処理が既に幅広く行われ、一定の成果もあがっているところであるが、ややもすれば、責任の所在が不明確となりがちであり、また、関係団体との連絡調整に相当程度の時間や労力を要するために迅速・的確な意思決定を行うことができず、事業実施等に支障を生じる場合も見受けられる。したがって、人材を確保し、かつ、地域の課題を総合的に解決する観点からは、市町村合併により、意思決定、事業実施などを単一の地方公共団体が行うことがより効果的である。

もっとも、広域にわたる行政課題に緊急に対応する必要性が生じた場合などにおいては、広域行政制度が活用されることも想定されるが、このような場合において、広域行政の実績を積み重ねることにより、結果的に地域の一体感がさらに醸成され、将来市町村合併を検討するにふさわしい状況が作りだされ、進んで市町村の合併が検討されることが期待される。

## 第2 「市町村の合併の推進についての要綱」に関する事項

### 1. 要綱の構成

(1)要綱には、自主的な市町村合併が円滑に推進されるよう、以下に掲げる事項について盛り込むことが適当である。

ア 市町村の地域の現況と今後の展望((2)参照)

イ 市町村の行財政の現状と今後の見通し((3)参照)

ウ 市町村合併の効果や合併に際して懸念される事項への対処((4)参照)

エ 市町村の合併のパターン(2参照)

オ 市町村合併に関する都道府県及び市町村の取組(第3の2参照)



## (2)市町村の地域の現況と今後の展望((1)のア)

市町村の地域の現況については、地理的条件や産業構造の状況等の地域的な特性を踏まえたものとする。

市町村の地域の今後の展望については、人口の推移や少子・高齢化の進展、これらに伴う地域の変化、集落の推移等の見通しを示すものとする。

## (3)市町村の行財政の現状と今後の見通し((1)のイ)

行政課題への対応、特に、高齢者福祉、教育、廃棄物処理などの住民の生活に密接に関連する課題への対応についての今後の見通しを考慮する際には、これらに係るサービスの一層の充実と安定化が求められ、高度で専門的な能力を有する職員の確保等が必要とされることに配慮するものとする。

財政の現状を踏まえ、より効率的な行財政運営が求められることも勘案して今後を見通すものとする。

## (4)市町村合併の効果や合併に際して懸念される事項への対処((1)のウ)

市町村合併の効果については、別紙1の「市町村合併の一般的な効果」が参考になるものである。また、個々の市町村の置かれている状況によって、それぞれ合併により目指すべき目標も異なることから、市町村ごとに合併の必要性が理解できるよう配慮するものとする。

合併に際して懸念される事項への対処方策として、合併特例法に規定する施策その他の様々な方策等の活用が考えられる。

## 2. 市町村の合併のパターン(1の(1)のエ)

### (1)作成主体

市町村の合併のパターンは、地域の実情を熟知している広域的な地方公共団体である都道府県が作成するものとする。

なお、学識経験者等(研究者、地域の住民や団体の代表、市町村の代表等)で構成される研究会や外部の機関等に委託して検討することも考えられる。

### (2)パターンの内容

合併対象地域についての具体的な検討が容易となるよう、合併することが適当と考えられるような市町村の組合せを分かりやすく、地図上に示すものとする。

都道府県内のすべての市町村を視野に入れて、将来の市町村の区域を検討するとともに、今後の地域全体の発展を展望して作成するものとする。

の場合、一通りの組合せを示すことが分かりやすいが、市町村の結びつきに関する要素((3)の 参照)等を勘案し、複数の組合せを示すことも考えられる。

パターンについては、合併の気運や熟度に応じ、適宜、適切な改訂を行うものとする。

### (3)作成に当たっての留意事項

市町村の合併のパターンの作成に当たっては、行政サービスの質・量に最も関係の深い人口規模のほか、次の事項についても留意するものとする。

なお、一律の基準により市町村の適正規模を示すことは困難であるが、合併後の人口規模と地域の特性を組み合わせた類型としては、別紙2の「合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型」が参考となるものである。

合併を通じて実現すべき目標

市町村の合併を通じて実現すべき目標としては、以下の諸点が挙げられる。

#### ア 基礎的地方公共団体としての基幹的サービスの充実

保健、福祉、医療、公的介護制度に関する施策の展開

生活環境関連施策の展開

学校教育(義務教育)の実施 など

#### イ 地域における施策の一体的展開

一体的な都市計画の策定及び都市施設の一体的展開

地域振興施策・産業振興施策の展開

国土・環境保全施策の展開 など

#### ウ 効率的な行政の運営

管理的な部門の統廃合による行政全体の効率化

事務の処理又は事業の遂行における規模の利益

公共施設等の効率的な配置 など

地方公共団体の規模、能力に応じた組織及び権能の差

人口等の一定の要件の充足を条件として、法令において規定された一定の権限等を行わせることとなる地方公共団体として、地方自治法上、指定都市、中核市、特例市(平成12年4月1日から施行)及び市の制度が設けられていることに留意するものとする。

## 市町村の結びつき

ア 地域の実情に応じて次のような様々な市町村の結びつきを活用するものとする。

住民の日常社会生活圏(通勤通学圏、商圈等)

市町村行政相互の連携(事務の共同処理等(消防、廃棄物処理等))

国・都道府県行政の地域のまとまり(各種圏域)

行政機関の効果的・効率的な配置

総合的広域行政(広域市町村圏等)

各種計画上の位置づけ

郡の区域

自然的・地理的条件(河川の流域等)

歴史的・文化的条件

市町村や住民の意識(帰属意識、連帯意識)

イ 市町村においては、住民の連帯意識が重要な要素と考えられることから、「歴史的・文化的条件」や「市町村や住民の意識」のような主観的要素についても十分勘案するものとする。

## 面積についての考え方

面積については、市町村のあり方を考えるうえで人口規模と同様には考え難いが、次のような条件の地域においては、十分に考慮することが適当である。

ア 大都市圏又は地方の平野部の面積が小さな市町村

大都市圏又は地方の平野部には、一定の人口を有するが面積の狭小な市町村も存在している。こうした地域では、既に、市町村、場合によっては都府県の区域を越える通勤、通学等が一般的に行われていることなど、日常社会生活圏と行政区域が著しく乖離している。また、区域が狭いため、まちづくりの展開にも限界がある。このような地域では、合併の効果が大きいものと期待される。

イ 中山間地域など人口密度が低い地域

人口密度が低い中山間地域などにおいては、合併により面積が広大になり、市町村としての一体性が十分に確保できなかつたり、合併による効率性が十分に発揮できない場合も想定される。このような地域においては、総面積だけでなく、例えば可住地面積、集落の配置などにも配慮して検討することが考えられる。

### 合併への制約が大きい地域

地理的条件等市町村の状況によっては、合併について数多くの制約がある地域もみられることに留意を要する。これらの地域は、合併したとしても、住民の連帯意識が育まれず、行政サービスの維持向上や行政の効率化があまり期待できないと思われる。例えば、外海離島や山間奥地の町村がこれに該当しうる。しかしながら、こうした地域についても、交通条件の改善や今後の情報通信手段の発達、ネットワークの整備なども考慮して合併の可能性の検討を行い、そのうえで合併の適否を判断することが適当である。

### 3. 市町村、住民等への要綱の説明等

(1)都道府県は、要綱の作成に当たり、地域における幅広い意見を踏まえるとともに、作成後は、それぞれの市町村において合併についての主体的な検討や関係市町村との検討・研究が行われるよう、要綱の内容について市町村に十分説明するなどの確かな情報提供を行ったうえで、市町村合併についての要請や支援を行うことが重要である。

(2)(1)と併せて、議会、住民、マスコミ等に要綱を公表して、その内容を関連情報とともに分かりやすく説明し、合併の気運の醸成を図ることが期待される。

## 第3 市町村などに対する支援に関する事項

### 1. 国による市町村合併の推進のための支援策

平成11年の合併特例法の改正により、「国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」(第16条第2項)と規定されたことなどを踏まえ、国においては、市町村合併の推進のために次のような支援策を講じることとしているので、都道府県は、市町村の合併に向けた取組について積極的に支援することが期待される。

#### (1)市町村合併の支援に関する関係省庁間の連携強化等

市町村合併の推進のための財政上の措置その他の措置について関係省庁間の連携強化等を図る。

#### (2)地方財政措置

地方財政措置としては、合併特例法で規定されているもの(以下の から まで)のほか、 から までの措置を講じる。

普通交付税の算定の特例(合併算定替)の期間の延長

合併関係市町村が合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下

回らないように算定する期間を、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に延長し、その後の5年度で当該算定による増加額を段階的に縮減することとした。

合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(合併特例債)

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う以下に掲げる事業のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費について、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債をその財源とすることができることとし、当該地方債に係る元利償還に要する経費の一部について、普通交付税により措置することとした(本地方債のことを、以下「合併特例債」という)。

ア 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

イ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

なお、合併後の市町村のまちづくりを推進するために都道府県が実施する市町村建設計画に掲げられた合併に伴い臨時的に必要となる地方単独事業については、引き続き、地域総合整備事業債の対象とする。

合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置(合併特例債)

合併後の市町村における地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域における地域振興等のために設けられる基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を財源とすることができることとした。

合併直後の臨時的経費に対する財政措置

従来の合併補正を再構成し、主として以下に掲げるような経常経費に対して、普通交付税による包括的財政措置を講じる(なお、投資的経費については、の合併特例債により措置)。

ア 行政の一体化(基本構想の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等)

イ 行政水準・住民負担水準の格差是正(住民サービスの水準の調整等)

合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

合併関係市町村間における起債制限比率の格差が市町村の合併の障害となると認められる場合には、全国平均起債制限比率(最も低い合併関係市町村の起債制限比率が全国平均起債制限比率を上回る場合は、当該市町村の起債制限比率とする。以下同じ。)

と全国平均起債制限比率を超える合併関係市町村に係る起債制限比率の差に相当する利子相当分について、特別交付税措置を講じる予定である。

都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置

合併後の市町村が行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について、特別交付税措置を講じる予定である。

以上のほか、市町村における合併協議会設置経費等合併準備経費に対する特別交付税措置及び都道府県の行う合併のための調査・研究、気運醸成等に要する経費に対する普通交付税措置を引き続き講じる。

### (3)市町村合併に関する情報提供

市町村合併の推進に当たっては、住民も含めた世論の喚起が重要であることから、国においては、市町村合併の意義や必要性、メリット及び平成11年の改正後の合併特例法の内容、国会における市町村合併の論議等について、積極的に情報提供を行うものとする。

## 2. 都道府県による市町村合併に対する支援(第2の1の(1)のオ)

都道府県は、地域の実情も踏まえ、関係部局等の連携体制の確立を図りつつ、以下のような各種の支援を積極的に行うことが期待される。

### (1)市町村建設計画を達成するための事業の実施

市町村建設計画に掲げられた都道府県事業を重点的に実施するとともに、合併に伴う特別な補助金の交付又は補助金の優先採択など市町村事業に対する財政的な支援を行う。

### (2)圏域設定の見直し

都道府県の総合計画をはじめとする各種計画等において、圏域の設定を見直す。

### (3)都道府県の出先機関の所管区域の見直し

合併後の市制施行に伴う福祉事務所の設置や中核市への移行に伴う保健所の設置などにより、合併後の市以外の地域における都道府県の機関の設置が非効率になる場合には、都道府県から当該市への事務の委託も検討する。

### (4)あらゆる行政分野における支援

補助金など財政面について配慮することはもとより、あらゆる行政分野において、市町村合併が円滑に推進されるよう配慮する。

## (5)市への権限委譲

一定の人口規模を有する市に権限をまとめて委譲することが合併の促進に資すると考えられることから、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)において改正された地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例制度を積極的に活用する。

## (別紙1)

### 【市町村合併の一般的な効果】

市町村合併の効果としては、次のようなことが挙げられる。

#### 1. 地域づくり・まちづくり

広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興など広域的な調整が必要な施策の展開などが可能となる。

##### [例]

広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。

環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。

より大きな市町村の誕生が、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できる。

#### 2. 住民サービスの維持、向上

住民にとってサービスの選択の幅が広がるとともに、現在のサービス水準を確保しつつ、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになる。

##### [例]

従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職(社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師等)の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

医師などによる専門チームが組織でき、また、財政基盤が充実することによって、様々な状況にある高齢者一人一人に応じた介護・福祉サービスを提供することが可能となる。

小規模市町村では設置困難な、都市計画、国際化及び情報化に関する施策並びに女性に関する施策等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

### 3. 行財政の運営の効率化と基盤の強化

行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になるとともに、総合的な行政が展開できる。

[例]

総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくすることができる。

三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、その分の経費も節減される。

事務の処理又は事業の遂行に当たって、住民一人当たりの職員数や経費が節減されるという規模の利益が働く。

広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域で類似施設の重複がなくなる。

(別紙2)

#### 【合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型】

##### 1. 人口50万人超

###### (1) 想定される典型的な地域

- ・複数の地方中核都市が隣接している場合
- ・大都市圏において、複数の中小規模の市が隣接している場合

###### (2) 合併を通じて実現すべき目標

- ・経済圏の確立
- ・高次都市機能の集積
- ・大都市圏における一極集中の是正
- ・指定都市への移行による都道府県も含めたイメージアップ

###### (3) 人口規模と関連する事項

- ・指定都市



## 2. 人口30万人・20万人程度

### (1)想定される典型的な地域

- ・地方中核都市と周辺の市町村で一つの生活圏を形成している場合
- ・大都市圏において、市街地が連たんだ複数の小面積の市が隣接している場合

### (2)合併を通じて実現すべき目標

- ・都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置など
- ・中核的都市機能の整備
- ・急激な人口増加への広域的な対応
- ・都道府県全体の発展の中核となる都市の育成
- ・中核市・特例市への移行によるイメージアップ

### (3)人口規模と関連する事項

- ・中核市(30万人以上)
- ・特例市(20万人以上)
- ・一般廃棄物処理((効率的なサーマルリサイクルが可能な)300t/日規模の施設の目安：20～25万人)
- ・老人保健福祉圏域(平均36万人)
- ・二次医療圏(平均35万人)
- ・広域市町村圏の実態(平均21万人)

## 3. 人口10万人前後

### (1)想定される典型的な地域

- ・地方圏において、人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圏を形成している場合
- ・大都市周辺において、人口の少ない市町村が隣接している場合

### (2)合併を通じて実現すべき目標

- ・高等学校の設置や一般廃棄物の処理(焼却)など一定水準の質を有する行政サービスの提供
- ・県下第2、第3の都市の育成による県全体の均衡ある発展

### (3)人口規模と関連する事項

- ・広域市町村圏の設定基準(概ね10万人以上)
- ・消防の体制整備(10万人程度)
- ・高等学校の設置(10万人以上の市)

- ・一般廃棄物処理(焼却)(100t/日規模の施設の目安：7～9万人)
- ・女性に関する施策を専ら担当する組織(課相当)の設置(10万人程度)

#### 4. 人口5万人前後

##### (1)想定される典型的な地域

- ・地方圏において、隣接している町村で一つの生活圏を形成している場合

##### (2)合併を通じて実現すべき目標

- ・福祉施策等の充実(福祉事務所の設置等)
- ・グレードの高い公共施設の整備
- ・計画的な都市化による圏域全体の発展
- ・市制施行

##### (3)人口規模と関連する事項

- ・市制施行の要件(5万人(合併特例4万人))(福祉事務所の設置等)
- ・市町村障害者社会参加促進事業の単位(「厚生省関係障害者プランの推進方策について」(平成8年11月15日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)参照)
- ・特別養護老人ホーム2か所、デイ・サービス7か所、ホームヘルパー70人弱
- ・環境政策一般部門の専任組織(課相当)の設置(3万人程度)

#### 5. 人口1万人～2万人程度

##### (1)想定される典型的な地域

- ・中山間地域等において、地理的条件や文化的条件によるまとまりなど、複数の町村が隣接している場合
- ・離島が、複数の市町村により構成されている場合

##### (2)合併を通じて実現すべき目標

- ・適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供

##### (3)人口規模と関連する事項

- ・町村合併促進法(昭和28年)における標準(最低)規模(概ね8,000人)
- ・中学校の設置(標準法による基準での最小：13,200人程度で1校)  
(1学校当たりの生徒数を480人(1学級当たり生徒数40人×12学級)とする等の仮定を置いた場合(自治省試算))
- ・デイ・サービス/デイ・ケアの設置(新G P 1.7万か所：7,300人程度に1か所)
- ・在宅介護支援センターの設置(新G P 1万か所：12,500人程度に1か所)

- ・特別養護老人ホームの整備(最小規模50床を基準(なお、大都市、過疎地等では例外的に30床)：2万人程度)

- ・2万人ではデイ・サービス3か所、ホームヘルパー30人弱

- ・建築技師の設置(1万人程度)

新GP = 新・高齢者保健福祉推進10か年戦略(新ゴールド・プラン)

なお、上述の(3)をみれば、保健福祉、学校教育といった基幹的な行政サービスを適切・効率的に提供するためには、少なくともこの「5 人口1万人～2万人程度」という類型の規模は期待される。

# 市町村合併の推進のための地方財政措置の拡充について(通知)

平成11年8月19日自治振第100号・自治財第30号

各都道府県総務部長(財政課・地方課扱い)あて自治省行政局振興課長・自治省財政局財政課長通知

先般自治省において策定した「市町村の合併の推進についての指針」(「市町村の合併の推進についての指針の策定について」(平成11年8月6日自治振第95号各都道府県知事あて自治事務次官通知)参照)においてお示した市町村合併推進のための地方財政措置について、別添のとおり、具体的内容を取りまとめましたのでお知らせします。

また、この旨を貴都道府県内の市町村に対しても通知されるとともに、その趣旨の徹底をお願いします。

(別添)

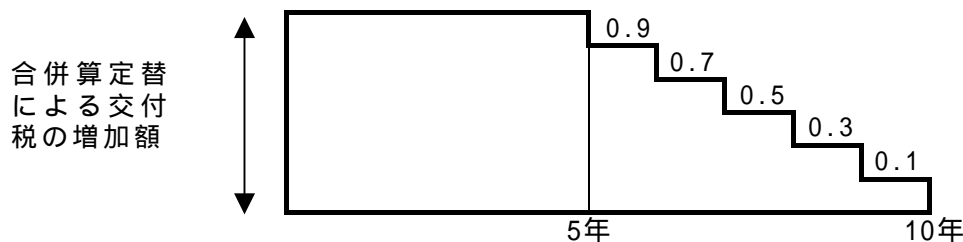
## 1. 普通交付税の算定の特例(合併算定替)の期間の延長

合併後の市町村に交付すべき普通交付税について、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下回らないように算定する期間を、合併年度及びこれに続く5年度から、合併年度及びこれに続く10年度に延長するとともに、その後の5年度について従前と同様の激変緩和措置(段階的な縮減措置)を講じる。(別図参照)。

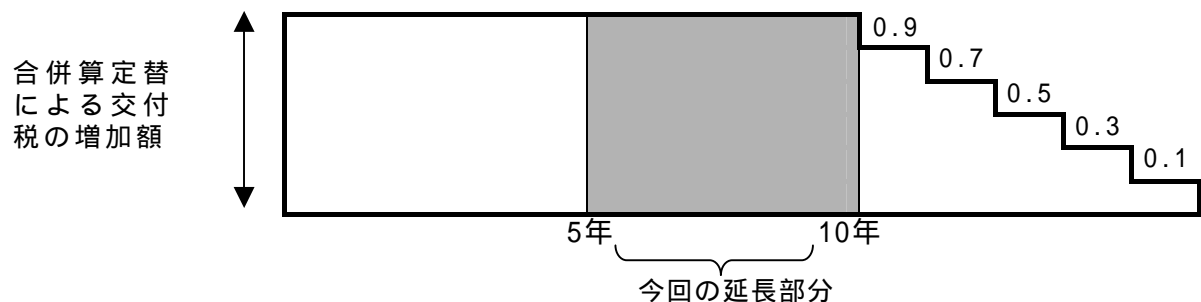
この措置は、平成11年度以降の市町村合併から適用するものとし、平成2年度から平成10年度までに行われた市町村の合併については、激変緩和措置に係る期間を延長する経過措置を講じるものとしている。

別図 合併算定替の期間の延長

### 【現在の合併算定替】



### 【改正後の合併算定替】



## 2. 合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(合併特例債)

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができることとし、当該地方債の元利償還金の一部について、普通交付税措置を行うものとする。

(本地方債のことを、以下「合併特例債」という。)

### (1) 対象事業

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を起すことができるものとする。

合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業

- ・ 旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備  
(例：旧市町村相互間の道路、橋りょう、トンネル等の整備)
- ・ 合併後の市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備  
(例：住民が集う運動公園等の整備)

合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

- ・ 合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備  
(例：介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備)
- ・ 同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備  
(例：ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして、合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る。)

合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

- ・ 類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

### (2) 標準全体事業費

(1)について、 から までの事業に係る標準的な全体の事業費(以下「標準全体事業費」という。)を設定し、その事業量の目安とする。

具体的には、合併に伴い必要となる追加的な地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額について、合併後人口、増加人口(合併関係市町村の人口の合計から当該市町村の人口のうち最大のものを差し引いた人口)及び合併関係市町村数の多寡に応じ、次の算式により算出する。

(算式)

$$180 \text{ 億円} \times \left( \frac{\text{合併後人口}}{10 \text{ 万人}} \times a + b \right) \times \left( \frac{\text{増加人口}}{1 \text{ 万人}} \times c + d \right) \times \left( 2 - \frac{2}{\text{合併関係市町村数}} \right)$$

(合併後人口補正)                      (増加人口補正)                      (合併関係市町村数補正)

180億円は、合併後人口が10万人であり、かつ、増加人口が1万人である合併市町村について、合併市町村でない同規模の市町村の通常事業量の約3割増の事業を行うことのできる地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額の合計額を想定している。

また、算式中の係数は次のとおりである。

- ・ a と b は次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

合併後人口数による区分	a の数値	b の数値
30,000人以下	1.000	0.200
30,000人を超え 100,000人以下	0.714	0.286
100,000人を超える	0.000	1.000

- ・ c と d は次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

増加人口数による区分	c の数値	d の数値
10,000人以下	0.333	0.667
10,000人を超え 50,000人以下	0.167	0.833
50,000人を超え 100,000人以下	0.083	1.250
100,000人を超え 200,000人以下	0.042	1.667
200,000人を超え 400,000人以下	0.021	2.083
400,000人を超える	0.000	2.917

### (3) 充当率及び普通交付税措置

充当率は対象事業費のおおむね95%とし、その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入する予定である。

## 3. 合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置(合併特例債)

合併後の市町村が行う一定の基金の積立てに要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、合併特例債をその財源とすることができるものとする。

## (1) 基金の目的

合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等(当該区域において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の合併関係市町村の区域における地域振興等を含む。)のために設ける基金(以下「合併市町村振興基金」という。)に対する積立てのうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起すことができるものとする。

- ・ 新市町村の一体感の醸成に資するもの

(例：イベント開催、新市町村のC I、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等)

- ・ 旧市町村単位の地域の振興(旧市町村において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の旧市町村を単位とする地域の振興を含む。)

(例：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等)

## (2) 標準基金規模

(1)の合併市町村振興基金の標準的な規模(標準基金規模)を設定し、基金積立額の目安とする。

具体的には、新市町村の一体感の醸成・旧市町村単位の地域の振興という合併市町村振興基金の目的を踏まえ、合併関係市町村数、増加人口及び合併後人口の多寡に応じ、次の算式により算出する。

(算式)

$$3 \text{ 億円} \times \text{合併関係市町村数} + 1 \text{ 万円} \times \text{増加人口} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口}$$

(市町村数均等割)                      (増加人口割)                      (合併後人口割)

ただし、合併市町村振興基金の積立てに際し、その必要がある場合には、算式により算出される標準基金規模のおおむね5割増まで積立てを行うことができるものとするが、いずれの場合においても、40億円を合併市町村振興基金の上限とする。

## (3) 充当率及び交付税措置

充当率は対象事業費のおおむね95%とし、その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入する予定である。

#### 4. 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

合併直後に必要となる次のような臨時的経費について、普通交付税において包括的な財政措置を行うものとし、その他の諸費(人口を測定単位とするもの・経常経費)に新たに合併補正を新設している。

- ・ 行政の一体化(基本構想等の策定・改訂、コンピュータシステムの統一、ネットワークの整備等)に要する経費
- ・ 行政水準・住民負担水準の格差是正(住民サービスに水準の調整等)に要する経費  
具体的には、次の算式により算出した額を5年度間にわたり均等に普通交付税の基準財政需要額に算入するものとする。

(算式)

$$(1億円 + 5千円 \times \text{合併後人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) / 4)$$

(固定経費) (合併後人口に応じた経費) (合併関係市町村数補正)

ただし、30億円を算入する額の上限とする。

#### 5. 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

合併関係市町村間における起債制限比率の格差が市町村合併の障害となると認められる場合には、全国平均起債制限比率と合併関係市町村に係る起債制限比率の差(合併関係市町村の起債制限比率がすべて全国平均起債制限比率を上回る場合は、合併関係市町村の起債制限比率のうち最も低い起債制限比率と合併関係市町村に係る起債制限比率の差)に相当する公債費のうち利子相当分を対象として、合併関係市町村の財政状況に応じ、特別交付税措置を講じる予定である。

当該財政措置にかえて、「市町村合併に対する新たな特別交付税措置」が講じられることとなった。(平成12年11月22日「市町村合併の推進に係る今後の取組」)

#### 6. 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置

合併後の市町村が行う事業に対して市町村合併の円滑な実施に資する観点から都道府県が交付する補助金、交付金等を対象として、特別交付税措置を講じる予定である。



## 7. その他

- (1) 上記措置は、平成11年度以降の市町村の合併から適用するものとしている。
- (2) 市町村の合併を推進するために既に講じている次の措置についても、今後とも引続き講じることとしている。

市町村における合併協議会設置経費等合併準備経費に対する特別交付税措置  
都道府県の行う合併のための調査・研究、気運醸成等に要する経費に対する  
普通交付税措置

## 市町村合併の推進のための補助金

### 1. 趣旨

市町村合併特例法の期限である平成17年3月までに市町村の合併を円滑に推進するため、合併に向けての準備及び合併に伴い市町村が実施するモデル事業に対する補助金制度を創設する。

### 2. 平成12年度予算額

120百万円

### 3. 事業の概要

#### (1)合併準備補助金

対象団体：

平成11年度以降に設置され、市町村建設計画の作成等、市町村の合併に関し、先導的な取組を積極的に行っている法定合併協議会の構成市町村

対象事業：

市町村建設計画の作成及びそのための準備等に要する経費

補助額：

1関係市町村につき5百万円を上限とする定額補助(1回限り補助)

平成12年度予算額：

5百万円 × 24地方公共団体 = 120百万円

#### (2)合併市町村補助金

対象団体：

平成17年3月31日までに合併した市町村で、下記の事業により先導的な取組を行っている市町村

対象事業：

合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたもので、かつ、別に定める事業のうち、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業

補助額：

下記の表に基づいて人口規模により算出される合併関係市町村毎の額の合算額を上限として、合併成立年度から3か年度を限度として合併市町村に補助(定額補助、平成12年度は補助対象団体の見込みなし)。

関係市町村人口	(百万円)
～ 5,000(人)	20
5,001～ 10,000(人)	30
10,001～ 50,000(人)	50
50,001～ 100,000(人)	70
100,001～ (人)	100

国が特に必要と認める場合については、各年度の補助の合計額が単年度上限額の3倍の範囲内で、単年度に、上記の上限額を超えて補助をすることができる。

<注> 合併市町村補助を受けた市町村は、当該補助金に係る事業に関する実績報告書を国に提出し、国は、全国の市町村の合併の参考に資するよう、当該報告書を公表することとする。

### 合併市町村補助金の対象事業

合併した市町村(以下「合併市町村」という)において次に掲げるような地域内の交流・連携、一体性の強化のために必要な事業であって、合併により付加的に必要なものであり、かつ、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業に対して補助する。

1. 合併市町村の統一した事業の遂行上、付加的に必要となり、かつ、行財政運営の合理化、効率化に資する事業に要する経費

合併による出納、税務等の電算システムの変更

合併市町村の統一業務マニュアルの作成

2. 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業に要する経費

議場、庁舎、支所等の改修等

3. 公共施設のネットワーク化等に要する経費(本庁・支所間、図書館、文化ホール、体育施設等)

電話・防災行政無線の統一

ネットワーク回線増設に伴うLAN間接続器の改良

図書館貸出システムの統一

体育施設予約管理システムの統一

4. 域内の人的・物的交流の促進に必要な経費

地域間連絡バス等の購入

5. 合併市町村のアイデンティティを高め、一体感を醸成するための経費

合併記念式典開催事業

合併記念碑の建立

旧市町村単位のふるさと景観顕彰事業

6. その他(今後検討)

<注> 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業については除く。

## 各政党等における市町村合併の位置付け

平成12年度予算編成大綱（自由民主党 自由党 公明党・改革クラブ 平成11年12月）

平成12年度予算編成大綱項目（抄）

### 第2章 重要政策

#### 9. 行財政改革・地方分権の断行

##### (3) 地方分権の断行

地方公共団体の自主性・自律性を高め、それぞれの地域が、それぞれの実状に沿った個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、先の通常国会で成立した地方分権一括法を円滑に施行し、分権改革の定着に努めるとともに、その一層の進展を図るため、今後とも国から地方公共団体への事務権限の委譲や国庫補助負担金の積極的な整理・合理化、地方税財源の拡充など地方分権を総合的かつ計画的に推進する。

また、地方分権の成果を十分にあげるためにも、自主的な地方行革や市町村合併を推進し、約3000ある市町村を当面1000程度とするため、一般会計よりの支援措置及び所要の地方交付税措置を講じるなど地方自治、地方分権の主体となる地方公共団体の行政体制の整備を積極的に図る。その際、市町村合併を促進する見地から行財政上の施策の強化を図る。

三党連立政権合意書（自由民主党、自由党及び公明党・改革クラブの三党派間、平成11年10月4日）

[三党連立政権合意書]（抄）

自由民主党、自由党および公明党・改革クラブの三党派は、連立政権発足にあたり、次のとおり合意した。

- 一．三党派は、連立政権樹立にあたり、別紙の政治・政策課題につき合意を遂げたことを確認する。
- 二．（略）
- 三．（略）

[三党連立政権 政治・政策課題合意書]（抄）

#### 政治行政改革

##### 七、地方分権推進

地方分権推進のため、補助金の統合化を一層進めるとともに、市町村合併を促進する見地から財政上のインセンティブの強化を図る。

自由民主党・公明党間の政策協議(平成11年9月3日)

[前文]

自由民主党および公明党は、政策責任者間で、連立政権樹立に向けて、8月20日以来、7回にわたり広範な政策課題について意見の交換をしてきたが、その中で、基本的な方向について下記の通り一致した。

[記](抄)

その他の重要事項

行政改革と地方分権について

- ・ 地方分権推進一括法を踏まえ、国から都道府県へ、さらに市町村へ、生活と関連が深い行政を移行させるとともに、当面、1000自治体を目途に市町村合併を促進する。なお、将来の都道府県のあり方についても検討する必要がある。

公明党 基本政策「中道政治がめざす21世紀日本の改革プラン - 活力と安心の生活大国」(平成11年7月24日 第2回公明党臨時全国大会)(抄)

第6章 硬直した政治・行政・社会システムの改革

2, 行財政改革の推進で住民本位の地方主権を確立

(4)地方自治基本法の制定と300自治体への再編

現在の市町村の規模では、権限・財源の観点からも、住民に十分な行政サービスを提供することは困難な状況となっています。このため、「地方自治基本法」を制定し、住民の選択や自治体の意向を最大限に尊重しつつ、現在の政令都市に準じる行政能力を兼ね備える自治体として30万人から50万人規模の自治体へ再編します。最終的な目標として、現在の3000自治体を300程度への集約をめざします。

公明党 第42回衆院選重点政策『多様な生きかたを支える社会へ - 人間性豊かな、21世紀日本の構築 - 』(抄)(平成12年5月25日)

2 行革・分権化をすすめる透明で公正な社会システムを構築します

(4)市町村合併の推進と政令指定都市・中核市・特例市・市の要件緩和

現在の市町村の規模では、権限・財源の観点からも、住民に十分な行政サービスを提供することは困難となっています。そこで、住民および自治体の意向を最大限に尊重することを前提に市町村合併を推進します。現在約3000の自治体を当面1000程度を目標に集約します。また、市町村合併を推進するために政令指定都市・中核市・特例市・市への指定が弾力的に行えるように要件を緩和します。

自由党『日本再興へのシナリオ - 「国民が主役の社会」を目指して - 』（平成10年6月）（抄）

## 第二部 基本政策

### V 国のしくみを変える（政治・行政・地方自治・司法・情報公開）

#### 二 国及び地方を通じた行政改革

##### (3) 地方分権の推進と地方自治体の統合

##### 2 全国を300の市に

地方公共団体が地域における行政を一貫して自主的、自律的に企画、立案、調整するには、行財政基盤を強化し、あわせて行政経費を削減する必要がある。したがって、新たな「市町村合併法」を制定し、現在全国3,232ある市町村を300程度を目標に段階的に統合する。

それまでの経過措置として、広域連合、一部事務組合等の制度を活用し、広域的、総合的な施策を行う。

民主党『日本を「最良の国」とするために - 民主党政権政策の基本理念 - 』（平成11年8月）

#### 国民主権を実現する「分権連邦型国家」への道

##### 1. 「分権連邦型国家」への転換

##### 3) 自治体の再編と合併手続きの確立

連邦分権型国家においては、広域自治体を全国十前後の州に、基礎自治体を千程度の市に、それぞれ再編することが望ましいと考える。しかし、その再編プロセスについては、地域住民の自主的判断を尊重する。

当面、住民意思の確認手続きを基礎に、合併手続きを容易にするとともに、合併から5年間は、財政調整のための交付金を上乘せするなどインセンティブを与える。また広域連合など合併に至らない自治体間の連携を容易にする。

政令指定都市、中核市、特例市の比較

	政令指定都市	中核市	特例市
要件	人口50万以上で政令で指定する市  人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。	以下の要件を備え政令で指定する市 人口(30万以上) 面積(100km <sup>2</sup> 以上) 人口50万未満の市の場合にあっては、当該地域における中核性(昼夜間人口比率が100を超えること)	人口20万以上で政令で指定する市
手続き	「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令」で指定する。	「地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令」で指定する。 自治大臣は市からの申出(市議会の議決、都道府県の同意が必要)に基づいて政令の立案を行う。	「地方自治法第252条の26の3第1項の特例市の指定に関する政令」で指定する。 自治大臣は市からの申出(市議会の議決、都道府県の同意が必要)に基づいて政令の立案を行う。
事務配分の特例	都道府県が処理する事務のうち、 ・民生行政に関する事務 ・保健衛生行政に関する事務 ・都市計画に関する事務などを処理する。 (地方自治法第252条の19第1項)	指定都市が処理する事務のうち都道府県が一体的に処理することが効率的な事務などを除き処理する。  ・道路法に関する事務 ・児童相談所の設置などが除かれる。 (地方自治法第252条の22第1項)	中核市に権限委譲されている事務のうち、特例市が処理するよりも都道府県が一体的に処理することが効率的な事務などを除く。  ・民間の社会福祉施設の設置認可 ・飲食店等の営業許可 ・母子相談員の設置などが除かれる。 (地方自治法第252条の26の3第1項)
財政上の特例	・地方交付税の算定上所要の措置が講じられる。 ・地方譲与税等の割増 ・地方債発行の許可権者が都道府県知事から自治大臣となる。 ・宝くじの発行が可能となる。	地方交付税の算定上所要の措置が講じられる。	地方交付税の算定上所要の措置が講じられる。
上行の政組織特例	市の区域を分け区を設置することができる。	行政組織上の特例は設けられていない。	行政組織上の特例は設けられていない。
関与の特例	知事の承認、許可、認可等の監督を要している事務について、その監督の必要をなくし、又は知事の監督に代えて直接主務大臣の監督となる。	原則として関与の特例は設けていない。 ただし、福祉に関する事務については指定都市と同様に関与の特例が設けられている。	原則として関与の特例は設けていない。 ただし、行政監督の特例を設けることができる旨の根拠規定が整備されている。



## 市と町村の比較

	市	町村
要件	<p>人口5万以上を有すること。            当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の6割以上であること。            商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。            前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。            (地方自治法第8条第1項)</p> <p>合併による場合は要件が緩和される。            ・人口要件が3万以上となる。(H.16.3.31までの合併に限る)            (市町村の合併の特例に関する法律第5条の2)            ・地方自治法第8条第1項の要件のいずれかを備えていない場合であっても、備えているとみなす。(市町村の合併の特例に関する法律第5条の3)</p>	<p>町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府県の条例で定める。(地方自治法第8条第2項)</p> <p>「町としての要件を定める条例」(宮崎県)            人口5千以上を有すること。            当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が550戸以上であること。            当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内にある商工業その他の都市的業態に従事する者の戸数が、市街地形成区域内にある全戸数の3分の2以上であること。            税務署、公共職業安定所、保健所、営林署、警察官署その他の官公署が、1以上設けられ又は、工場、会社、金融機関等があること。            商工業その他の都市的業態に従事する者の戸数が、漸次増加の傾向にあること。            交通、通信及び宿泊施設並びに病院、診療所、劇場、映画館等の施設が設けられていること。</p>
処理する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所の設置が義務づけられている。</li> <li>・社会福祉主事を置き、生活保護等の事務を直接処理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所の設置は任意とされている。</li> <li>・生活保護等の事務は県が処理する。</li> </ul>
議員の定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口5万人以上15万人未満の市の場合の議員定数(上限)は36人                H.15.1.1以降30人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口2万人以上の町村の場合の議員定数(上限)は30人                H.15.1.1以降26人</li> </ul>
選挙制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置く。</li> <li>・指定都市以外の市の議員及び長の選挙の期間は7日間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。</li> <li>・議員及び長の選挙の期間は5日間</li> </ul>
監査委員の定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口25万人未満の市は3人又は2人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2人</li> </ul>
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所の設置及び生活保護等に要する経費について、地方交付税の基準財政需要額に算入される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所の設置及び生活保護等に要する経費については、地方交付税の基準財政需要額に算入されない。</li> </ul>

全国の市町村数の変遷等

年 月	市	町	村	計	備考
明治21年	-		(71,314)	71,314	
22年	39		(15,820)	15,859	市制町村制施行(明22. 4. 1) (明21.4.17 法律第 1号)  町村合併標準提示 (明21.6.13 内務大臣訓令第352号) 約300～500戸を標準規模
大正11年	91	1,242	10,982	12,315	
昭和20年10月	205	1,797	8,518	10,520	
昭和22年 8月	210	1,784	8,511	10,505	地方自治法施行 (昭22.5.3 法律第67号)
28年10月	286	1,966	7,616	9,868	町村合併促進法施行 (昭28.10.1 法律第258号) 町村は、おおむね8000人以上の住民を有するのを標準  町村合併促進基本計画決定 (昭28.10.30 閣議決定) 町村数を約3分の1に減少することを目途
31年 4月	495	1,870	2,303	4,668	新市町村建設促進法施行 (昭31.6.30 法律第164号)
31年 9月	498	1,903	1,574	3,975	町村合併促進法失効 (昭31.9.30)
36年 6月	556	1,935	981	3,472	新市町村建設促進法一部失効 (昭36.6.29)
37年10月	558	1,982	913	3,453	市の合併の特例に関する法律施行 (昭37.5.10 法律第118号)
40年 4月	560	2,005	827	3,392	市町村の合併の特例に関する法律施行 (昭40.3.29 法律第 6号)
45年 4月	564	2,027	689	3,280	
50年 4月	643	1,974	640	3,257	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する 法律施行 (昭50.3.28 法律第 5号)
55年 4月	646	1,991	618	3,255	
60年 4月	651	2,001	601	3,253	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する 法律施行 (昭60.4.1 法律第 14号)
平成 2年 4月	655	2,003	587	3,245	
7年 4月	663	1,994	577	3,234	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する 法律施行 (平 7.3.29 法律第 50号)
10年10月	670	1,994	568	3,232	
11年 4月	671	1,990	568	3,229	
12年 7月	671	1,991	567	3,229	

全国の昭和60年度以降の合併の状況

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年 4月 1日	藤橋村(岐阜県)	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月 1日	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	つくば市	桜村、谷田部町、 豊里町、大穂町	新設
昭和63年 1月31日	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年 3月 1日	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年 3月 1日	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成 3年 2月 1日	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成 3年 2月 1日	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成 3年 2月 1日	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成 3年 2月 1日	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成 3年 4月 1日	北上市	北上市、和賀町、 江釣子村	新設
平成 3年 5月 1日	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成 4年 3月 3日	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成 4年 4月 1日	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成 5年 7月 1日	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成 6年11月 1日	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成 7年 9月 1日	鹿嶋市	鹿島町、大野村	編入
平成 7年 9月 1日	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年 4月 1日	篠山市	篠山町、西紀町、 丹南町、今田町	新設
計		38	編入14、新設5

合併予定の状況 (平成12.12.1現在)

- 平成13年1月 1日 新潟県(新潟市・黒埼町) 新潟市
- 平成13年1月21日 東京都(田無市・保谷市) 西東京市
- 平成13年4月 1日 茨城県(牛掘町・潮来町) 未定
- 平成13年5月 1日 埼玉県(浦和市・大宮市・与野市) さいたま市

宮崎県における市町村数の変遷等

年 月	市	町	村	計	備考
明治21年		43	350	393	
22年		5	95	100	市制町村制施行(明22.4.1)
大正11年		18	82	100	
昭和20年8月	3	22	63	88	
昭和22年5月	3	22	63	88	地方自治法施行 (昭22.5.3 法律第67号)
昭和28年10月	6	26	47	79	町村合併促進法施行 (昭28.10.1 法律第258号)
昭和31年6月	7	25	32	64	新市町村建設促進法施行 (昭31.6.30 法律第164号)
昭和31年9月	7	26	26	59	町村合併促進法失効 (昭 31.9.30)
昭和36年6月	8	26	18	52	新市町村建設促進法一部失効 (昭 36.6.29)
昭和37年5月	8	26	16	50	市の合併の特例に関する法律施行 (昭 37.5.10 法律第118号)
昭和40年3月	8	27	14	49	市町村の合併の特例に関する法律施行 (昭 40.3.29 法律第6号)
昭和50年3月	9	28	7	44	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 (昭 50.3.28 法律第5号)
昭和60年4月	9	28	7	44	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 (昭 60.4.1 法律第14号)
平成 7年3月	9	28	7	44	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行
平成11年8月	9	28	7	44	(平 7.3.29 法律第50号)











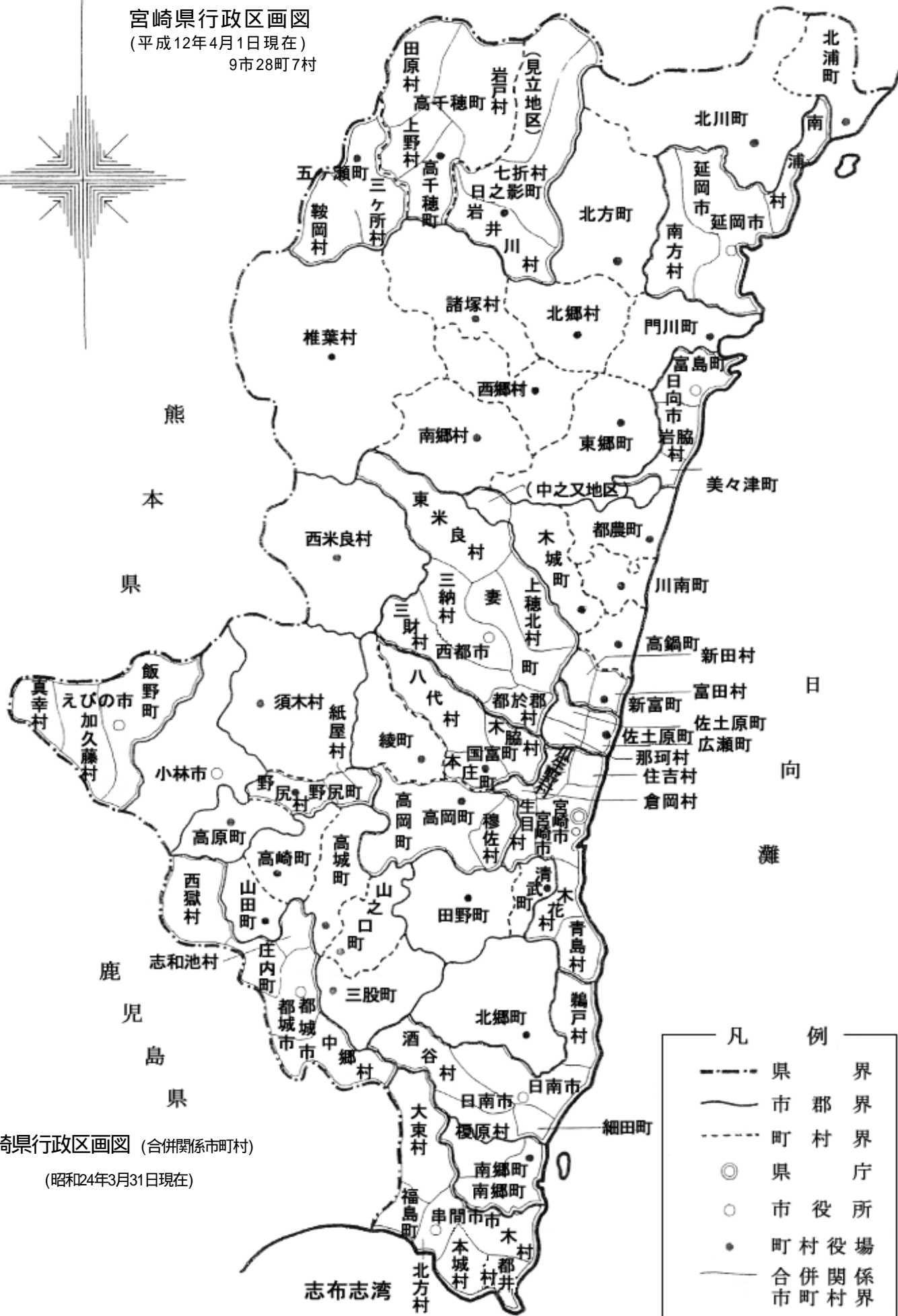
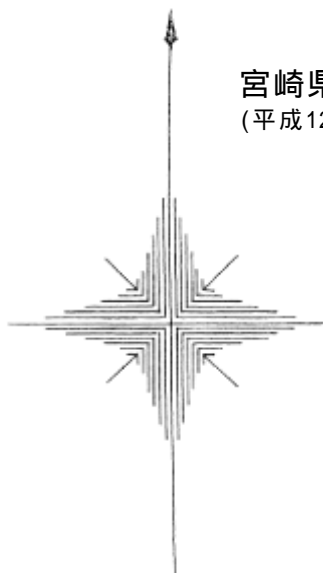


郡		東白杵郡																		
明治22年5月1日 町村制施行 印は町村役場位置	三川内村 宮野浦村 市振村 古江村 島野浦村 熊野江村 須怒江村 浦尻村 長井村 川内名村 川島村 祝子村 稲葉崎村 栗野名村 大武村 方財島村 船倉須崎を除く 船倉須崎のみ 岡富村(字船倉、字岡富村)	延岡町 紺屋町 博労町 元町 北町 中町 南町 柳沢町 庵川村 加草村 川内村 門川・尾末村 伊福形村 櫛津・土々呂村 鯛名村 赤水村 出北村 恒富村 三須村 大貫村 三輪村 南方村 北方村 黒木村 入下村 宇納間村 立石村 田代村 小原村 水浦谷村 神門村 鬼神野村 中渡川村 上渡川村 坪谷村 八重原・迫之内村 山陰村 細島町 富高村 財光寺村 塩見村	北浦村	南浦村	北川村	東海村	岡富村	延岡町	門川村	伊形村	恒富村	南方村	北方村	北郷村	西郷村	南郷村	東郷村	細島町	富高村	岩脇村
郡		東白杵郡																		
明治22年1昭和20年の市町村の変遷								(S 5・4・1) ↓ (S 8・2・11) ↓ 延岡町	(S 10・2・11) ↓ (S 11・10・25) ↓ 門川町									(T 10・10・1) ↓ (S 12・10・1) ↓ 富高町		美々津町
昭和20年以降の市町村の変遷	北浦町 (S 47・11・1)	北川町 (S 47・11・1)		(S 30・4・1) ↓ 延岡市	(S 30・4・1) ↓ 延岡市					(S 45・11・3) ↓ 北方町						(S 44・4・1) ↓ 東郷町		(S 26・4・1) ↓ (S 30・1・1) ↓ 日向市		

<p>町 明治22年5月1日 印は町役場位置</p>	西白杵郡										<p>42町 351村 計393</p>	<p>明治22年(1889)3月29日 郡町村区域名称並びに町村役場位置改定布達 明治22年(1889)5月1日 宮崎県内に町村制施行</p>												
<p>町 明治22年5月1日 新町村名</p>	三ヶ所村	桑野内村	鞍岡村	松尾村	不土野村	下福良村	大河内村	五ヶ所村	河内村	田原村	上野村	下野村	岩戸村	山裏村	七ツ山村	家代村	分城村	岩井川村	七折村	向山村	押方村	三田井村	<p>5町 95村 計100</p>	<p>〔県庁文書「本県令達」明治22年(近・現代3-141)〕</p>
<p>明治22年1昭和20年の市町村の変遷</p>	西白杵郡										<p>高千穂町 T9・4・1</p>	<p>明治29年(1896) 宮崎郡と北那珂郡が合併し、宮崎郡となり、8郡構成になる 明治30年(1897) 4月1日 郡制施行 9月1日 県制施行 大正12年(1923) 3月31日郡制廃止 大正15年(1926) 6月3日 郡長および郡役所の廃止</p>												
<p>昭和20年以降の市町村の変遷</p>	<p>(S31・8・1) 五ヶ瀬町</p>	<p>椎葉村 (S24 東白杵郡へ)</p>						<p>見立地区 S44・4・1</p>	<p>諸塚村 (S24 東白杵郡へ)</p>	<p>(S31・9・30) 日之影町 (S26・1・1)</p>											<p>高千穂町</p>	<p>9市 28町 7村 計44 (平成11年12月現在)</p>	<p>昭和28年(1953)10月 町村合併促進法により小規模町村の合併を実施</p> <p>宮崎県総務部地方課「宮崎県市町村合併小史」1984年、平凡社「郷土歴史大事典 日本歴史地名大系46 宮崎県の地名」1997年、角川書店「角川日本地名大辞典 45 宮崎県」1986年</p>	

宮崎県行政区画図

(平成12年4月1日現在)  
9市28町7村



凡 例	
---	県 界
—	市 郡 界
- - -	町 村 界
○	県 庁
○	市 役 所
●	町 村 役 場
—	合 併 関 係 界

宮崎県行政区画図 (合併関係市町村)

(昭和24年3月31日現在)

全国の市町村数、平均人口、面積の比較

			(単位：人)			(単位：km <sup>2</sup> )		
No.	都道府県名	市町村数	No.	都道府県名	平均人口	No.	都道府県名	平均面積
1	北海道	212	1	神奈川	224,983	1	北海道	393.64
2	長野	120	2	大阪	196,001	2	岩手	258.95
3	新潟	112	3	千葉	102,863	3	山形	211.89
4	岐阜	99	4	愛知	78,133	4	宮崎	175.77
5	福岡	97	5	埼玉	74,328	5	秋田	168.29
6	鹿児島	96	6	兵庫	62,510	6	福島	153.14
7	熊本	94	7	東京	60,249	7	青森	143.38
8	埼玉	92	8	京都	58,224	8	高知	134.05
9	福島	90	9	福岡	51,087	9	栃木	130.78
10	兵庫	88	10	静岡	50,740	10	富山	121.34
10	愛知	88	11	栃木	40,779	11	福井	119.67
12	広島	86	12	茨城	35,182	12	島根	113.68
13	茨城	85	13	広島	33,447	13	長野	113.21
14	長崎	79	14	宮城	32,960	14	新潟	112.34
15	岡山	78	15	富山	32,194	15	大分	109.27
16	静岡	74	16	奈良	30,798	16	山口	109.11
17	宮城	71	17	群馬	28,768	17	岐阜	107.05
18	愛媛	70	18	石川	28,671	18	静岡	105.13
18	群馬	70	19	山形	28,390	19	京都	104.83
20	三重	69	20	山口	27,506	20	宮城	102.60
20	秋田	69	21	宮崎	27,008	21	石川	102.07
22	青森	67	22	三重	26,897	22	広島	98.56
23	山梨	64	23	北海道	26,848	23	鹿児島	95.69
24	東京	63	24	滋賀	26,327	24	兵庫	95.35
25	岩手	59	25	岡山	25,108	25	和歌山	94.49
25	島根	59	26	沖縄	24,789	26	岡山	91.18
27	大分	58	27	岩手	24,203	27	群馬	90.90
28	千葉	57	28	香川	24,083	28	千葉	90.46
29	山口	56	29	福島	23,762	29	鳥取	89.93
30	高知	53	30	福井	23,660	30	三重	83.71
30	沖縄	53	31	青森	22,453	31	徳島	82.90
32	和歌山	50	32	新潟	22,214	32	愛媛	81.08
32	滋賀	50	33	和歌山	21,882	33	滋賀	80.35
32	徳島	50	34	愛媛	21,674	34	熊本	78.75
35	栃木	49	35	大分	21,353	35	奈良	78.53
35	佐賀	49	36	岐阜	21,298	36	茨城	71.69
37	奈良	47	37	熊本	19,899	37	山梨	69.77
38	宮崎	44	38	長崎	19,459	38	神奈川	65.27
38	大阪	44	39	鹿児島	18,650	39	愛知	58.57
38	山形	44	40	長野	18,337	40	長崎	51.79
38	京都	44	41	佐賀	18,040	41	福岡	51.23
42	香川	43	42	秋田	17,525	42	佐賀	49.78
43	石川	41	43	徳島	16,716	43	香川	43.62
44	鳥取	39	44	鳥取	15,868	44	大阪	43.02
45	神奈川	37	45	高知	15,494	45	沖縄	42.79
46	福井	35	46	山梨	13,810	46	埼玉	41.27
46	富山	35	47	島根	12,983	47	東京	24.93
	合計	3,229		全国平均	36,536		全国平均	114.93

- (注) 1. 市町村数は平成11年4月1日現在のものである。  
 2. 人口は平成11年3月31日現在の住民基本台帳による。  
 3. 面積は平成10年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」による。  
 4. 特別区は除く。

県内市町村の人口、面積、人口密度(平成10年(1998年))

	人口(人) A	総面積(km <sup>2</sup> ) B	総面積人口密度(人/km <sup>2</sup> ) A / B	可住地面積(km <sup>2</sup> ) C	可住地面積人口密度(人/km <sup>2</sup> ) A / C	可住地面積割合(%) C / B
宮崎市	305,004	286.7	1,064	151.7	2,011	52.9
都城市	133,367	306.2	436	163.0	818	53.2
延岡市	125,105	283.8	441	81.6	1,532	28.8
日南市	46,531	294.5	158	68.5	679	23.3
小林市	40,696	230.8	176	89.0	457	38.6
日向市	59,026	117.3	503	47.4	1,244	40.4
串間市	24,388	294.9	83	69.4	352	23.5
西都市	35,853	438.6	82	100.9	355	23.0
えびの市	25,275	283.0	89	79.5	318	28.1
清武町	28,186	47.8	590	25.2	1,118	52.7
田野町	12,276	108.3	113	31.4	391	29.0
佐土原町	32,495	56.8	572	40.6	801	71.3
北郷町	5,415	178.5	30	25.1	215	14.1
南郷町	12,387	63.2	196	23.8	521	37.6
三股町	23,925	110.0	217	30.2	792	27.5
山之口町	7,458	97.5	76	18.8	398	19.2
高城町	12,675	94.2	135	38.8	326	41.2
山田町	8,788	62.2	141	25.0	351	40.3
高崎町	11,791	93.2	127	46.3	255	49.7
高原町	11,444	85.4	134	41.4	276	48.5
野尻町	9,002	88.9	101	39.2	230	44.1
須木村	2,662	243.5	11	21.9	122	9.0
高岡町	12,936	144.6	89	41.9	309	29.0
国富町	22,396	130.7	171	53.1	422	40.6
綾町	7,505	95.2	79	19.2	390	20.2
高鍋町	22,779	43.9	519	35.6	640	81.1
新富町	18,563	61.7	301	49.5	375	80.2
西米良村	1,494	271.6	6	10.8	138	4.0
木城町	5,619	146.0	38	25.7	218	17.6
川南町	17,708	90.3	196	57.4	309	63.6
都農町	12,422	102.3	121	39.0	318	38.2
門川町	19,328	120.5	160	20.4	949	16.9
東郷町	5,362	218.7	25	27.8	193	12.7
南郷村	2,622	190.2	14	11.9	220	6.3
西郷村	2,967	138.3	21	13.8	215	10.0
北郷村	2,156	120.2	18	7.9	273	6.6
北方町	5,131	200.7	26	22.2	232	11.0
北川町	4,815	279.9	17	23.3	207	8.3
北浦町	4,619	103.5	45	9.5	485	9.2
諸塚村	2,514	187.6	13	9.3	271	4.9
椎葉村	3,910	536.2	7	20.7	189	3.9
高千穂町	16,153	237.2	68	30.5	529	12.9
日之影町	5,590	277.8	20	23.1	242	8.3
五ヶ瀬町	5,263	171.8	31	17.2	306	10.0

可住地面積 = 総面積 - 林野面積 - 主要湖沼面積  
資料)統計からみた宮崎県のすがた

県内市町村の人口推移

国勢調査人口(人)

増加率(%)

	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年 (速報値)	1970～ 1975年	1975～ 1980年	1980～ 1985年	1985～ 1990年	1990～ 1995年	1995～ 2000年
宮崎県	1,051,105	1,085,055	1,151,587	1,175,543	1,168,907	1,175,819	1,170,023	3.2	6.1	2.1	-0.6	0.6	-0.5
宮崎市	202,862	234,347	264,855	279,114	287,352	300,068	305,777	15.5	13.0	5.4	3.0	4.4	1.9
都城市	114,802	118,289	129,009	132,098	130,153	132,714	131,918	3.0	9.1	2.4	-1.5	2.0	-0.6
延岡市	128,292	134,521	136,598	136,381	130,624	126,629	124,762	4.9	1.5	-0.2	-4.2	-3.1	-1.5
日南市	53,288	52,171	52,949	51,966	49,178	47,595	45,998	-2.1	1.5	-1.9	-5.4	-3.2	-3.4
小山市	38,674	38,325	40,033	40,976	41,048	40,840	40,344	-0.9	4.5	2.4	0.2	-0.5	-1.2
日向市	47,420	53,448	58,347	59,163	58,442	58,801	58,996	12.7	9.2	1.4	-1.2	0.6	0.3
串間市	31,734	30,038	29,420	28,328	26,734	25,243	23,646	-5.3	-2.1	-3.7	-5.6	-5.6	-6.3
西都市	38,509	37,054	37,836	38,370	37,218	36,331	35,380	-3.8	2.1	1.4	-3.0	-2.4	-2.6
えびの市	28,972	27,241	27,246	28,034	26,826	25,874	24,906	-6.0	0.0	2.9	-4.3	-3.5	-3.7
清武町	10,678	11,765	14,528	16,629	22,507	27,127	28,755	10.2	23.5	14.5	35.3	20.5	6.0
田野町	9,780	9,856	10,806	11,417	11,645	12,428	12,319	0.8	9.6	5.7	2.0	6.7	-0.9
佐土原町	19,740	22,715	26,932	29,607	30,758	31,827	32,500	15.1	18.6	9.9	3.9	3.5	2.1
北郷町	6,229	5,638	5,929	5,862	5,756	5,598	5,360	-9.5	5.2	-1.1	-1.8	-2.7	-4.3
南郷町	12,714	12,959	13,907	13,707	13,242	12,616	12,064	1.9	7.3	-1.4	-3.4	-4.7	-4.4
三股町	14,699	15,789	17,713	18,832	21,011	22,941	24,057	7.4	12.2	6.3	11.6	9.2	4.9
山之口町	7,072	7,106	7,773	7,743	7,614	7,561	7,321	0.5	9.4	-0.4	-1.7	-0.7	-3.2
高城町	13,064	12,727	13,591	13,804	13,321	12,915	12,570	-2.6	6.8	1.6	-3.5	-3.0	-2.7
山田町	9,037	8,597	8,997	8,932	8,781	8,811	8,615	-4.9	4.7	-0.7	-1.7	0.3	-2.2
高崎町	13,614	12,902	13,285	13,151	12,724	12,053	11,382	-5.2	3.0	-1.0	-3.2	-5.3	-5.6
高原町	12,798	12,476	12,579	12,455	11,984	11,619	11,255	-2.5	0.8	-1.0	-3.8	-3.0	-3.1
野尻町	9,719	9,306	9,595	9,722	9,526	9,202	8,921	-4.2	3.1	1.3	-2.0	-3.4	-3.1
須木村	4,022	3,406	3,134	3,055	2,906	2,786	2,431	-15.3	-8.0	-2.5	-4.9	-4.1	-12.7
高岡町	12,828	12,474	12,630	12,698	12,818	12,941	12,844	-2.8	1.3	0.5	0.9	1.0	-0.7
国富町	19,037	19,050	19,864	21,161	21,339	22,130	22,365	0.1	4.3	6.5	0.8	3.7	1.1
綾町	7,748	7,339	7,261	7,309	7,385	7,419	7,597	-5.3	-1.1	0.7	1.0	0.5	2.4
高鍋町	19,777	21,494	22,950	23,239	22,970	22,886	22,749	8.7	6.8	1.3	-1.2	-0.4	-0.6
新富町	16,514	16,625	17,220	18,053	18,085	18,037	19,059	0.7	3.6	4.8	0.2	-0.3	5.7
西米良村	3,422	2,624	2,153	1,989	1,694	1,543	1,481	-23.3	-17.9	-7.6	-14.8	-8.9	-4.0
木城町	6,031	5,575	5,857	6,101	5,871	5,727	5,759	-7.6	5.1	4.2	-3.8	-2.5	0.6
川南町	16,707	16,940	18,026	18,480	18,371	18,053	17,631	1.4	6.4	2.5	-0.6	-1.7	-2.3
都農町	12,479	12,675	13,486	13,859	13,229	12,618	12,322	1.6	6.4	2.8	-4.5	-4.6	-2.3
門川町	15,540	16,708	18,533	18,941	18,894	19,155	19,288	7.5	10.9	2.2	-0.2	1.4	0.7
東郷町	7,115	6,804	6,601	6,384	5,989	5,539	5,190	-4.4	-3.0	-3.3	-6.2	-7.5	-6.3
南郷村	4,782	4,131	3,754	3,418	3,055	2,788	2,604	-13.6	-9.1	-9.0	-10.6	-8.7	-6.6
西郷村	4,898	4,346	4,181	3,802	3,435	3,160	2,836	-11.3	-3.8	-9.1	-9.7	-8.0	-10.3
北郷村	3,539	2,959	2,774	2,635	2,494	2,303	2,069	-16.4	-6.3	-5.0	-5.4	-7.7	-10.2
北方町	7,700	6,877	6,609	6,238	5,805	5,339	4,987	-10.7	-3.9	-5.6	-6.9	-8.0	-6.6
北川町	7,505	6,401	6,088	5,788	5,439	5,019	4,823	-14.7	-4.9	-4.9	-6.0	-7.7	-3.9
北浦町	6,070	5,633	5,586	5,428	5,121	4,764	4,604	-7.2	-0.8	-2.8	-5.7	-7.0	-3.4
諸塚村	4,582	3,872	3,470	3,212	2,917	2,687	2,402	-15.5	-10.4	-7.4	-9.2	-7.9	-10.6
椎葉村	7,616	6,267	5,478	5,131	4,611	4,160	3,769	-17.7	-12.6	-6.3	-10.1	-9.8	-9.4
高千穂町	22,131	20,523	19,957	19,170	18,093	16,780	15,843	-7.3	-2.8	-3.9	-5.6	-7.3	-5.6
日之影町	10,261	8,715	8,013	7,353	6,550	5,928	5,445	-15.1	-8.1	-8.2	-10.9	-9.5	-8.1
五ヶ瀬町	7,104	6,347	6,034	5,808	5,392	5,265	5,079	-10.7	-4.9	-3.7	-7.2	-2.4	-3.5

県内市町村の65歳以上人口推移

	65歳以上国勢調査人口(人)						65歳以上割合(%)					
	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年
宮崎県	88,772	102,923	120,638	140,747	166,539	204,222	8.4	9.5	10.5	12.0	14.2	17.4
宮崎市	13,083	16,219	20,555	24,754	30,866	39,647	6.4	6.9	7.8	8.9	10.7	13.2
都城市	9,613	11,514	13,739	16,343	18,998	23,174	8.4	9.7	10.6	12.4	14.6	17.5
延岡市	8,136	9,799	11,916	14,251	16,903	21,005	6.3	7.3	8.7	10.4	12.9	16.6
日南市	5,027	5,775	6,522	7,312	8,319	9,820	9.4	11.1	12.3	14.1	16.9	20.6
小林市	3,319	3,892	4,536	5,347	6,270	7,714	8.6	10.2	11.3	13.0	15.3	18.9
日向市	3,292	3,953	4,736	5,731	7,000	8,790	6.9	7.4	8.1	9.7	12.0	14.9
串間市	3,397	3,824	4,188	4,584	5,260	6,236	10.7	12.7	14.2	16.2	19.7	24.7
西都市	3,733	4,142	4,738	5,467	6,250	7,563	9.7	11.2	12.5	14.2	16.8	20.8
えびの市	3,077	3,656	4,209	4,851	5,600	6,521	10.6	13.4	15.4	17.3	20.9	25.2
清武町	996	1,126	1,372	1,563	1,977	2,583	9.3	9.6	9.4	9.4	8.8	9.5
田野町	929	1,099	1,197	1,392	1,602	1,960	9.5	11.2	11.1	12.2	13.8	15.8
佐土原町	1,897	2,208	2,577	3,128	3,806	4,596	9.6	9.7	9.6	10.6	12.4	14.4
北郷町	714	754	901	997	1,146	1,298	11.5	13.4	15.2	17.0	19.9	23.2
南郷町	1,272	1,432	1,616	1,778	2,124	2,544	10.0	11.1	11.6	13.0	16.0	20.2
三股町	1,427	1,621	1,954	2,385	3,034	3,721	9.7	10.3	11.0	12.7	14.4	16.2
山之口町	736	912	1,032	1,194	1,387	1,610	10.4	12.8	13.3	15.4	18.2	21.3
高城町	1,229	1,394	1,621	1,933	2,299	2,793	9.4	11.0	11.9	14.0	17.3	21.6
山田町	953	1,052	1,235	1,449	1,714	2,075	10.5	12.2	13.7	16.2	19.5	23.6
高崎町	1,303	1,524	1,771	2,052	2,322	2,745	9.6	11.8	13.3	15.6	18.2	22.8
高原町	1,257	1,443	1,652	1,884	2,187	2,711	9.8	11.6	13.1	15.1	18.2	23.3
野尻町	944	1,066	1,184	1,381	1,735	2,112	9.7	11.5	12.3	14.2	18.2	23.0
須木村	350	364	401	459	561	685	8.7	10.7	12.8	15.0	19.3	24.6
高岡町	1,365	1,452	1,678	1,951	2,252	2,649	10.6	11.6	13.3	15.4	17.6	20.5
国富町	1,826	2,077	2,413	2,865	3,348	4,136	9.6	10.9	12.1	13.5	15.7	18.7
綾町	734	858	919	1,035	1,198	1,502	9.5	11.7	12.7	14.2	16.2	20.2
高鍋町	1,745	1,980	2,278	2,644	3,077	3,758	8.8	9.2	9.9	11.4	13.4	16.4
新富町	1,399	1,524	1,743	2,001	2,315	2,767	8.5	9.2	10.1	11.1	12.8	15.3
西米良村	318	293	292	355	390	492	9.3	11.2	13.6	17.8	23.0	31.9
木城町	664	711	822	915	1,045	1,213	11.0	12.8	14.0	15.0	17.8	21.2
川南町	1,538	1,710	2,036	2,421	2,838	3,459	9.2	10.1	11.3	13.1	15.4	19.2
都農町	1,252	1,377	1,610	1,987	2,245	2,645	10.0	10.9	11.9	14.3	17.0	21.0
門川町	1,421	1,685	2,012	2,314	2,742	3,389	9.1	10.1	10.9	12.2	14.5	17.7
東郷町	918	1,018	1,068	1,125	1,249	1,452	12.9	15.0	16.2	17.6	20.9	26.2
南郷村	522	542	572	614	693	817	10.9	13.1	15.2	18.0	22.7	29.3
西郷村	611	627	667	696	788	921	12.5	14.4	16.0	18.3	22.9	29.1
北郷村	467	477	472	519	592	712	13.2	16.1	17.0	19.7	23.7	30.9
北方町	849	925	935	992	1,147	1,319	11.0	13.5	14.1	15.9	19.8	24.7
北川町	804	845	934	944	1,046	1,281	10.7	13.2	15.3	16.3	19.2	25.5
北浦町	626	613	670	725	866	1,059	10.3	10.9	12.0	13.4	16.9	22.2
諸塚村	424	451	483	531	568	662	9.3	11.6	13.9	16.5	19.5	24.6
椎葉村	722	727	734	771	849	985	9.5	11.6	13.4	15.0	18.4	23.7
高千穂町	2,106	2,344	2,593	2,806	3,301	4,060	9.5	11.4	13.0	14.6	18.2	24.2
日之影町	1,072	1,124	1,201	1,307	1,500	1,706	10.4	12.9	15.0	17.8	22.9	28.8
五ヶ瀬町	705	794	853	985	1,131	1,335	9.9	12.5	14.1	17.0	21.0	25.4



## 県内市町村の産業の現状

平成10年 農業粗生産額

	農業粗生産額 (1000万円)
宮崎市	1,819
都城市	3,384
延岡市	449
日南市	913
小林市	1,782
日向市	684
串間市	1,216
西都市	2,207
えびの市	1,356
清武町	594
田野町	643
佐土原町	695
北郷町	499
南郷町	326
三股町	481
山之口町	355
高城町	1,053
山田町	595
高崎町	1,177
高原町	695
野尻町	912
須木村	124
高岡町	716
国富町	1,092
綾町	443
高鍋町	693
新富町	1,352
西米良村	27
木城町	494
川南町	2,050
都農町	904
門川町	305
東郷町	507
南郷村	92
西郷村	141
北郷村	71
北方町	128
北川町	65
北浦町	108
諸塚村	27
椎葉村	56
高千穂町	582
日之影町	144
五ヶ瀬町	143

資料)生産農業所得統計

平成9年度

市町村内純生産額

(単位：百万円)

	林業	水産業
宮崎市	626	901
都城市	560	5
延岡市	906	2,564
日南市	733	2,021
小林市	447	4
日向市	384	1,692
串間市	659	1,796
西都市	998	64
えびの市	734	0
清武町	114	0
田野町	188	4
佐土原町	127	599
北郷町	435	4
南郷町	86	8,248
三股町	684	10
山之口町	175	2
高城町	91	0
山田町	297	0
高崎町	442	0
高原町	193	4
野尻町	249	0
須木村	343	0
高岡町	484	4
国富町	236	10
綾町	409	9
高鍋町	115	26
新富町	204	879
西米良村	1,315	26
木城町	351	0
川南町	165	1,037
都農町	92	176
門川町	468	929
東郷町	1,317	3
南郷村	817	0
西郷村	916	2
北郷村	989	0
北方町	799	16
北川町	1,113	55
北浦町	603	2,023
諸塚村	1,573	1
椎葉村	2,801	1
高千穂町	984	1
日之影町	927	1
五ヶ瀬町	796	30

資料)宮崎県の市町村民所得

平成10年 工業の概要			
	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
宮崎市	346	5,820	7,879,256
都城市	297	9,559	22,103,016
延岡市	316	11,152	25,256,758
日南市	108	2,947	5,174,597
小林市	87	1,984	2,937,068
日向市	159	5,051	9,879,995
串間市	57	796	738,512
西都市	60	1,368	1,239,139
えびの市	48	1,310	1,024,188
清武町	44	4,315	16,285,507
田野町	39	1,207	1,742,836
佐土原町	69	3,842	5,818,454
北郷町	21	720	792,331
南郷町	21	411	623,990
三股町	77	1,385	1,756,457
山之口町	21	500	470,392
高城町	21	1,096	1,967,979
山田町	16	640	706,178
高崎町	24	832	2,537,154
高原町	38	675	691,248
野尻町	17	507	719,842
須木村	4	105	87,031
高岡町	30	740	1,011,242
国富町	45	1,875	3,242,617
綾町	18	683	1,565,366
高鍋町	30	919	1,034,156
新富町	43	1,833	2,301,181
西米良村	3	44	52,587
木城町	17	589	958,224
川南町	38	1,336	3,577,871
都農町	22	687	1,712,196
門川町	72	1,702	1,908,833
東郷町	19	386	760,686
南郷村	10	163	120,810
西郷村	4	84	78,118
北郷村	5	108	64,117
北方町	9	308	153,580
北川町	11	451	518,123
北浦町	13	210	197,896
諸塚村	6	87	101,407
椎葉村	7	86	110,741
高千穂町	31	548	1,080,127
日之影町	19	355	381,813
五ヶ瀬町	8	183	790,908
資料)工業統計表			

平成9年 商業の概要				
	商店数(店)	従業者数(人)	年間商品販売額(小売業)(万円)	売場面積(m <sup>2</sup> )
宮崎市	3,890	21,402	41,418,030	374,945
都城市	1,820	9,401	17,531,754	205,858
延岡市	1,611	8,004	12,869,457	162,524
日南市	781	3,319	5,274,419	58,810
小林市	602	2,701	4,777,536	64,444
日向市	935	4,506	7,427,915	95,454
串間市	374	1,356	1,863,006	28,118
西都市	541	2,102	3,282,321	40,659
えびの市	360	1,332	2,105,020	34,364
清武町	213	1,206	2,199,990	23,902
田野町	108	445	709,552	7,207
佐土原町	302	1,466	2,293,949	28,584
北郷町	49	223	389,105	3,508
南郷町	167	583	864,527	7,512
三股町	225	1,128	2,078,087	21,122
山之口町	103	280	320,352	5,297
高城町	174	570	795,415	9,616
山田町	92	343	451,026	5,282
高崎町	149	595	981,994	9,956
高原町	139	443	624,152	9,470
野尻町	112	373	534,159	6,523
須木村	30	74	70,824	1,310
高岡町	140	465	661,443	8,816
国富町	267	1,081	1,702,592	17,469
綾町	88	246	462,763	6,936
高鍋町	315	1,671	3,029,408	25,173
新富町	183	689	1,115,277	10,791
西米良村	47	96	91,478	1,125
木城町	61	227	326,343	2,902
川南町	152	718	1,703,944	11,475
都農町	142	541	882,697	10,339
門川町	215	891	1,108,461	16,273
東郷町	53	X	206,527	2,863
南郷村	56	X	X	1,794
西郷村	35	X	X	1,339
北郷村	38	X	X	2,170
北方町	61	X	X	2,813
北川町	45	X	X	1,672
北浦町	67	184	210,202	2,343
諸塚村	39	120	151,895	1,472
椎葉村	73	X	X	2,945
高千穂町	256	978	1,619,158	16,101
日之影町	83	X	X	3,905
五ヶ瀬町	62	X	X	2,798

資料)商業統計表

Xは秘匿数値。

平成10年観光客数

市町村	県外客	県内客	合計	県外客比率 (%)	県内客比率 (%)
宮崎市	3,478,000	2,457,000	5,935,000	58.6	41.4
都城市	633,477	692,564	1,326,041	47.8	52.2
延岡市	228,000	942,000	1,170,000	19.5	80.5
日南市	811,466	400,843	1,212,309	66.9	33.1
小林市	376,117	674,731	1,050,848	35.8	64.2
日向市	158,783	390,675	549,458	28.9	71.1
串間市	196,150	216,631	412,781	47.5	52.5
西都市	311,190	1,007,085	1,318,275	23.6	76.4
えびの市	999,032	822,630	1,821,662	54.8	45.2
清武町	14,329	44,655	58,984	24.3	75.7
田野町	32,982	131,623	164,605	20.0	80.0
佐土原町	51,307	336,988	388,295	13.2	86.8
北郷町	40,611	339,604	380,215	10.7	89.3
南郷町	36,275	149,536	185,811	19.5	80.5
三股町	19,910	101,200	121,110	16.4	83.6
山之口町	26,671	226,770	253,441	10.5	89.5
高城町	39,233	266,981	306,214	12.8	87.2
山田町	21,835	203,281	225,116	9.7	90.3
高崎町	24,700	231,900	256,600	9.6	90.4
高原町	494,324	407,540	901,864	54.8	45.2
野尻町	209,360	278,620	487,980	42.9	57.1
須木村	4,022	54,519	58,541	6.9	93.1
高岡町	28,543	299,884	328,427	8.7	91.3
国富町	12,171	172,649	184,820	6.6	93.4
綾町	672,600	448,400	1,121,000	60.0	40.0
高鍋町	33,677	464,244	497,921	6.8	93.2
新富町	58,909	423,303	482,212	12.2	87.8
西米良村	17,854	34,280	52,134	34.2	65.8
木城町	6,409	84,502	90,911	7.0	93.0
川南町	6,077	35,360	41,437	14.7	85.3
都農町	55,400	356,950	412,350	13.4	86.6
門川町	18,627	416,310	434,937	4.3	95.7
東郷町	6,085	156,855	162,940	3.7	96.3
南郷村	14,446	63,513	77,959	18.5	81.5
西郷村	8,006	85,260	93,266	8.6	91.4
北郷村	13,736	38,919	52,655	26.1	73.9
北方町	26,249	78,889	105,138	25.0	75.0
北川町	50,843	114,705	165,548	30.7	69.3
北浦町	27,449	144,173	171,622	16.0	84.0
諸塚村	2,734	6,737	9,471	28.9	71.1
椎葉村	96,443	105,545	201,988	47.7	52.3
高千穂町	948,600	140,500	1,089,100	87.1	12.9
日之影町	66,334	199,478	265,812	25.0	75.0
五ヶ瀬町	106,297	93,514	199,811	53.2	46.8

資料)観光動向調査結果

平成 7 年国勢調査結果における市町村間通勤状況（実数、自市町村内通勤者を含む）

(単位：人)

流	市																																			計											
	京都市	宇治市	長岡京市	向日市	八木町	清原町	山崎町	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市		高槻市										
流	135,208	664	234	501	229	194	37	600	33	4,488	593	1,974	37	33	34	33	53	38	38	36	13	820	1,177	266	524	519	44	115	52	16	881	12	14	328	333	136	75	41	39	462	149,119						
出	846	56,745	50	192	31	7	41	108	39	1	1	1,779	266	761	547	385	69	18	24	16	30	11	11	30	11	12	20	881	12	14	328	333	136	75	41	39	462	149,119									
入	207	56,501	20,036	1,078	230	2	1,020	17	6	22	241	14	12	18	76	536	390	177	34	16	59	11	11	215	252	891	425	61	104	20	11	48	23	17	48	226	28,874										
流	232	1,643	23	762	24	15,000	9	33	672	241	14	12	18	76	536	390	177	34	16	59	11	11	215	252	891	425	61	104	20	11	48	23	17	48	226	28,874											
出	232	1,643	23	762	24	15,000	9	33	672	241	14	12	18	76	536	390	177	34	16	59	11	11	215	252	891	425	61	104	20	11	48	23	17	48	226	28,874											
入	232	1,643	23	762	24	15,000	9	33	672	241	14	12	18	76	536	390	177	34	16	59	11	11	215	252	891	425	61	104	20	11	48	23	17	48	226	28,874											
流	1,643	23	762	24	15,000	9	33	672	241	14	12	18	76	536	390	177	34	16	59	11	11	215	252	891	425	61	104	20	11	48	23	17	48	226	28,874												
出	1,643	23	762	24	15,000	9	33	672	241	14	12	18	76	536	390	177	34	16	59	11	11	215	252	891	425	61	104	20	11	48	23	17	48	226	28,874												
入	1,643	23	762	24	15,000	9	33	672	241	14	12	18	76	536	390	177	34	16	59	11	11	215	252	891	425	61	104	20	11	48	23	17	48	226	28,874												
流	5,131	101	17	45	14	12	15	7,560	301	84	10	16	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
出	5,131	101	17	45	14	12	15	7,560	301	84	10	16	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
入	5,131	101	17	45	14	12	15	7,560	301	84	10	16	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

平成 7 年国勢調査結果における市町村間通勤状況（構成比、自市町村内通勤者を含む流入）

(単位：%)

流	市																																			計																		
	京都市	宇治市	長岡京市	向日市	八木町	清原町	山崎町	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市		高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市	高槻市												
流	90.7	0.4	0.2	0.3	0.2	0.1	0.0	0.4	0.0	3.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
出	90.7	0.4	0.2	0.3	0.2	0.1	0.0	0.4	0.0	3.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
入	1.3	88.6	0.0	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0







# 総合交通網の整備状況

重要課題である総合交通網の整備を図るため、東九州自動車道をはじめとする高規格幹線道路や国道道などの整備による「県内1時間構想」の実現、日豊本線の高速化、空港・港湾の整備に向けて、積極的な取り組みを行っている。

- 凡例
- 国土開発幹線自動車道
  - 開通区間
  - 事業中区間
  - 整備中区間
  - 基本計画区間

**九州横断自動車道延岡線**  
 熊本県御船～延岡約95km  
 8年12月 基本計画(矢部～延岡間)

**高千穂鉄道の近代化設備**  
 電子閉そく装置の設置(7年度)  
 行車駅の増設～2箇所(7年度)  
 防災工事(8年度～)

**国道10号延岡道路**  
 延長約20km  
 6年度事業着手  
 10年12月工事着手

**林道等の整備による新たな道路網の確保**  
 ふるさと林道 中山・夜守内線(14年度完成予定)  
 ふるさと林道 瀬川・尾八幡線(13年度完成予定)

**国道218号北方延岡道路**  
 延長11km  
 8年度事業着手

**延岡南道路**  
 延長4km  
 2年2月開通

**東九州自動車道**  
 北九州～鹿児島間約436km  
 現在、南北約140kmにわたり事業中  
 12年度中、西都IC～宮崎西間(16.8km)併用開始予定  
 <近年の主な動き>  
 7年5月 工事着工(西都～清武間)  
 8年12月 整備計画(門川～西都間、清武～北郷間)  
 基本計画(蒲江～延岡間、日南～串間間)  
 9年12月 施行命令(都農～西都間)  
 10年12月 施行命令(門川～都農間、清武～北郷間)  
 整備計画(北郷～日南間)  
 12年3月 宮崎西IC～清武JCT間(10.1km)併用開始  
 12年5月 工事着工(都農～西都間)

**細島港整備**  
 国際ターミナル  
 (12年5月供用開始)  
 4万トン級外貿ふ頭  
 (12年5月供用開始)  
 外貿定期コンテナ航路増設状況  
 韓国航路2便/週、台湾航路1便/週

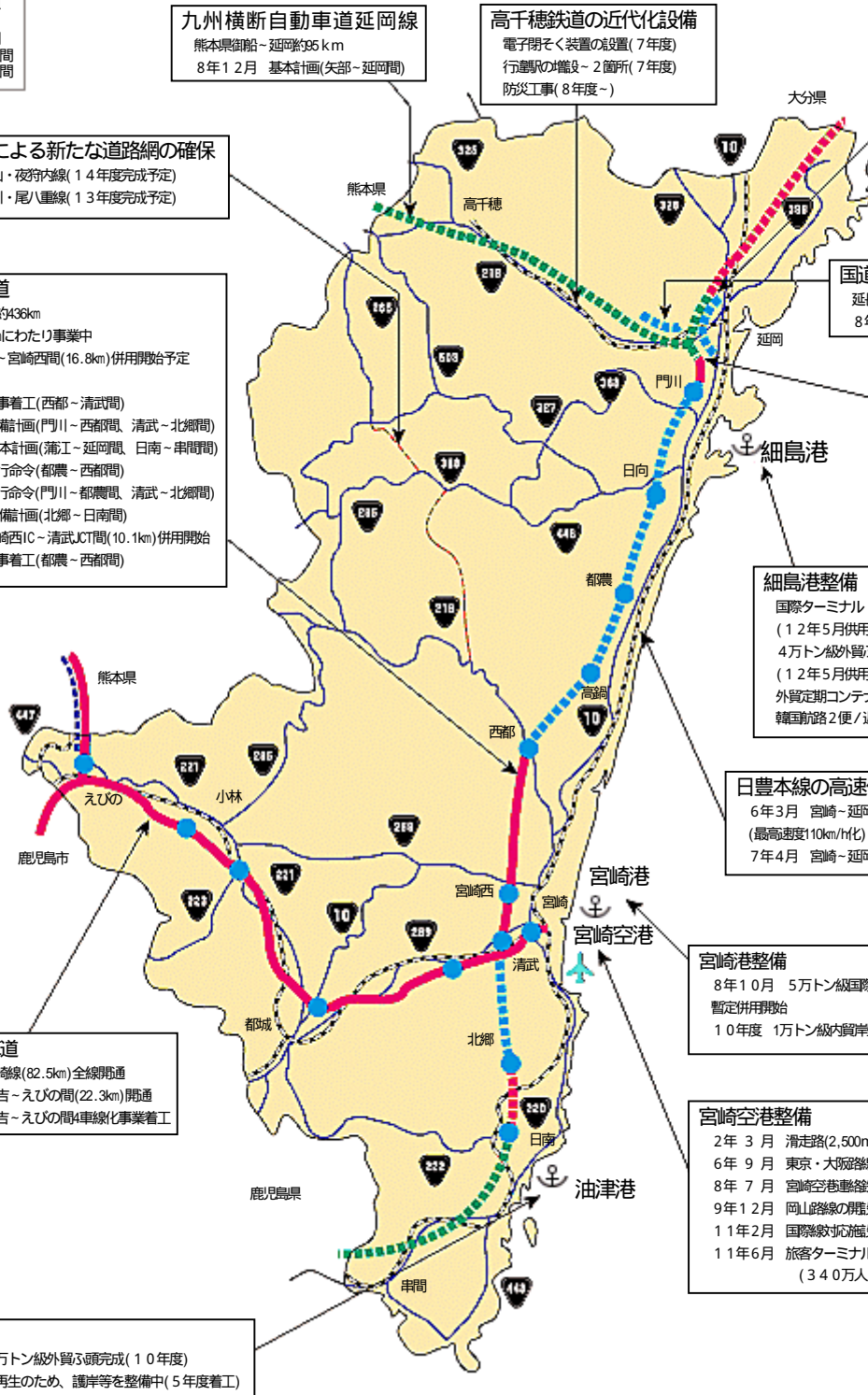
**日豊本線の高速化**  
 6年3月 宮崎～延岡間最速60分実現  
 (最高速度110km/h化)  
 7年4月 宮崎～延岡間最速59分に短縮

**宮崎港整備**  
 8年10月 5万トン級国際観光船ふ頭  
 暫定併用開始  
 10年度 1万トン級内貿岸壁完成

**宮崎空港整備**  
 2年3月 滑走路(2,500m)供用開始  
 6年9月 東京・大阪路線のトリプルトラック化  
 8年7月 宮崎空港重鉄線並道開通  
 9年12月 岡山路線の開設  
 11年2月 国際旅客中心施設完成  
 11年6月 旅客ターミナルビル拡張工事完成  
 (340万人 500万人/年対応)

**九州縦貫自動車道**  
 56年10月 宮崎線(82.5km)全線開通  
 7年7月 人吉～えびの間(22.3km)開通  
 11年5月 人吉～えびの間4車線化事業着工

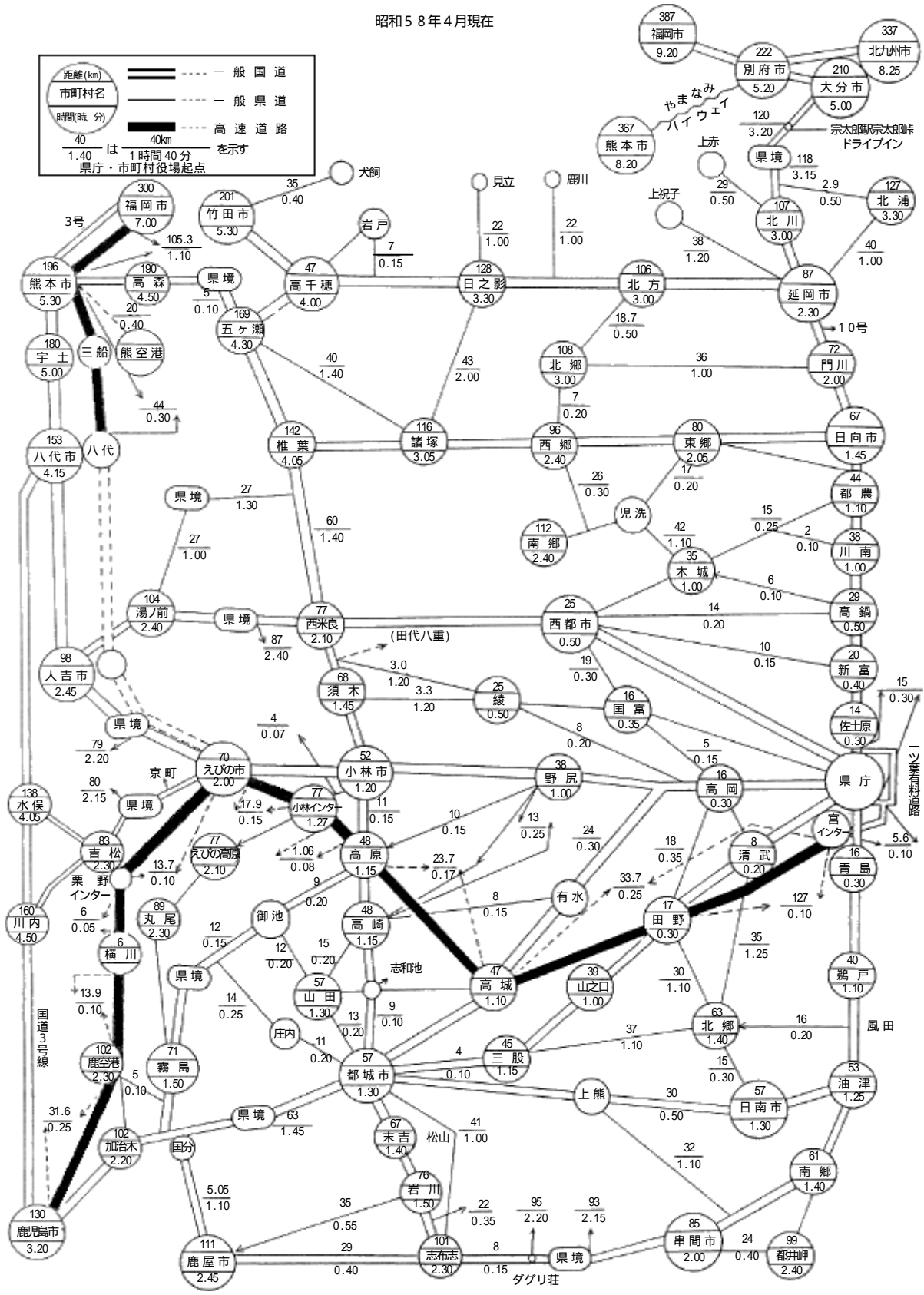
**油津港整備**  
 3万トン級及び1万トン級外貿ふ頭完成(10年度)  
 堀川運河の保存・再生のため、護岸等を整備中(5年度着工)





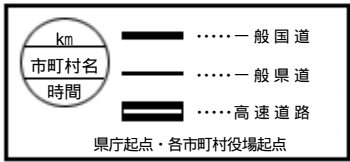
# 九州管内所要時間表

昭和58年4月現在

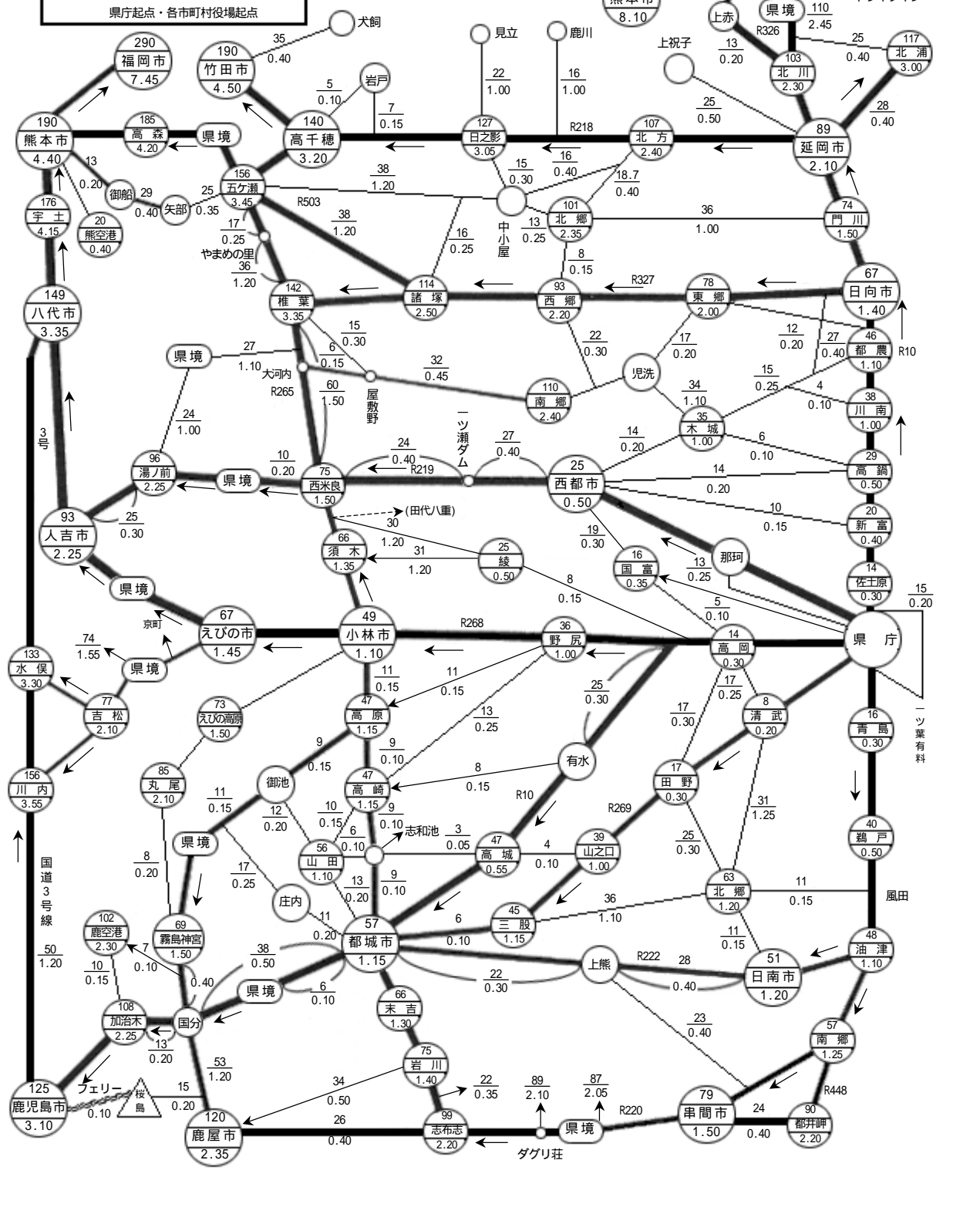
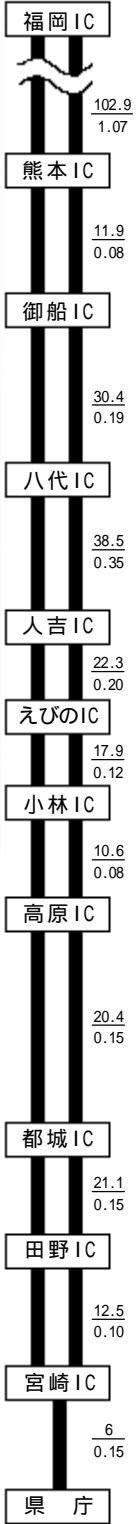


# 九州管内所要時間km表

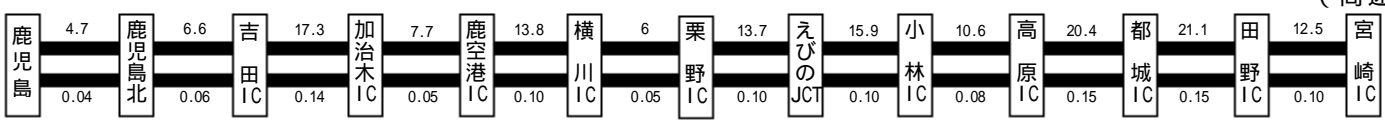
(平成12年4月1日現在)



(高速)



(高速)



県内市町村の財政状況(平成10年度決算)

(単位:千円、%)

	財政力 指数	標準財政規模	歳入	歳出	自主財 源比率	一般財 源比率	経常収 支比率	公債費 比率	公債費 負担比 率	起債制 限比率	地方債 現在高 倍率	地方債 現在高	積立金 現在高	うち財調 残高	住民基本台帳 人口 (H.11.3.31)(人)	住民1人当 たり歳出 額
宮崎市	0.699	61,492,365	110,379,315	106,780,762	45.2	56.6	78.9	15.7	15.7	11.4	2.01	123,876,549	17,486,814	2,096,368	303,133	352.3
都城市	0.518	27,391,433	47,651,077	46,162,114	37.4	59.7	81.9	14.9	17.1	10.4	1.62	44,342,796	9,111,394	1,959,689	133,912	344.7
延岡市	0.592	24,024,166	46,457,053	44,947,357	42.2	53.2	84.1	14.9	14.3	10.9	1.89	45,346,059	7,188,201	1,434,094	127,325	353.0
日南市	0.437	10,361,701	19,179,453	18,618,064	34.2	58.5	89.1	18.6	17.8	13.4	2.09	21,646,672	2,860,161	50,806	47,492	392.0
小林市	0.396	9,329,736	17,585,098	16,836,876	31.6	56.7	84.4	13.1	16.2	8.9	1.31	12,188,706	2,536,619	478,364	41,358	407.1
日向市	0.541	11,664,180	23,654,279	22,574,880	37.9	52.3	82.6	14.3	16.6	9.8	1.93	22,562,634	4,445,000	313,856	59,753	377.8
串間市	0.241	7,249,312	13,119,428	12,691,929	20.7	61.4	87.9	20.3	23.8	15.2	2.06	14,951,647	1,955,647	50,878	24,961	508.5
西都市	0.322	9,024,807	17,968,733	17,666,469	31.7	55.2	86.0	16.4	17.1	13.6	1.80	16,260,509	5,623,986	517,016	36,610	482.6
えびの市	0.271	7,375,539	13,237,061	12,788,986	21.4	62.0	90.9	15.4	20.0	10.7	1.94	14,304,910	2,748,061	527,979	25,975	492.4
清武町	0.624	5,089,216	11,283,636	10,551,669	42.9	43.7	83.2	10.8	10.6	6.1	1.82	9,283,987	1,573,260	252,888	27,203	387.9
田野町	0.318	3,239,218	6,506,483	6,238,766	25.9	51.9	75.5	12.9	13.9	9.4	1.80	5,815,596	1,806,301	249,207	12,425	502.1
佐土原町	0.499	6,038,145	11,388,023	10,796,801	37.9	54.1	77.9	15.1	14.4	9.9	1.74	10,512,176	2,253,548	323,004	33,262	324.6
北郷町	0.211	2,476,246	4,259,034	4,198,651	23.5	62.7	84.4	16.8	24.8	12.8	2.51	6,215,004	1,108,457	100,344	5,595	750.4
南郷町	0.269	3,346,246	5,809,114	5,712,365	27.6	61.6	96.4	23.1	24.8	16.9	1.82	6,076,416	1,480,274	237,123	12,694	450.0
三股町	0.350	5,014,801	8,518,820	8,198,021	31.7	61.0	73.1	9.0	10.2	6.0	1.09	5,454,535	3,894,971	270,704	24,080	340.4
山之口町	0.183	2,672,246	4,520,312	4,353,612	22.5	62.4	80.3	21.0	20.2	13.8	1.64	4,369,274	1,254,498	231,758	7,732	563.1
高城町	0.292	3,780,442	6,309,964	6,105,365	25.2	61.8	77.6	12.0	15.9	9.5	1.36	5,133,105	1,394,025	96,000	13,088	466.5
山田町	0.228	2,744,566	5,222,316	4,999,398	23.1	55.1	81.9	13.6	17.3	8.7	1.94	5,326,094	2,774,897	100,000	9,058	551.9
高崎町	0.243	3,626,206	6,704,551	6,446,195	21.8	57.5	77.6	12.7	16.3	8.6	1.77	6,412,250	1,700,031	99,287	12,134	531.3
高原町	0.233	3,508,655	6,626,264	6,363,775	22.4	55.9	79.5	15.8	18.5	11.7	1.99	6,990,543	2,030,428	299,617	11,969	531.7
野尻町	0.209	3,045,033	5,857,945	5,678,562	20.5	55.6	76.7	12.1	18.9	8.4	1.89	5,759,526	3,089,052	280,000	9,329	608.7
須木村	0.122	1,783,007	3,311,384	3,243,757	18.0	58.4	79.6	11.5	16.3	8.0	1.65	2,938,898	499,632	31,550	2,642	1,227.8
高岡町	0.330	3,711,331	7,087,895	6,886,877	26.2	53.9	81.5	11.1	16.4	8.1	1.42	5,255,897	2,409,954	151,973	13,131	524.5
国富町	0.356	4,989,758	8,776,281	8,427,798	29.5	58.7	76.9	12.6	14.2	6.6	1.76	8,788,626	2,316,040	192,983	22,964	367.0
綾町	0.214	2,720,879	4,879,608	4,719,311	23.5	60.4	82.3	18.2	22.5	8.8	2.48	6,757,001	1,148,299	106,503	7,774	607.1
高鍋町	0.477	4,557,859	7,503,295	7,245,462	38.0	60.7	84.4	15.3	15.3	13.3	1.70	7,733,038	1,369,463	255,160	22,501	322.0
新富町	0.398	3,726,431	7,159,239	6,911,891	28.9	56.7	79.1	12.1	11.0	9.1	1.48	5,526,313	1,298,681	89,379	19,114	361.6
西米良村	0.098	1,372,418	3,409,303	3,294,379	28.9	48.1	71.4	6.7	10.4	4.8	1.25	1,714,221	1,267,255	367,884	1,553	2,121.3
木城町	0.269	2,268,764	6,048,295	5,981,102	53.6	41.1	82.3	15.4	9.8	12.4	1.45	3,287,967	3,803,500	342,200	5,767	1,037.1
川南町	0.332	4,249,148	9,333,836	9,198,343	27.9	46.5	81.8	13.9	12.8	9.7	2.06	8,768,670	1,301,081	220,000	18,007	510.8
都農町	0.250	3,434,141	6,017,298	5,861,130	20.1	59.9	81.0	15.0	16.1	9.6	1.95	6,693,340	831,834	248,911	12,846	456.3
門川町	0.361	3,932,597	8,178,792	7,977,839	36.9	51.8	81.6	15.0	14.6	11.2	1.59	6,248,473	1,567,285	205,066	19,532	408.4
東郷町	0.161	2,529,471	5,786,282	5,644,825	18.9	47.7	79.7	11.2	17.2	8.2	1.84	4,662,184	1,409,995	109,155	5,543	1,018.4
南郷村	0.103	1,826,945	6,164,315	6,006,913	12.5	34.0	82.2	13.5	15.5	10.6	2.28	4,168,474	452,744	204,536	2,862	2,098.9
西郷村	0.193	1,983,279	6,010,248	5,940,438	15.3	38.5	73.3	10.7	17.2	6.7	2.78	5,522,896	1,092,688	80,538	3,053	1,945.8
北郷村	0.104	1,795,112	3,592,220	3,507,069	10.6	55.6	75.5	13.4	21.6	8.4	2.22	3,977,772	1,423,068	120,000	2,277	1,540.2
北方町	0.135	2,706,575	6,371,472	6,223,898	16.7	45.7	77.5	16.8	23.0	11.3	2.20	5,943,137	997,832	75,417	5,298	1,174.8
北川町	0.131	2,519,828	5,581,285	5,300,764	18.3	49.0	78.2	13.6	17.2	6.8	2.09	5,258,970	624,819	137,273	5,063	1,047.0
北浦町	0.131	2,356,753	5,199,322	5,123,794	25.5	48.9	82.8	22.5	34.5	15.3	3.21	7,573,935	1,290,491	92,486	5,137	997.4
諸塚村	0.138	2,662,482	6,113,130	6,004,403	9.4	48.6	73.3	14.4	22.5	10.6	2.17	5,776,807	1,073,150	107,098	2,658	2,259.0
椎葉村	0.145	3,288,138	7,494,095	7,380,848	13.1	47.4	73.2	17.3	23.3	11.8	2.33	7,676,800	1,160,589	189,480	4,113	1,794.5
高千穂町	0.235	4,756,355	9,265,547	9,035,139	22.7	55.1	80.2	13.0	17.5	9.3	1.44	6,865,608	2,227,022	270,727	16,186	558.2
日之影町	0.151	3,191,371	6,364,400	6,194,975	11.3	54.9	78.7	11.2	19.9	9.1	1.94	6,194,070	1,459,325	226,073	5,857	1,057.7
五ヶ瀬町	0.117	2,728,729	5,945,594	5,901,054	14.0	50.8	81.7	13.3	27.7	8.8	2.66	7,247,084	1,244,654	113,074	5,375	1,097.9
市計	0.446	167,913,239	309,231,497	299,067,437	33.6	57.3	85.1	16.0	17.6	11.6	1.85	315,480,482	53,955,883	7,429,050	800,519	373.6
町村計	0.246	113,672,391	228,599,598	221,655,189	24.1	53.0	79.5	14.1	17.8	9.7	1.92	211,928,687	56,629,143	6,477,398	387,822	571.5
市町村計	0.287	281,585,630	537,831,095	520,722,626	26.1	53.9	80.6	14.5	17.7	10.1	1.91	527,409,169	110,585,026	13,906,448	1,188,341	438.2

県内市町村の部門別職員数

給与実態調査(平成11.4.1現在 単位:人)

部門	合計	普通 通 行 会 政 計 開 係																							消 防	教 育 開 係				
		普 通 会 計														開 係							学 校 関 係					学 校 以 外		
		議 会	総 務	税 務	民 生	保 育 所		社 施 会 設 福 祉	福 所 社 事 務	そ 民 の 生 他 の	衛 生	清 掃	そ の 衛 生 他 生 (保 健 所 含 む)	労 働	農 林 水 産	土 地 改 良	そ 農 の 林 他 水 の 産	商 工	土 木	土 木 工 夫	そ の 他	小 学 校	中 学 校	幼 稚 園 等		給 食 セ ン タ ー	そ の 他			
						保 母	そ の 他																							
宮崎市	2,160	1,873	15	304	114	219	37	21		121	40	290	166	124	3	77	21	56	28	227	21	206	286	156	60	4	7	83		
都城市	1,051	936	9	196	70	148	49	14		57	28	98	52	46		95	30	65	24	139	9	130		10	7		56	84		
延岡市	1,313	1,179	10	195	60	175	69	16	4	75	11	150	101	49		55	18	37	19	128	12	116	168	100	20	22	4	73		
日南市	539	488	7	88	31	90	40	10	4	26	10	38	18	20		43	9	34	8	40		40	75	29	8			31		
小林市	530	358	6	75	24	62	12	5	12	24	9	43	24	19		45	13	32	6	35	1	34		28	6		2	26		
日向市	538	490	6	85	29	63	19	6		30	8	66	46	20		26	9	17	10	57		75	75	11	6		25	31		
串間市	420	311	6	72	18	63	30	8		22	3	15		15		33	5	28	8	23		35		1		3	9	25		
西都市	438	400	7	67	27	88	43	11		27	7	16		16		40	12	28	7	47		41		1		1	21	37		
えびの市	408	338	5	71	20	95	38	8	11	16	22	20	4	16		44	44	6	29		6	29					19	29		
市 計	7,397	6,373	71	1,153	393	1,003	337	99	31	398	138	736	411	325	3	458	117	341	116	725	43	682	680	336	108	29	143	419		
清武町	160	148	3	44	13	16				16	11			11		19	7	12	2	18						1	8	13		
田野町	191	106	3	27	8	8			2		6	5		5		21	7	14	2	13							7	12		
佐土原町	246	215	3	47	14	51	29	5		17	23	3		20		17	5	12	5	25	2	25					12	18		
北郷町	98	95	1	26	7	17	6	3			8	5		5		14		14	3	9						2	1	10		
南郷町	157	147	3	34	9	36	15	6			15	6		6		21	2	19	2	12				8	3			13		
三股町	211	155	3	40	14	19				19	15			15		26	6	20	2	16							2	18		
山之口町	116	104	2	23	6	31	11	5	6		9	6		6		17	5	12		7						3	1	8		
高城町	171	155	3	31	11	41	11	2	12		16	8		8		22	4	18	2	11					5	5	16			
山田町	129	123	2	25	9	39	14	5	7		13	7		7		20	6	14	1	8							4	8		
高崎町	140	128	3	32	10	25			11		14	8		8		20	5	15		11							2	17		
高原町	213	141	3	33	13	29	8	3	8		10	5		5		25	9	16	4	9							10	10		
野尻町	123	115	2	26	6	31	19	3			9	5		5		21	7	14		6				6	2	3		7		
須木村	65	61	2	12	4	17	8	2			7	4		4		9	1	8	1	5							3	4		
高岡町	141	129	2	29	9	29	13	3	1		12	8		8		23	3	20	3	9							6	11		
国富町	166	145	3	32	10	21				21	11			11		29	7	22	4	17							5	13		
綾 町	92	88	2	19	7	20	11	2			7	7		7		11	8	3	4	8								8	8	
高鍋町	213	195	3	40	12	62	26	9	12		15	12	2	10		16	2	14	2	19								20	20	
新富町	181	171	3	36	12	38	16	10			12	10		10		20	7	13	1	22								13	13	
西米良村	81	62	2	19	4	7	3				4	4		4		10		10	1	7								4	4	
木城町	94	85	2	26	6	12	4	1			7	5		5		14	3	11	2	8						2	1	7		
川南町	220	205	3	27	11	77	38	17	11		11	10		10		26	2	24	3	14	2							13	15	
都農町	228	162	3	27	10	49	22	4	10		13	9		9		22	6	16	2	20								7	12	
門川町	183	173	3	33	12	45	23	8	2		12	12		12		21	3	18	4	17								10	10	
東郷町	125	89	2	20	5	19			9		10	5		5		16	3	13		7								7	7	
南郷村	100	76	2	18	4	12					12	5		5		13	2	11		5								7	7	
西郷村	111	80	2	14	3	18	3	1	9		5	6		6		19	2	17	1	5								3	5	
北郷村	54	52	2	8	3	12	6				6	3		3		12	1	11	1	5								1	5	
北方町	91	87	2	19	6	11	3		1		7	6		6		21	3	18	1	7								8	8	
北川町	88	84	2	23	4	14	4	2			8	4		4		16		16		7								5	7	
北浦町	84	65	2	15	4	6					6	6		6		12		12	2	4									9	9
諸塚村	90	69	2	19	3	6					6	4		4		14	1	13		8								4	6	
椎葉村	163	125	2	24	5	18			7		11	6		6		22		22		11									10	10
高千穂町	314	196	3	54	11	39	15	3	8		13	2		2		32	11	21	7	13									15	15
日之影町	173	131	2	28	6	30	11	3	10		6	4		4		22	6	16	3	10									8	8
五ヶ瀬町	155	105	2	25	5	25	13	5			7	4		4		15	3	12	2	5									7	7
町村計	5,167	4,267	84	955	276	930	332	102	126		370	251	5	246		658	137	521	67	378	4	374		128	53	33	93	361		
市町村計	12,564	10,640	155	2,108	669	1,933	669	201	157	398	508	987	416	571	3	1,116	254	862	183	1,103	47	1,056	680	464	161	62	236	780		

# 県内市町村の広域行政の取組状況

## 1 一部事務組合

### (1) 単一の事務を共同処理する組合(15組合)

	宮崎東諸県	日南・串間	都城北諸県	西 諸	西都・児湯	日向・入郷	延岡・三北 西臼杵
(1)し尿処理			都北衛生センター管理組合 都城市 三股町 山之口町 高城町 高崎山田清掃施設組合 高崎町 山田町	小林・野尻・高原衛生 事業事務組合 小林市 高原町 野尻町	高鍋木城衛生組合 高鍋町 木城町 川南都農衛生組合 川南町 都農町	入郷地区衛生組合 南郷村 西郷村 北郷村 諸塚村 椎葉村	
(2)ごみ処理		日南串間広域不燃物 処理組合 日南市 串間市 北郷町 南郷町		霧島美化センター事務組合 高原町 野尻町 須木村			
(3)病院の管 理運営		国民健康保険中部 病院組合 日南市 南郷町					
(4)消防					宮崎県東児湯消防組合 高鍋町 新富町 木城町 川南町 都農町		
(5)共同育成 牧場管理 運営			都城市北諸県都共同 育成牧場事務組合 都城市 三股町 山之口町 高城町 山田町 高崎町				
(6)営農飲雑 用水供給					一ツ瀬川営農飲雑用水 広域水道企業団 西都市 高鍋町 新富町 木城町		
(7)宮崎公立 大学の管 理運営	宮崎公立大学事務組合 宮崎市 清武町 田野町 佐土原町 国富町 高岡町 綾町						
(8)ふるさと 市町村圏 計画の策 定・実施						宮崎県北部広域行政事務組合 日向市 門川町 東郷町 南郷村 西郷村 北郷村 諸塚村 椎葉村	延岡市 北方町 北川町 北浦町 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町
(9)自治会館 の管理運営	宮崎県自治会館管理組合 県下全市町村						

(2) 複数の事務を共同処理する組合(9組合)

	宮崎東諸県	日南・串間	都城北諸県	西 諸	西都・児湯	日向・入郷	延岡・三北 西臼杵
(1) ・ごみ処理 ・し尿処理	宮崎県中部地区 衛生組合 清武町 田野町 高岡町 国富町 (ごみ処理は 国富町を除く)					日向地区衛生施設組合 日向市 門川町 東郷町 (し尿処理は 門川町を除く)	
(2) ・ごみ処理 ・火葬場の 管理運営					西都児湯環境整備 事務組合 西都市 高鍋町 新富町 西米良町 木城町 川南町 都農町 (火葬場は川南町・ 都農町を除く)		
(3) ・ごみ処理 ・し尿処理 ・火葬場の 管理		日南地区衛生セガ- 管理組合 日南市 北郷町 南郷町 (ごみ処理は 南郷町を除く)					西臼杵郡衛生組合 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町
(4) ・町村常勤職員の退職手当 支給 ・非常勤消防団員等の損害 補償 ・非常勤消防団員の退職 報奨金支給 ・非常勤消防団員の賞じゅつ 金支給 ・町村議会議員等の公務 災害 ・交通災害共済事業		宮崎県町村総合事務組合  県下全町村					
(5) ・ごみ処理 ・消防、救急 ・火葬場の管理 ・職員合同研修 ・道路維持管理センターの 管理運営 ・視聴覚ライブラリーの 管理運営 ・広域にわたる総合的な 計画の策定実施 ・ふるさと市町村圏計画の 策定実施				西諸広域行政事務組合 小林市 えびの市 高原町 野尻町 須木村			
(6) ・ごみ処理 ・消防 ・救急医療施設の管理運営 ・認定職業訓練施設の 管理運営 ・自治センター設置管理 運営 ・総合保険センターの設置 管理運営 ・武道館の管理運営 ・ふるさと市町村圏計画 の策定実施 ・地方拠点都市に関する こと			都城北諸県広域 市町村圏事務組合 都城市 三股町 山之口町 高城町 山田町 高崎町			市町村圏事務組合	

## 2 事務の委託

	宮崎東諸県	日南・串間	都城北諸県	西 諸	西都・児湯	日向・入郷	延岡・三北 西臼杵
(1)消防	宮崎市 清武町 田野町 佐土原町 高岡町 国富町 綾町	日南市 北郷町 南郷町				日向市 門川町 東郷町	延岡市 北方町 北川町
(2)救急	宮崎市 清武町 田野町 佐土原町 高岡町 国富町 綾町	日南市 北郷町 南郷町		えびの市 西諸広域行政事務組合 (高速自動車道路) 高原町 西諸広域行政事務組合 (高速自動車道路)		日向市 門川町 東郷町	延岡市 北方町 北川町 北浦町
(3)ごみ処理		日南市 北郷町					延岡市 北方町 北川町 北浦町
(4)し尿処理							延岡市 北方町 北川町 北浦町
(5)火葬場の 管理運営	宮崎市 清武町 田野町 佐土原町 国富町 高岡町 綾町					日向市 門川町 東郷町	
(6)視聴覚ライ ブラリーの 管理運営	宮崎市 清武町 田野町 佐土原町 高岡町 国富町 綾町						
(7)給食							北方町 日之影町
(8)共有財産 の管理						東郷町 日向市 門川町 南郷村 西郷村 北郷村 諸塚村 椎葉村	
(9)病院、診 療所、夜 間救急セ ンターの 管理運営	宮崎市 清武町 田野町 佐土原町 高岡町 国富町 綾町	日南市 北郷町 南郷町				日向市 門川町 東郷町 南郷村 西郷村 北郷村 諸塚村 椎葉村	
(10)土地改良 事業					西都市 高鍋町 新富町 木城町		
(11)公共下水 道事業			高城町 三股町 山之口町 山田町 高崎町				
(12)都城斎場 の事務委 託			三股町 山之口町 高崎町 山田町 都城市				
(13)農業集落 排水事業			山田町 都城市				

### 3 協議会

	宮崎東諸県	日南・串間	都城北諸県	西 諸	西都・児湯	日向・入郷	延岡・三北 西臼杵
(1) 視聴覚教育		日南市 串間市 北郷町 南郷町	都城市 三股町 山之口町 高城町 山田町 高崎町		西都市 高鍋町 新富町 西米良村 木城町 川南町 都農町	日向市 門川町 東郷町 南郷村 西郷村 北郷村 諸塚村 椎葉村	延岡市 北方町 北川町 北浦町 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町
(2) 広域市町村 圏計画の策 定実施	宮崎市 清武町 田野町 佐土原町 高岡町 国富町 綾町	日南市 串間市 北郷町 南郷町			西都市 高鍋町 新富町 西米良村 木城町 川南町 都農町		

### 4 機関の共同設置

	宮崎東諸県	日南・串間	都城北諸県	西 諸	西都・児湯	日向・入郷	延岡・三北 西臼杵
(1) 公平委員会			都城市 三股町 山之口町 高城町 山田町 高崎町			門川町 東郷町 南郷村 西郷村 北郷村 諸塚村 椎葉村 入郷地区衛生組合	北方町 北川町 北浦町 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町
(2) 介護認定 審査会	宮崎市 清武町 田野町 佐土原町 高岡町 国富町 綾町	日南市 串間市 北郷町 南郷町	都城市 三股町 山之口町 高城町 山田町 高崎町	小林市 えびの市 高原町 野尻町 須木村	西都市 西米良村 高鍋町 新富町 木城町 川南町 都農町	日向市 門川町 東郷町 南郷村 西郷村 北郷村 諸塚村 椎葉村	延岡市 北方町 北川町 北浦町 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町



各種圏域設定の状況

地域指定

各種圏域設定

市町村名	郡	広域市町村圏	ふるさと市町村圏	総合保養地域(リゾート法)	フォレストピア地域	新地域経済基盤強化対策推進地域	過疎地域	振興山村地域	離島振興地域	半島振興対策実施地域	高度技術産業集積地域(テクノポリス圏域)	集積促進地域(頭脳立地法)	新産業都市	低開発地域工業開発地区	地方拠点都市地域	森林計画区	介護認定審査会	2次医療圏	高齢者保健福祉圏域	ごみ処理広域化計画(ブロック)	ごみ処理広域化計画(グループ)
宮崎市		宮崎東諸県										*		*		大淀川		宮崎・東諸県	宮崎東諸県	宮崎・東諸県	県央
清武町	宮崎郡	"										*		*		"		"	"	"	"
田野町	宮崎郡	"										*		*		"		"	"	"	"
佐土原町	宮崎郡	"										*		*		"		"	"	"	"
高岡町	東諸県郡	"										*		*		"		"	"	"	"
国富町	東諸県郡	"										*		*		"		"	"	"	"
綾町	東諸県郡	"						*				*		*		"		"	"	"	"
都城市		都城北諸県				*								*		"		都城北諸県	都城北諸県	都城・北諸県	県南
三股町	北諸県郡	"				*								*		"		"	"	"	"
山之口町	北諸県郡	"				*		*						*		"		"	"	"	"
高城町	北諸県郡	"				*								*		"		"	"	"	"
山田町	北諸県郡	"				*								*		"		"	"	"	"
高崎町	北諸県郡	"				*	*							*		"		"	"	"	"
延岡市		宮崎県北部				*			*							五ヶ瀬川		宮崎県北部	延岡	延岡・西白杵	県北
北方町	東白杵郡	"				*	*	*								"		"	"	"	"
北川町	東白杵郡	"				*	*	*								"		"	"	"	"
北浦町	東白杵郡	"				*	*	*								"		"	"	"	"
高千穂町	西白杵郡	"				*	*	*								"	*	"	西白杵	"	"
日之影町	西白杵郡	"				*	*	*								"	*	"	"	"	"
五ヶ瀬町	西白杵郡	"				*	*	*								"	*	"	"	"	"
日向市		"				*										耳川		日向入郷	日向入郷	日向・入郷	"
門川町	東白杵郡	"				*										"		"	"	"	"
東郷町	東白杵郡	"				*	*	*								"		"	"	"	"
南郷村	東白杵郡	"				*	*	*								"		"	"	"	"
西郷村	東白杵郡	"				*	*	*								"		"	"	"	"
北郷村	東白杵郡	"				*	*	*								"		"	"	"	"
諸塚村	東白杵郡	"				*	*	*								"		"	"	"	"
椎葉村	東白杵郡	"				*	*	*								"		"	"	"	"
日南市		日南串間						*						*		広瀬川		日南串間	日南串間	日南・串間	県南
北郷町	南那珂郡	"				*	*	*						*		"		"	"	"	"
南郷町	南那珂郡	"				*	*	*	*					*		"		"	"	"	"
串間市		"				*	*	*	*					*		"		"	"	"	"
小林市		西諸												*		大淀川		西諸	西諸	西諸	"
高原町	西諸県郡	"				*								*		"		"	"	"	"
野尻町	西諸県郡	"				*								*		"		"	"	"	"
須木村	西諸県郡	"				*	*							*		"		"	"	"	"
えびの市		"				*								*		"		"	"	"	"
西都市		西都児湯						*						*		一ツ瀬川		西都児湯	西都児湯	西都・児湯	県央
高鍋町	児湯郡	"												*		"		"	"	"	"
新富町	児湯郡	"												*		"		"	"	"	"
西米良村	児湯郡	"				*	*							*		"		"	"	"	"
木城町	児湯郡	"				*	*							*		"		"	"	"	"
川南町	児湯郡	"				*	*							*		"		"	"	"	"
都農町	児湯郡	"				*	*							*		"		"	"	"	"

広域行政

市町村名	郡	広域市町村圏	都城北諸 県広域市 町村圏事 務組合	西諸広域 行政事務 組合(複 合事務組 合)	宮崎県北 部広域行 政事務組 合	都城市北 諸県郡共 同育成牧 場事務組 合	一ツ瀬川 管農飲雑 用水広域 水道企業 団	国民健康 保険中部 病院組合	高鍋・木 城衛生組 合	川南・都 農衛生組 合	高崎・山 田清掃施 設組合	宮崎県中 部地区衛 生組合 (複合事 務組合)	都北衛生 センター 管理組合	日南地区 衛生セン ター管理 組合(複 合事務組 合)	西臼杵郡 衛生組合	入郷地区 衛生組合	日向地区 衛生施設 組合(複 合事務組 合)	日南串間 広域不燃 物処理組 合	西都児湯 環境整備 事務組合 (複合事務 組合)	霧島美化 センター 事務組合	小林・野 尻・高原 衛生事務 組合	宮崎県東 児湯消防 組合	宮崎公立 大学事務 組合	
宮崎市		宮崎東諸県																						
清武町	宮崎郡	"																						
田野町	宮崎郡	"																						
佐土原町	宮崎郡	"																						
高岡町	東諸県郡	"																						
国富町	東諸県郡	"																						
綾町	東諸県郡	"										(ごみ処理は除く)												
都城市		都城北諸県																						
三股町	北諸県郡	"																						
山之口町	北諸県郡	"																						
高城町	北諸県郡	"																						
山田町	北諸県郡	"																						
高崎町	北諸県郡	"																						
延岡市		宮崎県北部																						
北方町	東臼杵郡	"																						
北川町	東臼杵郡	"																						
北浦町	東臼杵郡	"																						
高千穂町	西臼杵郡	"																						
日之影町	西臼杵郡	"																						
五ヶ瀬町	西臼杵郡	"																						
日向市		"																						
門川町	東臼杵郡	"																						
東郷町	東臼杵郡	"																						
南郷村	東臼杵郡	"																						
西郷村	東臼杵郡	"																						
北郷村	東臼杵郡	"																						
諸塚村	東臼杵郡	"																						
椎葉村	東臼杵郡	"																						
日南市		日南串間																						
北郷町	南那珂郡	"																						
南郷町	南那珂郡	"																						
串間市		"																						
小林市		西諸																						
高原町	西諸県郡	"																						
野尻町	西諸県郡	"																						
須木村	西諸県郡	"																						
えびの市		"																						
西都市		西都児湯																						
高鍋町	児湯郡	"																						
新富町	児湯郡	"																						
西米良村	児湯郡	"																						
木城町	児湯郡	"																						
川南町	児湯郡	"																						
都農町	児湯郡	"																						

県出先機関

国出先機関

民間団体

市町村名	郡	広域市町村圏	土木事務所	農林振興局	県税事務所	福祉事務所	保健所	商工労政事務所	教育事務所	税務署	社会保険事務所	公共職業安定所	商工会議所	商工会	J A	森林組合
宮崎市		宮崎東諸県	宮崎	中部	宮崎	宮崎市	宮崎市	県庁	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎市生目	宮崎中央	宮崎中央
清武町	宮崎郡	"	"	"	"	中部	中央	"	"	"	"	"	-	清武町	"	"
田野町	宮崎郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	田野町	"	"
佐土原町	宮崎郡	"	"	"	"	"	"	"	"	高鍋	"	"	-	佐土原町	"	"
高岡町	東諸県郡	"	高岡	"	"	"	"	"	"	宮崎	"	"	-	高岡町	"	"
国富町	東諸県郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	国富町	"	"
綾町	東諸県郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	綾町	綾町	"
都城市		都城北諸県	都城	北諸県	都城	都城市	都城	都城	北諸県	都城	都城	都城	都城	荘内・中郷	都城	都城
三股町	北諸県郡	"	"	"	"	北・西諸県	"	"	"	"	"	"	-	三股町	"	"
山之口町	北諸県郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	山之口町	"	"
高城町	北諸県郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	高城町	"	"
山田町	北諸県郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	山田町	"	"
高崎町	北諸県郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	高崎町	"	"
延岡市		宮崎県北部	延岡	東白杵	延岡	延岡市	延岡	延岡	東白杵	延岡	延岡	延岡	延岡	-	延岡	延岡地区
北方町	東白杵郡	"	"	"	"	東白杵	"	"	"	"	"	"	-	北方町	"	"
北川町	東白杵郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	北川町	"	"
北浦町	東白杵郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	北浦町	"	"
高千穂町	西白杵郡	"	西白杵支庁	西白杵支庁	"	西白杵支庁	高千穂	延岡・西白杵支庁	西白杵	"	"	"	-	高千穂町	高千穂地区	"
日之影町	西白杵郡	"	"	"	"	"	"	延岡・西白杵支庁	"	"	"	"	-	日之影町	"	"
五ヶ瀬町	西白杵郡	"	"	"	"	"	"	延岡・西白杵支庁	"	"	"	"	-	五ヶ瀬町	"	"
日向市		"	日向	東白杵	日向	日向市	日向	延岡	東白杵	"	"	日向	日向	-	日向	耳川広域
門川町	東白杵郡	"	"	"	"	東白杵	"	"	"	"	"	"	-	門川町	"	"
東郷町	東白杵郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	東郷町	"	"
南郷村	東白杵郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	南郷村	"	"
西郷村	東白杵郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	西郷村	"	"
北郷村	東白杵郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	北郷村	"	"
諸塚村	東白杵郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	諸塚村	"	"
椎葉村	東白杵郡	"	" 1	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	椎葉村	"	"
日南市		日南串間	日南	南那珂	日南	日南市	日南	日南	南那珂	日南	宮崎	日南	日南	-	はまゆう	日南地区
北郷町	南那珂郡	"	"	"	"	中部	"	"	"	"	"	"	-	北郷町	"	"
南郷町	南那珂郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	南郷町	"	"
串間市		"	串間	"	"	串間市	"	"	"	"	都城	"	串間	-	はまゆう・串間市大東	串間市
小林市		西諸	小林	西諸県	小林	小林市	小林	都城	西諸県	小林	"	小林	小林	-	こばやし	小林市
高原町	西諸県郡	"	"	"	"	北・西諸県	"	"	"	"	"	"	-	高原町	"	高原町
野尻町	西諸県郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	野尻町	"	野尻町
須木村	西諸県郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	須木村	"	須木村
えびの市		"	"	"	"	えびの市	"	"	"	"	"	"	-	えびの市	えびの市	えびの市
西都市		西都児湯	西都	児湯	高鍋	西都市	高鍋	県庁	児湯	高鍋	高鍋	高鍋	西都	西都市三財	西都	西都市
高鍋町	児湯郡	"	高鍋	"	"	児湯	"	"	"	"	"	"	-	高鍋	児湯	児湯
新富町	児湯郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	新富町	"	"
西米良村	児湯郡	"	西都	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	西米良村	西都	西米良村
木城町	児湯郡	"	児湯	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	木城町	児湯	児湯
川南町	児湯郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	川南町	尾鈴	"
都農町	児湯郡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-	都農町	"	"

1：椎葉村の大字大河内は西都土木事務所管内

# 市町村別人口推計の概要について

シンクタンク宮崎

## 1 推計方法

コーホート要因法により行った。「コーホート」とは同期間に出生した集団という意味である。

コーホート要因法はある年次の男女・年齢(5歳階級)別人口を基準として、これに出生率、生残率、純移動率を適用して、5歳階級ごとの人口の変化を5年おきに追いながら、将来人口を推計する方法である。

例えば10～14歳の人口が5年後に15～19歳の人口として何人になっているかという計算を全年齢階級において数年次にわたって行い、人口総数を推計するものである。

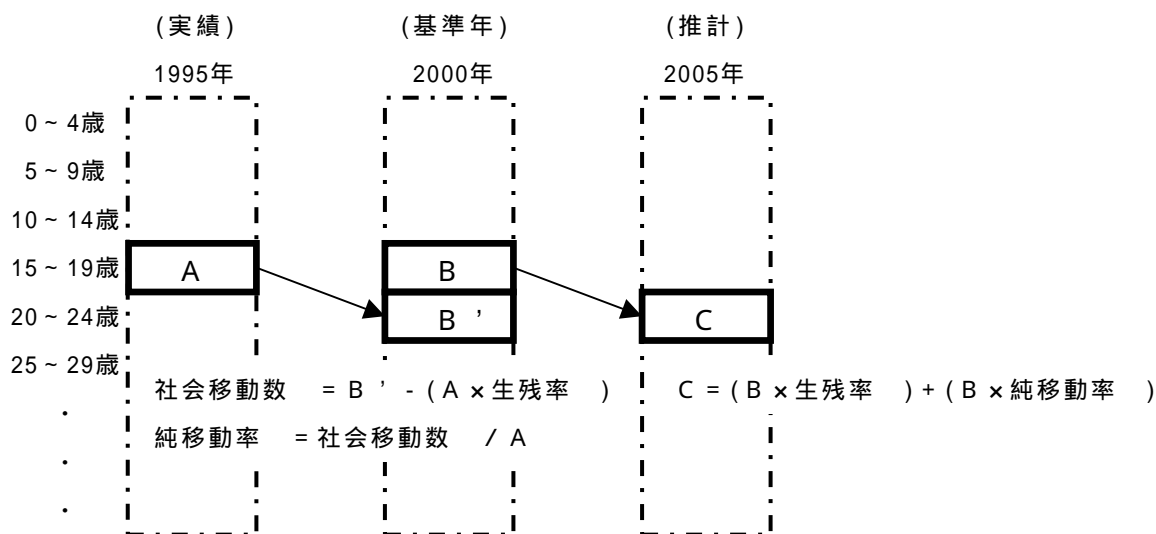
5年おきの年齢階級別の人口の変化(増減)は自然増減と社会増減とに分解して把握する。自然増減は出生(自然増)と死亡(自然減)からなるが、出生数は女子(15歳～49歳)の人数と出生率とから推計し、死亡数は各年齢階級が5年後に生存している率(生残率)から推計する。

社会増減とは、転入・転出による人口増減を意味している。社会増減の状況は将来も一定と仮定しており、その仮定値の計算方法は以下のとおりである。

推計期間の直前における5年間(1995年～2000年)の人口増減から各年齢階級ごとに自然増減によるものを差し引いた残りを社会増減とし、この社会増減の1995年の人口に対する割合を純移動率としている。

各年齢階級別の5年おきの人口は以下のように求める。

図1 コーホート要因法における人口変化の把握



- 1 : A は1995年の15～19歳人口、B は2000年の15～19歳人口、  
B' は2000年の20～24歳人口、Cは2005年の20～24歳人口。
- 2 : 社会移動数、純移動率は1995年～2000年にかけての「15～19歳」「20～24歳」の場合。
- 3 : 生残率は1995年～2000年にかけての「15～19歳」「20～24歳」の場合。
- 4 : 生残率は2000年～2005年にかけての「15～19歳」「20～24歳」の場合。

なお、コーホート要因法による推計には、基準人口、出生率、出生性比、生残率、純移動率の仮定値が必要となる。(「3 基本とした前提条件」を参照。)

## 2 推計期間と推計範囲

推計期間は2000年(平成12年)から2020年(平成32年)までとした。

推計範囲については、市町村ごとに推計を行った。

## 3 基本とした前提条件

推計は以下の仮定のもとに行った。

### (1)基準人口

2000年国勢調査の速報値(男女別)による人口を基準人口とした。ただし、年齢5歳階級別人口については、2000年国勢調査の数値がまだ公表されていないので、直近の人口構成の状況を表わす1999年の「宮崎県の人口」(10月1日の推計人口)による男女別の年齢5歳階級別構成比等をもとに按分した。

## (2)女子の年齢別出生率

「都道府県別将来推計人口(平成9年5月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所編集)における宮崎県の仮定値を元に、出生率の格差を相対化し、この格差が将来も一定として、市町村ごとの出生率の差を反映させた。

具体的には、「人口動態保健所・市区町村別統計」(厚生省大臣官房統計情報部)の各市町村ごとの合計特殊出生率(昭和63～平成9年)をもとに、(ある市町村の合計特殊出生率/県の合計特殊出生率)を出生率の格差とし、この値を表1の各年・各年齢の出生率に乗ずることによって、市町村ごとの出生率を調整した。

なお、女子の年齢別出生率は(ある年齢階級の女子における出生数/ある年齢階級の女子人口)である。15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したものが合計特殊出生率で、1人の女子が一生の間に産むとした時の子ども数に相当する。

表1 女子の年齢別出生率(宮崎県の仮定値)

年齢	2000～2005年	2005～2010年	2010～2015年	2015～2020年
15～19歳	0.00433	0.00447	0.00461	0.00473
20～24歳	0.04934	0.04898	0.04958	0.05025
25～29歳	0.12015	0.11865	0.12047	0.12253
30～34歳	0.10578	0.10745	0.10959	0.11173
35～39歳	0.03660	0.04355	0.04774	0.04968
40～44歳	0.00813	0.01301	0.01746	0.02016
45～49歳	0.00026	0.00076	0.00158	0.00235
合計特殊出生率	1.62	1.68	1.76	1.81

資料)『都道府県別将来推計人口(平成9年5月推計)』(国立社会保障・人口問題研究所 編集)

## (3)出生性比

出生時の男女の割合(出生性比)は、すべての市町村について、「都道府県別将来推計人口(平成9年5月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所 編集)における出生性比を用いた。(男：女 = 105.6 : 100.0)

#### (4)男女・年齢別生残率

すべての市町村について、「都道府県別将来推計人口(平成9年5月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所 編集)における宮崎県の仮定値を用いた。

生残率とは、ある年齢階級の人口が5年後に生存している率である。

表2 男女年齢別出生率(宮崎県の仮定値)

男

年齢	5年後の 生残率 1995～2000年	5年後の 生残率 2000～2005年	5年後の 生残率 2005～2010年	5年後の 生残率 2010～2015年	5年後の 生残率 2015～2020年
出生 0～4	0.99453	0.99490	0.99506	0.99517	0.99524
0～4 5～9	0.99802	0.99817	0.99826	0.99833	0.99839
5～9 10～14	0.99924	0.99933	0.99938	0.99941	0.99943
10～14 15～19	0.99813	0.99826	0.99835	0.99842	0.99848
15～19 20～24	0.99556	0.99586	0.99605	0.99622	0.99637
20～24 25～29	0.99472	0.99508	0.99532	0.99554	0.99575
25～29 30～34	0.99519	0.99554	0.99578	0.99599	0.99618
30～34 35～39	0.99483	0.99522	0.99546	0.99568	0.99588
35～39 40～44	0.99247	0.99288	0.99312	0.99336	0.99359
40～44 45～49	0.98721	0.98787	0.98826	0.98863	0.98899
45～49 50～54	0.97904	0.98007	0.98062	0.98116	0.98168
50～54 55～59	0.97082	0.97199	0.97243	0.97286	0.97328
55～59 60～64	0.95251	0.95459	0.95534	0.95594	0.95646
60～64 65～69	0.92287	0.92695	0.92880	0.93024	0.93136
65～69 70～74	0.88594	0.89243	0.89556	0.89796	0.89982
70～74 75～79	0.81957	0.82999	0.83520	0.83917	0.84222
75～79 80～84	0.70707	0.72272	0.73139	0.73802	0.74314
80～84 85～89	0.55073	0.57504	0.58791	0.59788	0.60567
85～ 90～	0.33135	0.35266	0.36504	0.37470	0.38228

女

年齢	5年後の 生残率 1995～2000年	5年後の 生残率 2000～2005年	5年後の 生残率 2005～2010年	5年後の 生残率 2010～2015年	5年後の 生残率 2015～2020年
出生 0～4	0.99524	0.99566	0.99587	0.99601	0.99612
0～4 5～9	0.99875	0.99887	0.99894	0.99899	0.99902
5～9 10～14	0.99943	0.99950	0.99953	0.99956	0.99959
10～14 15～19	0.99929	0.99936	0.99939	0.99942	0.99944
15～19 20～24	0.99880	0.99890	0.99895	0.99900	0.99903
20～24 25～29	0.99855	0.99869	0.99877	0.99884	0.99891
25～29 30～34	0.99830	0.99850	0.99862	0.99872	0.99881
30～34 35～39	0.99759	0.99782	0.99796	0.99808	0.99819
35～39 40～44	0.99643	0.99672	0.99688	0.99704	0.99720
40～44 45～49	0.99347	0.99397	0.99428	0.99458	0.99487
45～49 50～54	0.98932	0.99011	0.99058	0.99103	0.99146
50～54 55～59	0.98600	0.98692	0.98738	0.98784	0.98828
55～59 60～64	0.98042	0.98193	0.98265	0.98324	0.98373
60～64 65～69	0.96947	0.97199	0.97316	0.97400	0.97461
65～69 70～74	0.94844	0.95244	0.95426	0.95556	0.95649
70～74 75～79	0.90927	0.91669	0.92013	0.92255	0.92425
75～79 80～84	0.83841	0.85066	0.85712	0.86158	0.86466
80～84 85～89	0.71465	0.73862	0.75011	0.75809	0.76362
85～ 90～	0.44134	0.46488	0.47759	0.48650	0.49272

資料) 『都道府県別将来推計人口(平成9年5月推計)』(国立社会保障・人口問題研究所 編集)

#### (5)男女・年齢別純移動率

市町村ごとに、コーホート生残率法により、1995年～2000年の男女・年齢別純移動率(社会移動率)を算出し、将来もこの純移動率を一定とした。

この推計では、人口数の増減のうち、自然増減によるものを除いたものを社会移動数とし、純移動率の計算を行っている。

具体的には図1のように純移動率を計算している。



## クラスター分析の概要

### (1) クラスター分析

クラスター分析とは、サンプル間の類似性を距離によって表現し、類似するサンプル同士が同じグループにまとまるように類型化していく多変量解析手法である。

クラスター分析にあたっては、各市町村ごとに、広域的な結びつきをあらわしていると考えられる指標を用いた。

なお、クラスター分析の結果は樹形図によってあらわすことができ、その結果は後に示した。

具体的な分析の手法は次のとおりである。

クラスター分析に用いたデータは、生活圏の一体性、行政サービスの一体性、各種計画・政策上の一体性、経済面の一体性の4つの観点からみて、市町村の広域的なつながりをあらわしていると考えられる25の指標を用いた。

分析に用いた指標

生活圏の一体性	1	通勤10%圏(国勢調査)
	2	通学10%圏(国勢調査)
	3	商圈30%以上(広域行政意識調査)
	4	医療圏30%以上(広域行政意識調査)
行政サービスの一体性	5	一部事務組合及び共同処理
	6	土木事務所
	7	農林振興局
	8	保健所
	9	税務署
	10	社会保険事務所
	11	公共職業安定所
各種計画・政策上の一体性	12	広域市町村圏
	13	総合保養地域(リゾート法)
	14	フォレストピア地域
	15	高度技術産業集積地域(テクノポリス圏域)
	16	新産業都市
	17	地方拠点都市地域
	18	2次医療圏
	19	高齢者保健福祉圏域
経済面の一体性	20	ごみ処理広域化計画(ブロック)
	21	J A
	22	森林組合
	23	N T T 市外局番
	24	九州電力営業所
	25	宮崎日日新聞(支社・支局)

# クラスター分析使用指標

市町村名	生活圏の一体性				行政サービスの一体性(一部事務組合等)																						
	通勤圏	通学圏	商圏	医療圏 (通院)	都城北諸 県広域市 町村圏事 務組合	西諸広域 行政事務 組合(複 合事務組 合)	宮崎県北 部広域行 政事務組 合	都城市北 諸県郡共 同育成牧 場事務組 合	一ツ瀬川 営農飲雑 用水広域 水道企業 団	国民健康 保険中部 病院組合	高鍋・木 城衛生組 合	川南・都 農衛生組 合	高崎・山 田清掃施 設組合	宮崎県中 部地区衛 生組合 (複合事 務組合)	都北衛生 センター 管理組合	日南地区 衛生セン ター管理 組合(複 合事務組 合)	西臼杵郡 衛生組合	入郷地区 衛生組合	日向地区 衛生施設 組合(複 合事務組 合)	日南串間 広域不燃 物処理組 合	西都児湯 環境整備 事務組合 (複合事 務組合)	霧島美化 センター 事務組合	小林・野 尻・高原 衛生事務 組合	宮崎県東 児湯消防 組合	宮崎公立 大学事務 組合		
宮崎市																											
清武町																											
田野町																											
佐土原町																											
高岡町																											
国富町																											
綾町																											
都城市	x	x	x	x																							
三股町	x	x	x	x																							
山之口町	x	x	x	x																							
高城町	x	x	x	x																							
山田町	x	x	x	x																							
高崎町	x	x	x	x																							
延岡市																											
北方町																											
北川町																											
北浦町																											
高千穂町																											
日之影町																											
五ヶ瀬町																											
日向市																											
門川町																											
東郷町																											
南郷村																											
西郷村																											
北郷村																											
諸塚村																											
椎葉村																											
日南市																											
北郷町																											
南郷町																											
串間市																											
小林市																											
高原町																											
野尻町																											
須木村																											
えびの市																											
西都市																											
高鍋町																											
新富町																											
西米良村																											
木城町																											
川南町																											
都農町																											

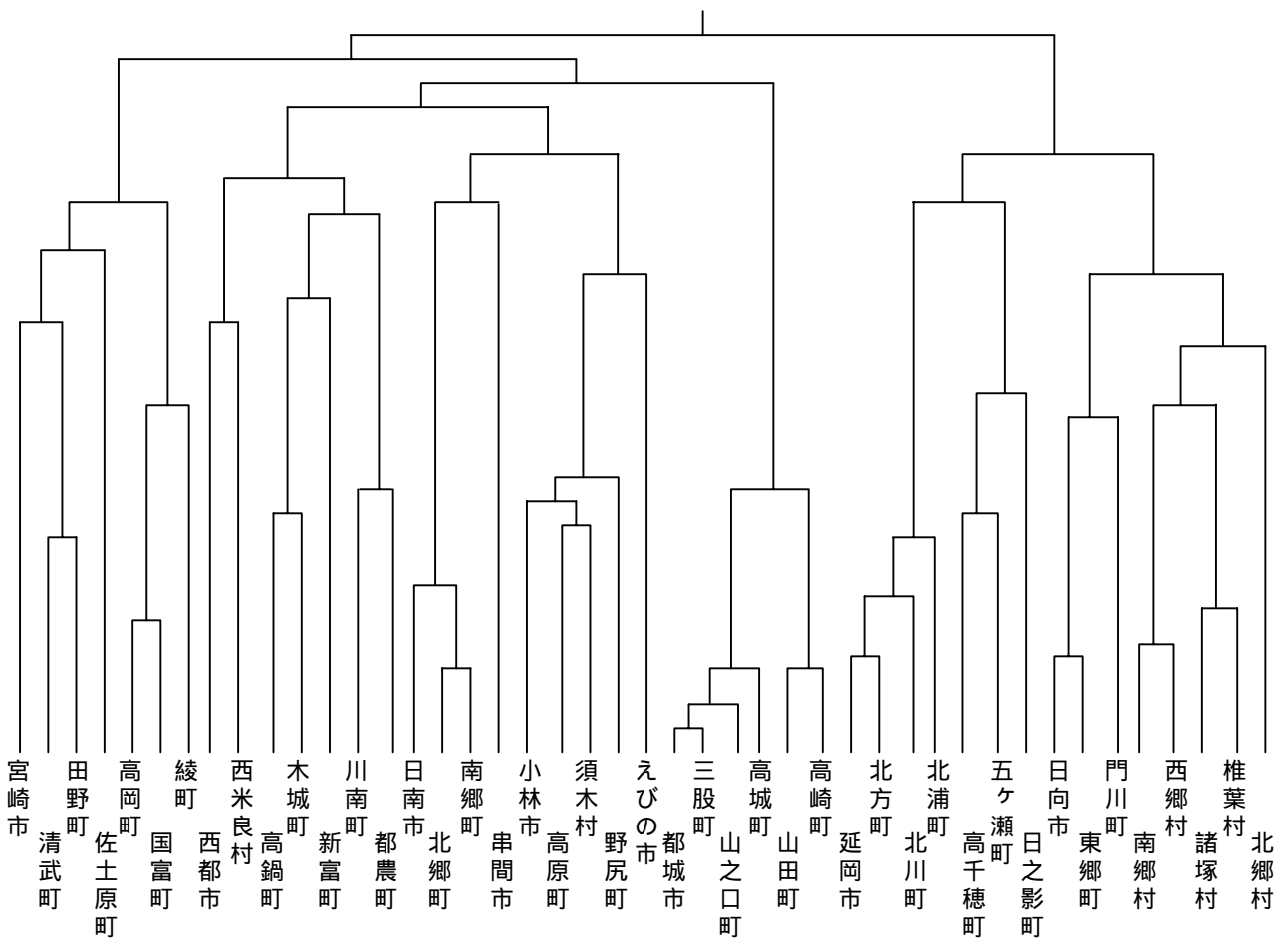
行政サービスの一体性(出先機関)							各種計画・政策上の一体性							経済面の一体性						
市町村名	土木事務所	農林振興局	保健所	税務署	社会保険事務所	公共職業安定所	広域市町村圏	総合保養地域(リゾート)	フォレストピア地域	高度技術産業集積地域(テクノポリス圏域)	新産業都市	地方拠点都市地域	2次医療圏	高齢者保健福祉圏域	ごみ処理広域化計画(ブロック)	J A	森林組合	NTT市外局番	九州電力営業所	宮崎日日新聞社支社・支局
宮崎市	宮崎	中部	宮崎市	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎東諸県						宮崎・東諸県	宮崎東諸県	宮崎・東諸県	宮崎中央	宮崎中央	0985	宮崎支店・営業所	宮崎本社
清武町	"	"	中央	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
田野町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
佐土原町	"	"	"	"	高鍋	"	"						"	"	"	"	"	"	西都営業所	"
高岡町	高岡	"	"	"	宮崎	"	"						"	"	"	"	"	"	宮崎支店・営業所	東諸支局
国富町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
綾町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	綾町	"	"	"	"
都城市	都城	北諸県	都城	都城	都城	都城	都城北諸県						都城北諸県	都城北諸県	都城・北諸県	都城	都城	0986	都城営業所	都城支社
三股町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
山之口町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
高城町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
山田町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
高崎町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
延岡市	延岡	東臼杵	延岡	延岡	延岡	延岡	宮崎県北部						宮崎県北部	延岡	延岡・西臼杵	延岡	延岡地区	0982	延岡営業所	延岡支社
北方町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
北川町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
北浦町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
高千穂町	西臼杵支庁	西臼杵支庁	高千穂	"	"	"	"						"	西臼杵	"	高千穂地区	"	"	高千穂営業所	高千穂支局
日之影町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	延岡・高千穂	"
五ヶ瀬町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	高千穂営業所	"
日向市	日向	東臼杵	日向	"	"	日向	"						日向入郷	日向入郷	日向・入郷	日向	耳川広域	"	日向営業所	日向市局
門川町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
東郷町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
南郷村	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
西郷村	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
北郷村	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
諸塚村	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
椎葉村	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
日南市	日南	南那珂	日南	日南	宮崎	日南	日南串間						日南串間	日南串間	日南・串間	はまゆう	日南地区	0987	日南営業所	日南支社
北郷町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
南郷町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
串間市	串間	"	"	"	都城	"	"						"	"	"	はまゆう・串間市大東	串間市	"	"	串間支局
小林市	小林	西諸県	小林	小林	"	小林	西諸						西諸	西諸	西諸	こばやし	小林市	0984	小林営業所	小林市局
高原町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
野尻町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
須木村	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"
えびの市	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	えびの市	えびの市	"	"	えびの支局
西都市	西都	児湯	高鍋	高鍋	高鍋	高鍋	西都児湯						西都児湯	西都児湯	西都・児湯	西都	西都市	0983	西都営業所	西都支局
高鍋町	高鍋	"	"	"	"	"	"						"	"	"	児湯	児湯	"	高鍋営業所	高鍋支局
新富町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	新富支局
西米良村	西都	"	"	"	"	"	"						"	"	"	西都	西米良村	"	西都営業所	西都支局
木城町	高鍋	"	"	"	"	"	"						"	"	"	児湯	児湯	"	高鍋営業所	高鍋支局
川南町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	尾鈴	"	"	"	都農支局
都農町	"	"	"	"	"	"	"						"	"	"	"	"	"	"	"

25の広域的なつながりの指標をもとに、44市町村×44市町村のクロス表(次ページ)を作成した。このクロス表においては、ある2市町村が互いに同じ圏域に含まれる場合には1としてカウントし、積み上げた結果を自市町村×自市町村の欄が100になるように調整した。数値が100に近いほど市町村相互の広域的なつながりが強いといえることができる。

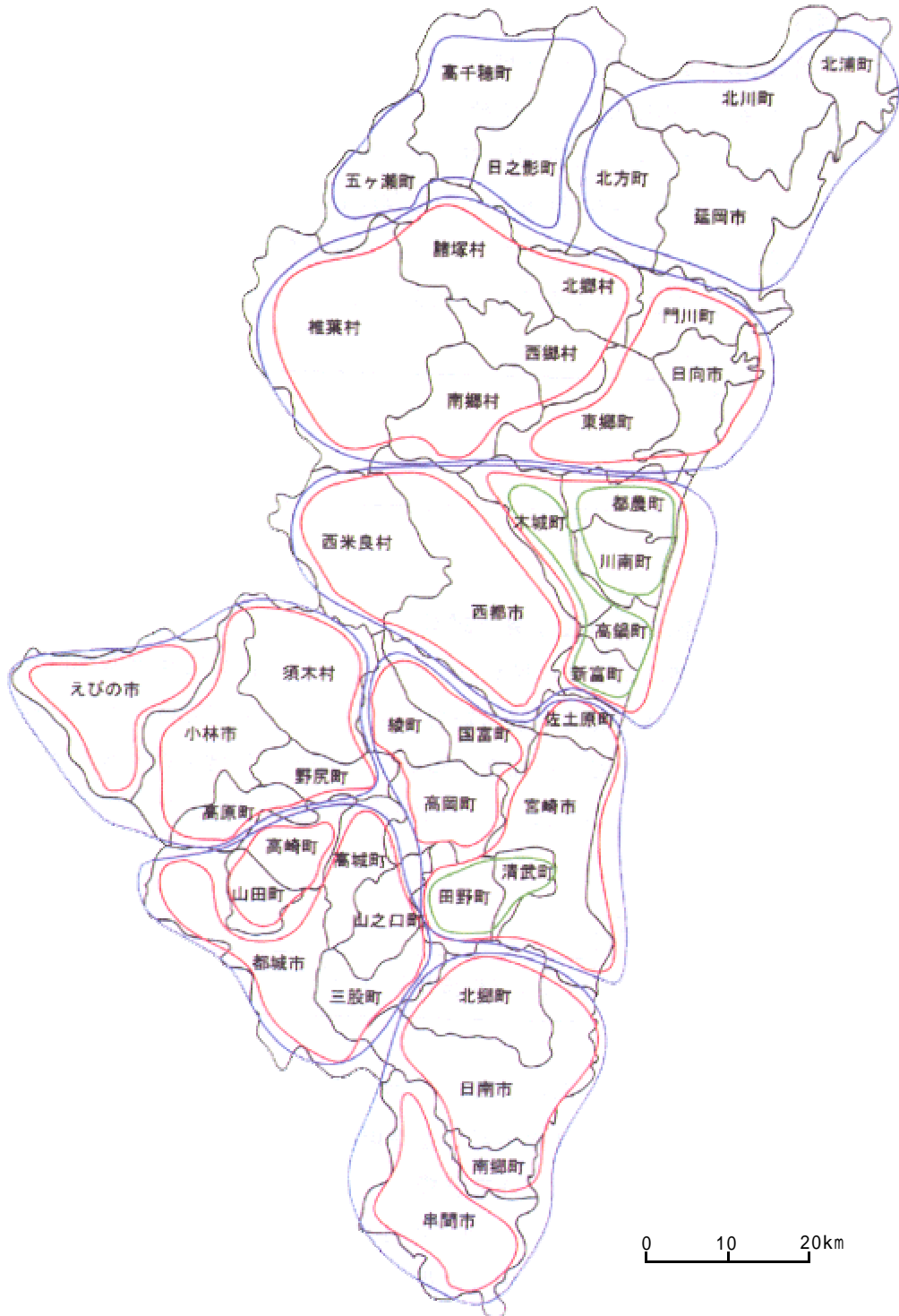


44市町村×44市町村のクロス表をクラスター分析にかけた結果は、下の樹形図のとおりとなった。

クラスター分析樹形図



クラスター分析の結果結びつきが強いと考えられる地域



## シミュレーションの具体的な方法

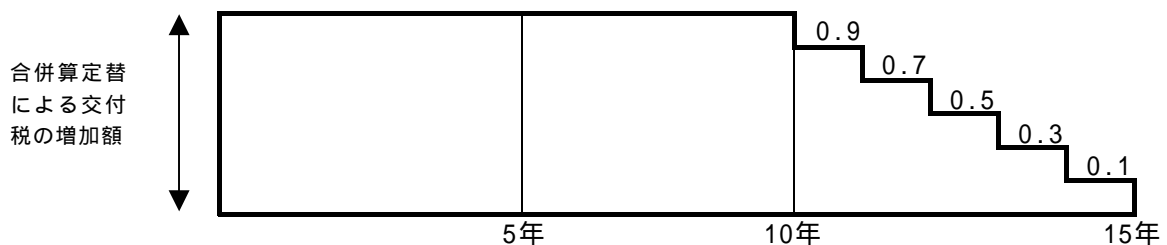
### a 地方交付税に関する財政支援措置の試算

#### 普通交付税の試算(合併算定替の効果)

##### ア 財政優遇措置の内容

「市町村の合併の特例に関する法律」 第11条 第2項

合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度については、地方交付税法等に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の4月1日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後5年度については、当該合算額に自治省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。



##### イ 計算方法(平成12年度予算で試算)

合併算定替による交付税額は、市町村ごとの平成12年度基準財政需要額から、市の生活保護費(経常経費)を除き、合併市町村一本で計算した生活保護費(経常経費)を加えた額から、平成12年度基準財政収入額を除いた額とした。町村が合併して、市制移行する場合も、生活保護費(経常経費)を計算し算入した。

合併算定替による交付税額

$$= \boxed{\text{合併関係市町村の基準財政需要額}} - \boxed{\text{A市生活保護費}} + \boxed{\text{合併市町村の生活保護費}} - \boxed{\text{合併関係市町村の基準財政収入額}}$$

普通交付税額の一本算定額(算定替を行わない合併市町村の交付税額)は、合併市町村の基準財政需要額と基準財政収入額との差額とした。合併市町村の基準財政需要額は、経常経費については12年度の係数等を基に一本で計算し、それに、市町村ごとの平成12年度の基準財政需要額の投資的経費、公債費、農山村地域活性化対策費を加えたものとした。基準財政収入額は、各市町村ごとの基準財政収入額の合計とした。



$$\boxed{\text{普通交付税の一本算定額 (合併算定替を行わない交付税額)}} = \boxed{\text{合併市町村の基準財政需要額}} - \boxed{\text{合併市町村の基準財政収入額}}$$

$$\boxed{\text{合併市町村の基準財政需要額}} = \boxed{\text{経常経費一本算定}} + \boxed{\text{A市投資的経費・公債費・農山村地域活性化対策費}} + \boxed{\text{B町投資的経費・公債費・農山村地域活性化対策費}}$$

$$\boxed{\text{合併市町村の基準財政収入額}} = \boxed{\text{A市基準財政収入額}} + \boxed{\text{B町基準財政収入額}}$$

合併算定替と算定替を行わない場合の差額を、合併算定替の効果とし、その10年間分と段階的に縮減される5年間分を算出した。

$$\boxed{\text{合併算定替の効果}} = \boxed{\text{合併算定替による交付税額}} - \boxed{\text{普通交付税の一本算定額 (合併算定替を行わない交付税額)}}$$

ウ 計算過程

(千円)

住民基本台帳人口(人) (H.12.4.1)	基準財政需要額(12年度)					合併算定替の基準財政需要額			一本算定の基準財政需要額		12年度基準財政 収入額の合計	合併直後の交付 税額 L=H+K	一本算定の交付 税額 M=J-K	合併算定替の 効果 N=L-M	生活保護費の 基準財政需要 額(一本算定 時)	
	経常経費	投資的経費	公債費	農山村地域活 性化対策費	基準財政需要額 計	生活保護費 の基準財政 需要額(12 年度)	生活保護費の基 準財政需要額 (一本算定時)市 町村に人口によ る按分額 G=0	算定替後の基準 財政需要額(世 帯別世帯数)入 入=H-F+G	経常経費(一本 算定)	一本算定の基 準財政需要額 J=I+B+C+D						
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	
延岡市	127,042	14,379,496	4,972,694	1,495,541	12,000	20,859,731	822,115	886,470	20,924,086	17,299,901	26,983,405	11,425,480	9,498,606			
北方町	5,267	1,460,032	716,035	421,352	26,000	2,623,419		36,752	2,660,171			333,229	2,326,942			
北川町	5,010	1,459,505	675,787	266,475	21,000	2,422,767		34,959	2,457,726			333,990	2,123,736			
北浦町	5,034	1,240,907	619,146	432,474	25,000	2,317,527		35,126	2,352,653			292,440	2,060,213			
計	142,353	18,539,940	6,983,662	2,615,842	84,000	28,223,444	822,115	993,307	28,394,636	17,299,901	26,983,405	12,385,139	16,009,497	14,598,266	1,411,231	993,307
高千穂町	16,057	2,895,185	1,192,922	425,129	27,000	4,540,236			4,540,236			1,032,208	3,508,028			
日之影町	5,737	1,734,188	789,979	489,762	26,000	3,039,929			3,039,929			454,401	2,585,528			
五ヶ瀬町	5,302	1,382,496	679,573	432,474	26,000	2,661,104			2,661,104			305,785	2,355,319			
計	27,096	6,011,869	2,662,474	1,487,926	79,000	10,241,269		0	10,241,269	5,163,128	9,392,528	1,792,394	8,448,875	7,600,134	848,741	0
日向市	59,844	6,963,254	2,347,945	793,324	14,000	10,118,523	320,285	367,906	10,166,144			5,208,061	4,958,083			
門川町	19,754	2,565,324	843,433	145,418	16,000	3,570,175		121,443	3,691,618			1,296,768	2,394,850			
東郷町	5,517	1,519,674	580,445	276,589	25,000	2,401,708		33,917	2,435,625			398,046	2,037,579			
南郷村	2,813	1,031,117	550,377	208,945	22,000	1,812,439		17,294	1,829,733			187,431	1,642,302			
西郷村	2,993	1,026,771	508,471	330,596	24,000	1,889,838		18,400	1,908,238			350,287	1,557,951			
北郷村	2,236	878,246	557,782	291,496	23,000	1,750,524		13,746	1,764,270			174,985	1,589,285			
諸塚村	2,590	1,185,615	976,922	416,957	24,000	2,603,494		15,923	2,619,417			341,862	2,277,555			
椎葉村	4,038	1,667,102	1,076,114	452,784	25,000	3,221,000		24,825	3,245,825			481,656	2,764,169			
計	99,785	16,837,103	7,441,489	2,916,109	173,000	27,367,701	320,285	613,454	27,660,870	14,867,149	25,397,747	8,439,096	19,221,774	16,958,651	2,263,123	613,454
西都市	36,530	5,515,184	2,460,678	412,561	29,000	8,417,423	229,388	190,164	8,378,199			2,579,028	5,799,171			
高鍋町	22,554	2,831,797	1,030,976	125,326	20,000	4,008,099		117,409	4,125,508			1,867,926	2,257,582			
新富町	19,295	2,483,863	780,018	97,598	27,000	3,388,479		100,444	3,488,923			1,332,326	2,156,597			
西米良村	1,545	715,457	432,940	104,701	21,000	1,274,098		8,043	1,282,141			135,042	1,147,099			
木城町	5,735	1,350,557	534,481	121,478	25,000	2,031,516		29,855	2,061,371			560,329	1,501,042			
川南町	17,997	2,665,080	1,163,649	72,619	28,000	3,929,348		93,687	4,023,035			1,244,345	2,778,690			
都農町	12,699	2,121,387	855,530	152,916	27,000	3,156,833		66,105	3,222,938			785,399	2,437,539			
計	116,355	17,683,325	7,258,272	1,087,199	177,000	26,205,796	229,388	605,707	26,582,115	15,734,877	24,257,348	8,504,395	18,077,720	15,752,953	2,324,767	605,707
宮崎市	303,785	35,612,558	15,842,450	2,082,858	14,000	53,551,866	2,192,985	1,935,938	53,294,819			33,473,447	19,821,372			
清武町	27,628	3,074,243	1,160,406	123,347	20,000	4,377,996		176,066	4,554,062			2,425,593	2,128,469			
田野町	12,525	1,983,871	795,163	175,866	26,000	2,980,900		79,818	3,060,718			881,697	2,179,021			
佐土原町	33,461	3,749,568	1,430,687	164,756	20,000	5,365,011		213,238	5,578,249			2,793,257	2,784,992			
高岡町	13,153	2,187,648	817,371	298,391	26,000	3,329,410		83,820	3,413,230			1,065,983	2,347,247			
国富町	22,999	3,149,329	1,147,629	317,141	27,000	4,641,099		146,566	4,787,665			1,573,005	3,214,660			
綾町	7,825	1,449,460	744,514	368,352	25,000	2,587,326		49,867	2,637,193			528,710	2,108,483			
計	421,376	51,206,677	21,938,220	3,530,711	158,000	76,833,608	2,192,985	2,685,313	77,325,936	49,522,933	75,149,864	42,741,692	34,584,244	32,408,172	2,176,072	2,685,313
小林市	41,296	5,737,952	2,167,343	438,050	29,000	8,372,345	271,187	248,532	8,349,690			3,195,282	5,154,408			
えびの市	25,717	4,402,914	1,791,435	571,130	28,000	6,793,479	196,733	154,773	6,751,519			1,793,950	4,957,569			
高原町	11,851	2,119,208	814,265	343,380	27,000	3,303,853		71,323	3,375,176			720,048	2,655,128			
野尻町	9,239	1,811,418	670,130	404,163	27,000	2,912,711		55,603	2,968,314			582,526	2,385,788			
須木村	2,594	1,014,346	490,745	175,114	23,000	1,703,205		15,612	1,718,817			193,522	1,525,295			
計	90,697	15,085,838	5,933,918	1,931,817	134,000	23,085,593	467,920	545,843	23,163,516	13,221,769	21,221,524	6,485,328	16,678,188	14,736,196	1,941,992	545,843
都城市	133,575	15,685,380	7,613,934	809,356	20,000	24,128,670	479,879	520,585	24,169,376			11,571,390	12,597,986			
三股町	24,323	3,246,841	1,305,708	167,802	20,000	4,740,351		94,795	4,835,146			1,577,813	3,257,333			
山之口町	7,676	1,562,117	800,287	111,232	23,000	2,496,636		29,916	2,526,552			452,312	2,074,240			
高城町	13,037	2,280,103	969,060	240,703	26,000	3,515,866		50,809	3,566,675			958,373	2,608,302			
山田町	8,955	1,690,330	640,458	264,643	26,000	2,621,431		34,901	2,656,332			571,731	2,084,601			
高嶺町	11,960	2,184,133	854,327	293,176	27,000	3,358,636		46,611	3,405,247			794,971	2,610,456			
計	199,526	26,648,904	12,183,774	1,886,912	142,000	40,861,590	479,879	777,617	41,159,328	24,009,836	38,222,522	15,926,410	25,232,918	22,296,112	2,936,806	777,617
日南市	47,158	6,315,609	2,533,886	532,598	19,000	9,401,093	208,993	233,749	9,425,849			3,645,245	5,780,604			
串間市	24,603	4,432,777	1,583,110	692,528	28,000	6,736,415	155,519	121,950	6,702,846			1,591,743	5,111,103			
北郷町	5,485	1,344,622	566,671	421,440	23,000	2,355,733		27,188	2,382,921			482,755	1,900,166			
南郷町	12,597	1,949,552	932,139	213,094	27,000	3,121,785		62,440	3,184,225			819,459	2,364,766			
計	89,843	14,042,560	5,615,806	1,859,660	97,000	21,615,026	364,512	445,327	21,695,841	12,590,251	20,162,717	6,539,202	15,156,639	13,623,515	1,533,124	445,327
日向市	59,844	6,963,254	2,347,945	793,324	14,000	10,118,523	320,285	371,255	10,169,493			5,208,061	4,961,432			
門川町	19,754	2,565,324	843,433	145,418	16,000	3,570,175		122,548	3,692,723			1,296,768	2,395,955			
東郷町	5,517	1,519,674	580,445	276,589	25,000	2,401,708		34,226	2,435,934			398,046	2,037,888			
計	85,115	11,048,252	3,771,823	1,215,331	55,000	16,090,406	320,285	528,029	16,298,150	10,099,804	15,141,958	6,902,875	9,395,275	8,239,083	1,156,192	528,029
日向市	59,844	6,963,254	2,347,945	793,324	14,000	10,118,523	320,285	373,340	10,171,578			5,208,061	4,963,517			
門川町	19,754	2,565,324	843,433	145,418	16,000	3,570,175		123,237	3,693,412			1,296,768	2,396,644			
東郷町	79,598	9,528,578	3,191,378	938,742	30,000	13,688,698	320,285	496,577	13,864,990	9,155,111	13,315,231	6,504,829	7,360,161	6,810,402	549,759	496,577
西都市	36,530	5,515,184	2,460,678	412,561	29,000	8,417,423	229,388	188,957	8,376,992			2,579,028	5,797,964			
佐土原町	33,461	3,749,568	1,430,687	164,756	20,000	5,365,011		173,082	5,538,093			2,793,257	2,784,836			
新富町	19,295	2,483,863	780,018	97,598	27,000	3,388,479		99,807	3,488,286			1,332,326	2,156,960			
西米良村	1,545	715,457	432,940	104,701	21,000	1,274,098		7,992	1,282,090			135,042	1,147,048			
計	90,831	12,464,072	5,104,323	779,616	97,000	18,445,011	229,388	469,838	18,685,461	11,283,919	17,264,858	6,839,653	11,845,808	10,425,205	1,420,603	469,838
宮崎市	303,785	35,612,558	15,842,450	2,082,858	14,000	53,551,866	2,192,985	2,014,367	53,373,248			33,473,447	19,899,801			
清武町	27,628	3,074,243	1,160,406	123,347	20,000	4,377,996		183,198	4,561,194			2,425,593	2,135,601			
田野町	12,525	1,983,871	795,163	175,866	26,000	2,980,900		83,052	3,063,952			881,697	2,182,255			
佐土原町	33,461	3,749,568	1,430,687	164,756	20,000	5,365,011		221,877	5,586,888			2,793,257	2,793,631			
計	377,399	44,420,240	19,228,706	2,546,827	80,000	66,275,773	2,192,985	2,502,494								

## 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置

### ア 財政優遇措置の内容

合併直後に必要となる次のような臨時的経費について、普通交付税において包括的な財政措置を行うものとし、その他の諸費(人口を測定単位とするもの・経常経費)に新たに合併補正が新設されている。

- ・行政の一体化(基本構想等の策定・改訂、コンピュータシステムの統一、ネットワークの整備等)に要する経費
- ・行政水準・住民負担水準の格差是正(住民サービスに水準の調整等)に要する経費

### イ 計算方法

次の式により算出した。なお、30億円を超える場合には、30億円で上限となり、5年間で均等に措置される。なお、人口は平成7年国勢調査の結果を用いた。

$$\boxed{\text{財政措置額}} = (1\text{億円} + 5\text{千円} \times \boxed{\text{合併後市町村人口}}) \times (1 + (\boxed{\text{合併関係市町村数}} - 2) \div 4)$$

## 市町村合併に対する新たな特別交付税措置

### ア 財政優遇措置の内容

平成17年3月までに市町村合併を行った団体について、合併年度又はその翌年度から3ヶ年にわたり特別交付税措置が講じられる。

支援内容は以下のとおりである。

#### (1)新しいまちづくり

合併を機に行う新たなまちづくりの財政需要を包括的に措置。

(例) 施設間ネットワーク化、コミュニティ施設整備、総合交通計画の策定、個性ある学校づくり、医療・福祉ネットワークシステム 等

#### (2)公共料金格差是正

合併関係市町村間における公共料金の統一に要する一般会計負担を包括的に措置。

#### (3)公債費負担格差是正

合併関係市町村間における公債費負担格差について、利子相当額を包括的に措置。

#### (4)土地開発公社の経営健全化

土地開発公社について、合併を機に経営健全化を図ろうとする設立・出資市町村の取り組みを包括的に支援。

## イ 計算方法

次の式により算出した。合併年度又はその翌年度から3ヶ年にわたり措置される。なお、人口は平成7年国勢調査の結果を用いた。

$$\boxed{\text{特別交付税措置額}} = ( 4\text{億円} + 4\text{千円} \times \boxed{\text{増加人口}} ) \times \text{補正係数}$$

増加人口は、(合併後人口 - 各旧市町村人口)のうち最小のもの。上限10万人。

### 補正係数

増加人口 / 合併後人口	係数
20%未満	1.0
20%以上40%未満	1.25
40%以上	1.5

## b 地方債に関する財政支援措置の試算

合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

### ア 財政優遇措置の内容

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができることとし、当該地方債の元利償還金の一部について、普通交付税措置が行われる。(本地方債のことを、以下「合併特例債」という。)

#### < 対象事業 >

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を起すことができる。

合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業

- ・ 旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備  
(例：旧市町村相互間の道路、橋りょう、トンネル等の整備)
- ・ 合併後の市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備  
(例：住民が集う運動公園等の整備)

合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

- ・ 合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備

(例：介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備)

- ・ 同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備

(例：ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして、合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る。)

合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

- ・ 類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

## イ 計算方法

次の式により標準全体事業費を算出した(自治省ホームページ上の試算を参照。)。なお、人口は平成7年国勢調査の結果を用いた。

$$\boxed{\text{標準全体事業費}} = 180\text{億円} \times (\boxed{\text{合併後人口}} \div 10\text{万人} \times a + b) \times (\boxed{\text{増加人口}} \div 1\text{万人} \times c + d) \times e$$

a～e：係数

- ・ aとbは次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

合併後人口数による区分	aの数値	bの数値
30,000人以下	1.000	0.200
30,000人を超え 100,000人以下	0.714	0.286
100,000人を超える	0.000	1.000

- ・ cとdは次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

増加人口数による区分	cの数値	dの数値
10,000人以下	0.333	0.667
10,000人を超え 50,000人以下	0.167	0.833
50,000人を超え 100,000人以下	0.083	1.250
100,000人を超え 200,000人以下	0.042	1.667
200,000人を超え 400,000人以下	0.021	2.083
400,000人を超える	0.000	2.917

- ・ e = 2 - 2 ÷ 合併関係市町村数

## 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

### ア 財政優遇措置の内容

合併後の市町村が行う一定の基金の積立てに要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、合併特例債をその財源とすることができる。

#### < 基金の目的 >

合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等(当該区域において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の合併関係市町村の区域における地域振興等を含む。)のために設ける基金(以下「合併市町村振興基金」という。)に対する積立てのうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起すことができる。

- ・ 新市町村の一体感の醸成に資するもの  
(例：イベント開催、新市町村のC I、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等)
- ・ 旧市町村単位の地域の振興(旧市町村において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の旧市町村を単位とする地域の振興を含む。)  
(例：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等)

### イ 計算方法

次式により、標準基金規模を算出した。但し、億円単位で四捨五入され、上限は40億円(自治省ホームページ上の試算を参照。)。なお、人口は平成7年国勢調査の結果を用いた。

$$\boxed{\text{標準基金規模}} = 3\text{億円} \times \boxed{\text{合併関係市町村数}} + 1\text{万円} \times \boxed{\text{増加人口}} + 5\text{千円} \times \boxed{\text{合併後市町村人口}}$$

$$\boxed{\text{標準基金規模の上限の目安}} = \boxed{\text{標準基金規模}} \times 1.5$$

c 経常経費の削減効果の試算

ア 計算方法

市町村の経常経費（人件費、物件費、維持補修費、補助費等の合計額）と、人口、面積との間には、重回帰分析を行った結果、高い相関関係がみられた。従って、全国の市町村のデータを基に、経常経費と人口・面積の重回帰式（モデル式）を算出したところ、以下のようなモデル式となった。

経常経費と人口・面積の重回帰モデル式：

$$Z = 0.001333 X + 0.024442 Y + 7.009996$$

X：人口(人)      Y：面積(k m<sup>2</sup>)      Z：経常経費(億円)

重回帰式                      目的変数：経常経費

説明変数名	偏回帰係数	標準偏回帰係数	F 値	P 値
人口(人)	0.001333	0.982803	132051.473	0
面積(km <sup>2</sup> )	0.024442	0.037047	187.637106	0
定数項	7.009996			

自由度修正済決定係数	0.976864
自由度修正済重相関係数	0.988364

[分散分析表]

変動	偏差平方和	自由度	不偏分散	分散比(F 値)	P 値
全体変動	24737266	3219			
回帰による変動	24165300	2	12082650	67958.442	0
回帰からの残差変動	571966	3217	178		

経常経費削減効果は、市町村ごとの経常経費のモデル値の合計額と合併後の市町村の経常経費のモデル値から削減率を算出し、その削減率を実際の各市町村の経常経費合計額に乗じることによって、算出した。

イ 計算過程

団体名	住民基本台帳人口 (H.11.3.31)	面積(km <sup>2</sup> )	経常経費(億円)		理論値(全国市町村モデル)	理論値同士による削減額(億円)	理論値による減少率	経常経費計×減少率=削減効果(億円)	合併後の経常経費(億円)
延岡市	127,325	283.78	157,60788		183,70821				
北方町	5,298	200.70	15,75474		18,97935				
北川町	5,063	279.91	17,41084		20,60208				
北浦町	5,137	103.49	12,10976		16,38866				
計	142,823	867.88	202,88322	合算 A	239,67630	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	218,64832	B		21,02998	0.088	17,80149	185,08173
					C			=D	
高千穂町	16,186	237.20	36,93213		34,38842				
日之影町	5,857	277.80	21,94227		21,60915				
五ヶ瀬町	5,375	171.77	19,94508		18,37490				
計	27,418	686.77	78,81948	合算 A	74,37247	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	60,35248	B		14,01999	0.189	14,85830	63,96118
					C			=D	
日向市	59,753	117.34	78,97222		89,54653				
門川町	19,532	120.48	29,96141		35,99674				
東郷町	5,543	218.73	17,06580		19,74670				
南郷村	2,862	190.23	13,55443		15,47552				
西郷村	3,053	138.32	13,57149		14,46139				
北郷村	2,277	120.17	10,41951		12,98313				
諸塚村	2,658	187.59	13,69184		15,13901				
椎葉村	4,113	536.20	21,40603		25,59974				
計	99,791	1,629.06	198,64273	合算 A	228,94876	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	179,87878	B		49,06998	0.214	42,57457	156,06816
					C			=D	
西都市	36,610	438.56	66,21812		66,54135				
高鍋町	22,501	43.92	34,14870		38,08401				
新富町	19,114	61.70	29,48087		34,00271				
西米良村	1,553	271.56	11,68827		15,71812				
木城町	5,767	146.02	15,66017		18,26816				
川南町	18,007	90.26	32,01337		33,22482				
都農町	12,846	102.33	25,62719		26,63869				
計	116,398	1,154.35	214,83689	合算 A	232,47786	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	190,41790	B		42,05996	0.181	38,86831	175,96838
					C			=D	
宮崎市	303,133	286.96	349,45833		418,19019				
清武町	27,203	47.81	36,14976		44,44825				
田野町	12,425	108.30	22,56665		26,22330				
佐土原町	33,262	56.84	40,79046		52,74741				
高岡町	13,131	144.58	23,84784		28,05137				
国富町	22,964	130.71	29,06562		40,82266				
綾町	7,774	95.21	17,73030		19,70218				
計	419,892	870.41	519,60896	合算 A	630,18536	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	588,12538	B		42,05998	0.067	34,67986	484,92910
					C			=D	
小林市	41,358	230.72	57,43434		67,79178				
えびの市	25,975	283.00	56,83174		48,55951				
高原町	11,969	85.42	22,94640		25,05608				
野尻町	9,329	88.86	18,55650		21,62025				
須木村	2,642	243.47	12,74649		16,48350				
計	91,273	931.47	168,51547	合算 A	179,51112	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	151,47115	B		28,03997	0.156	26,32243	142,19304
					C			=D	
都城市	133,912	306.21	162,09882		193,03888				
三股町	24,080	110.01	30,97483		41,80467				
山之口町	7,732	97.50	17,15155		19,70216				
高城町	13,088	94.21	26,01685		26,76288				
山田町	9,058	62.20	20,28018		20,60730				
高崎町	12,134	93.19	23,06209		25,46599				
計	200,004	763.32	279,58432	合算 A	327,38188	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	292,33189	B		35,04999	0.107	29,93271	249,65161
					C			=D	
日南市	47,492	294.46	75,87261		77,52817				
串間市	24,961	294.91	48,64937		47,49866				
北郷町	5,595	178.49	18,07572		18,83247				
南郷町	12,694	63.16	24,60861		25,47863				
計	90,742	831.02	167,20631	合算 A	169,33793	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	148,30795	B		21,02998	0.124	20,76526	146,44105
					C			=D	
日向市	59,753	117.34	78,97222		89,54653				
門川町	19,532	120.48	29,96141		35,99674				
東郷町	5,543	218.73	17,06580		19,74670				
計	84,828	456.55	125,99943	合算 A	145,28897	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	131,26997	B		14,02000	0.096	12,15853	113,84090
					C			=D	
日向市	59,753	117.34	78,97222		89,54653				
門川町	19,532	120.48	29,96141		35,99674				
計	79,285	237.82	108,93383	合算 A	125,54327	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	118,53327	B		7,01000	0.056	6,08256	102,85107
					C			=D	
西都市	36,610	438.56	66,21812		66,54135				
佐土原町	33,262	56.84	40,79046		52,74741				
新富町	19,114	61.70	29,48087		34,00271				
西米良村	1,553	271.56	11,68827		15,71812				
計	90,539	828.66	148,17772	合算 A	169,00959	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	147,97961	B		21,02998	0.124	18,43786	129,73986
					C			=D	
宮崎市	303,133	286.96	349,45833		418,19019				
清武町	27,203	47.81	36,14976		44,44825				
田野町	12,425	108.30	22,56665		26,22330				
佐土原町	33,262	56.84	40,79046		52,74741				
計	376,023	499.91	448,96520	合算 A	541,60915	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	520,57916	B		21,02999	0.039	17,43274	431,53246
					C			=D	
小林市	41,358	230.72	57,43434		67,79178				
高原町	11,969	85.42	22,94640		25,05608				
野尻町	9,329	88.86	18,55650		21,62025				
須木村	2,642	243.47	12,74649		16,48350				
計	65,298	648.47	111,68373	合算 A	130,95161	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	109,92163	B		21,02998	0.161	17,93568	93,74805
					C			=D	
日南市	47,492	294.46	75,87261		77,52817				
北郷町	5,595	178.49	18,07572		18,83247				
南郷町	12,694	63.16	24,60861		25,47863				
計	65,781	536.11	118,55694	合算 A	121,83927	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	107,81929	B		14,01998	0.115	13,64228	104,91466
					C			=D	
高鍋町	22,501	43.92	34,14870		38,08401				
新富町	19,114	61.70	29,48087		34,00271				
木城町	5,767	146.02	15,66017		18,26816				
川南町	18,007	90.26	32,01337		33,22482				
都農町	12,846	102.33	25,62719		26,63869				
計	78,235	444.23	136,93030	合算 A	150,21839	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	122,17842	B		28,03997	0.187	25,55860	111,37070
					C			=D	
佐土原町	33,262	56.84	40,79046		52,74741				
新富町	19,114	61.70	29,48087		34,00271				
計	52,376	118.54	70,27133	合算 A	86,75012	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	79,74013	B		7,00999	0.081	5,67839	64,59294
					C			=D	
高岡町	13,131	144.58	23,84784		28,05137				
国富町	22,964	130.71	29,06562		40,82266				
綾町	7,774	95.21	17,73030		19,70218				
計	43,869	370.50	70,64376	合算 A	88,57621	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	74,55622	B		14,01999	0.158	11,18161	59,46215
					C			=D	
清武町	27,203	47.81	36,14976		44,44825				
田野町	12,425	108.30	22,56665		26,22330				
計	39,628	156.11	58,71641	合算 A	70,67155	C-B	(C-B)/C	A×D	
		理論値	63,68155	B		7,01000	0.099	5,82415	52,89226
					C			=D	
東郷町	5,543	218.73	17,06580		19,74670				
南郷村	2,862	190.23	13,55443		15,47552				
西郷村	3,053	138.32	13,57149		14,46139				



## 宮崎県市町村合併懇談会設置要綱

平成12年 5月18日

総務部 地方課

### (目的)

第1条 県が作成する「市町村の合併の推進についての要綱(仮称)」(案)(以下「要綱案」という。)について、市町村関係者や学識経験者等から幅広く意見を求め、市町村の将来的なあるべき姿について議論を深めることを目的として、宮崎県市町村合併懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 懇談会は、市町村関係者や県内有識者の中から知事が依頼する委員若干名をもって組織する。

### (座長)

第3条 懇談会に座長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇談会を主宰する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて知事が招集し、座長がその議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 委員は、要綱案について自由に意見を述べることができる。

### (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、総務部地方課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成12年5月18日から施行し、平成13年3月31日限り、その効力を失う。

## 宮崎県市町村合併懇談会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職 名
か い し げ か つ 甲 斐 重 勝	耳川広域森林組合長
こ さ か ぜ ん じ ろ う 小 坂 善 治 郎	九州保健福祉大学社会福祉学部教授
さ と う と し み 佐 藤 寿 美	N H K 宮崎放送局長
さ と う ひ ろ よ し 佐 藤 博 祥	宮崎県農業協同組合中央会常務理事
す ど う あ き ひ ろ 須 藤 明 裕	宮崎県総務部地方課長
た け い し ゅ う た ろ う 武 井 周 太 郎	宮崎日日新聞社論説委員会委員長
た て や ま け い こ 立 山 恵 子	有限会社アートアマネ専務取締役
な が と も ま さ や す 長 友 将 靖	宮崎県市長会事務局長
ね も と と し お 根 本 俊 雄	宮崎産業経営大学経済学部長
の が わ き み こ 野 川 喜 美 子	福祉作業所ひなたぼっこ所長
の ざ き ゆ き こ 野 崎 由 希 子	日章学園宮崎ユニバーサル・カレッジ国際ボランティアコーディネーター学科長
ま つ か わ ひ で お 松 川 英 雄	宮崎県町村会事務局長
ま つ ざ き よ し ぞ う 松 崎 芳 三	宮崎県商工会議所連合会専務理事
も り こ し ひ で の ぶ 森 腰 英 信	日本青年会議所九州地区宮崎ブロック協議会会長

## 用語の解説

### あ

#### 一部事務組合

2以上の普通地方公共団体又は特別区が、事務の一部を共同処理するために設ける組合である。一部事務組合によって共同処理するとされた事務は、関係普通地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。なお、昭和49年から、共同処理する事務が構成団体すべてに共通している必要がない複合的一部事務組合が制度化されている。

### か

#### 過疎地域

人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活機能の整備等が他の地域に比較して低位にある地域で、過疎地域自立促進特別措置法に示される人口減少率などの要件を満たす市町村の区域が「過疎地域」として指定される。過疎地域市町村においては、過疎地域自立促進市町村計画が策定されるとともに、国・県の様々な特別措置が施される。

#### 合併協議会

市町村が合併をしようとする場合に、市町村建設計画の作成、新市町村の名称、合併後の職員の身分や地方税の取扱など合併に関連する協議を行うために設置される協議会で、関係市町村の長、議会の議員、学識経験者等で構成される。(市町村の合併の特例に関する法律 第3条)

#### 合併特例債

合併後の市町村建設計画に基づいて行う事業又は基金の積立てのうち、市町村の一体性の速やかな確立を図るための事業などについては、地方財政法第5条各号に規定する経費(適債事業)に該当しないものについても、地方債を財源にあてることのできる制度であり、平成11年の合併特例法の改正により創設された。

充当率は対象事業費のおおむね95%で、その元利償還金の70%について後年度において、普通交付税の基準財政需要額に算入される。

#### 起債制限比率

地方公共団体の純粋な独自財源から捻出しなければならない公債費負担の割合を見る指標で、将来の公債費負担の軽減に通ずる繰上償還額及び普通交付税により措置されることとなる償還額等については除かれる。

また、年度間の動きを平準化するために、一般的には当該年度を含む三カ年の平均値によることとされている。

なお、比率が20%を超えると一部の地方債の発行が制限されることとなる。

#### 経常収支比率

財政構造の弾力性を表す指標である。

人件費、公債費などの経常経費で地方税(普通税)、普通交付税を中心とする一般財政がどの程度使われたかを表す比率で、この比率が低いほど、建設事業などの臨時的経費に充当できる一般財源が豊かで財政構造が弾力性に富んでいることを示す。

現実的にみて、75%程度であればまずまずといえる。

#### 広域市町村圏

都市と周辺の農山漁村地域を一体として、日常的な生活圏に即して広域的かつ総合的な市町村の行政を推進する圏域として、昭和44年に国(自治省)により創設された制度。県内には6圏域があり、すべての市町村がいずれかの圏域に属している。

#### 広域連合

広域行政の推進とともに地方分権の受け皿ともなれるよう、平成6年に制度化された特別地方公共団体。国・都道府県からの権限委譲を受けることができることや住民からの直接請求もできるなど、従来の一部事務組合などと比べて機能の強化とともに、民意の反映にも配慮された広域行政制度である。

#### 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当する。

#### 公債費

地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費。

#### 公債費比率

公債費(地方債の元利償還金)負担が適量かどうかをみて、地方債発行の適量を判断する指標である。

公債費に充てられる一般財源の額が標準財政規模に対しどの程度の割合を占めているかを表す比率で、経常収支比率とともに財政構造の弾力性をみる上で重要なものである。

通常、10%未満が財政構造をおびやかさない目安とされる。

#### 公債費負担比率

当該年度において公債費に充当された一般財源が、当該年度に収入された一般財源総額に対してどの程度のウエイトを占めているかを見る指標。

この比率には、当該年度に実施した繰上償還等の公債費比率の算定上において控除することとされている要素も含んで算出されることから、一般的には、公債費比率よりも高くなる傾向にある。

#### さ

#### 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去三ヵ年の平均値をいい、当該団体の財政力(体力)を表す指標である。

「1」に近く、また「1」を超えるほど財源に余裕があることを示す。

## 自主財源と依存財源

自主財源とは、自主的に収入しうるもの、依存財源とは、国(県)の意思により定められた額を交付させたり、割り当てられたりする収入をいう。

自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安全性が確保される。

前者は、地方税、分・負担金、使用料などが、後者は、地方交付税、国庫(県)支出金、地方債などが代表的なものである。

## 市町村合併

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)では、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。(市町村の合併の特例に関する法律 第2条)

なお、同様の規定として地方自治法においては廃置分合があり、合併特例法にいう市町村合併は廃置分合の一形態と位置付けられる。

## 市町村建設計画

合併協議会において作成される計画で、概ね合併市町村の建設の基本方針、合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、合併市町村の財政計画について定められる。(市町村の合併の特例に関する法律 第5条)

## 市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)

昭和40年に10年間の時限立法として施行された。その後、昭和50年、60年及、平成7年にそれぞれ10年間の有効期限の延長が行われており、現在の法律の有効期限は平成17年3月31日である。最近では平成11年7月の改正で、特例措置等の拡充がなされ、平成12年12月の改正では、合併による町村の市制移行要件が平成16年3月までの合併に限り、人口要件の3万人以上に緩和された。

## 実質収支

決算収支を表すもので、官庁会計の累年による黒字又は赤字の額を示す。

一定の黒字を出すのが財政運営の基本である。

## 実質収支比率

実質収支の額の適否を判定する指標である。

実質収支が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で表される。

経験的には、おおむね3~5%程度が望ましいとされる。

## た

### 地域審議会

合併後も地域住民の声を反映させ、地域の実情に応じた政策が実施できるよう、旧市町村の区域を単位として置くことができる審議会。(市町村の合併の特例に関する法律 第5条の4)

合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べることができる。

### 地方債

地方公共団体が建設事業等の財源として調達する長期借入金で、市町村が発行する場合は知事の許可が必要である。

### 中核市

指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するべく設けられたもので、指定の要件は、人口30万人以上で面積100km<sup>2</sup>以上などとなっている。

### 特別地方公共団体

特別区、地方公共団体の組合(一部事務組合、広域連合など)、財産区及び地方開発事業団をいう。(地方自治法 第1条の3 第3項)

### 特例市

地方分権推進計画に基づき、平成12年度から制度化されたもので、中核市に権限委譲されている事務のうち、特例市が処理するよりも都道府県が一体的に処理するほうがより効率的な事務を除き、特例市に対しても権限が委譲される。指定のための要件は人口20万人以上である。

## は

### 廃置分合

市町村の法人格の変動を伴う区域の変更で、地方自治法第7条に規定されており、合体・編入・分割・分立の4種がある。

### パブリック・コメント制度

政策立案過程において、広く一般国民(住民)に対して、媒体を通じて、政策の在り方、政策案に対する意見を受け付ける機会を確保し、受け付けた意見を考慮して政策案の修正を含め政策の検討を行う、という一連の政策立案過程上の手続き。

### 標準財政規模

当該団体における一般財源の標準規模を示す額

### 普通地方公共団体

都道府県と市町村が普通地方公共団体である。(地方自治法第1条の3 第2項)